

子ども・子育て 支援事業計画

第2期



別府市

(令和2年度～6年度)

はじめに



本市では、子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもと家庭が安心して子育てができる環境づくりを総合的に支援するため、「別府市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、今日までこの計画に沿って様々な子ども・子育て支援の取り組みを推進してまいりました。

この度、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までを計画期間とする第1期事業計画が終了することから、現計画を社会環境の変化や市民ニーズに応じたものとするため、発展的な見直しを行い、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする「第2期別府市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画においても「湯けむりとぬくもりのなかで、子育てしやすいと実感できるまち」を基本理念として継承し、本市に居住する子どもやその家族にとって「切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実」に向け、家庭、学校、地域、職域そして行政が相互に協力しながら、皆様とともにこの計画の更なる推進を図り、市民の皆様が安心して子育てができ、別府で育つ子どもたちが将来に夢を抱き、別府で育ったことを誇りに思えるまちづくりを目指します。

皆様方には、この計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「別府市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「別府市子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」やパブリックコメントなどで貴重なご意見を頂きました市民の皆様、関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和2年3月

別府市長 長野 恭紘

目次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1	事業計画策定の趣旨	2
2	事業計画の位置づけ	3
3	事業計画の期間	4
4	子ども・子育てに関する主な法律・制度	5
5	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について（概要）	7
6	事業計画策定の経緯	9

第2章 本市の子どもと家庭を取り巻く状況と課題

1	本市の状況	
(1)	総人口と子ども人口の推移	12
(2)	世帯の状況	13
(3)	出生・死亡の状況	14
(4)	合計特殊出生率の推移	14
(5)	婚姻・離婚の状況	15
(6)	就労の状況	15
(7)	将来人口の推計	16
2	子育て家庭の状況	
(1)	子育て世帯の推移	17
(2)	ひとり親世帯の推移	17
3	実態調査の状況	
(1)	実態調査の概要	18
(2)	実態調査の結果（抜粋）	19
4	第1期計画の評価	38
5	本市における子育て支援に関わる課題	40

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	44
2 計画の基本方針	46
3 計画の施策体系	47

第4章 計画を推進するための施策の展開

基本目標1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育の充実

施策目標① 保育サービスの充実	50
施策目標② 子どもに生きる力を育む学校（園）づくりの推進	56
施策目標③ 質の高い幼児教育・保育の充実	57
施策目標④ 家庭や地域の教育力の向上	59
施策目標⑤ 不登校等児童生徒に対する取組の充実	60
施策目標⑥ スポーツ・文化活動を通じた子どもの健全育成	62
施策目標⑦ 児童生徒における国際理解の推進	64

基本目標2 親と子の健康の確保及び増進

施策目標① 親と子の健康の確保	65
施策目標② 食育の推進	69
施策目標③ 思春期保健対策の充実	71
施策目標④ 小児医療の充実	72

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策目標① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	75
施策目標② 仕事と子育ての両立の推進	76
施策目標③ 経営者への意識啓発活動	77

基本目標4 地域における子育ての支援

施策目標① 地域における子育て支援サービスの充実	78
施策目標② 子育て支援のネットワークづくり	82
施策目標③ 児童の健全育成	84

基本目標5 子育てを支援する生活環境・安全の確保

施策目標① 安心して外出できる道路交通環境の整備	89
施策目標② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	90
施策目標③ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	91

基本目標 6 要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

施策目標① 児童虐待防止対策の充実.....	94
施策目標② ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	100
施策目標③ 障がい児施策の充実.....	102
施策目標④ 子どもの貧困対策について.....	105
施策目標⑤ 外国人子育て家庭への支援.....	107
施策目標⑥ 医療的ケア児への支援に向けた取り組み.....	109

第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第2期）

1 子ども・子育て支援制度について.....	112
2 子ども・子育て支援法にかかる子ども・子育て支援事業計画について.....	116
3 教育・保育提供区域の設定について.....	120
4 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策.....	121
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	128
6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....	152
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	153

第6章 子ども・子育て支援事業計画の推進に向けて

1 市民それぞれの役割.....	156
2 計画の実施状況と点検推進体制.....	157
3 計画の公表及び周知.....	157
4 目標事業量の設定.....	158

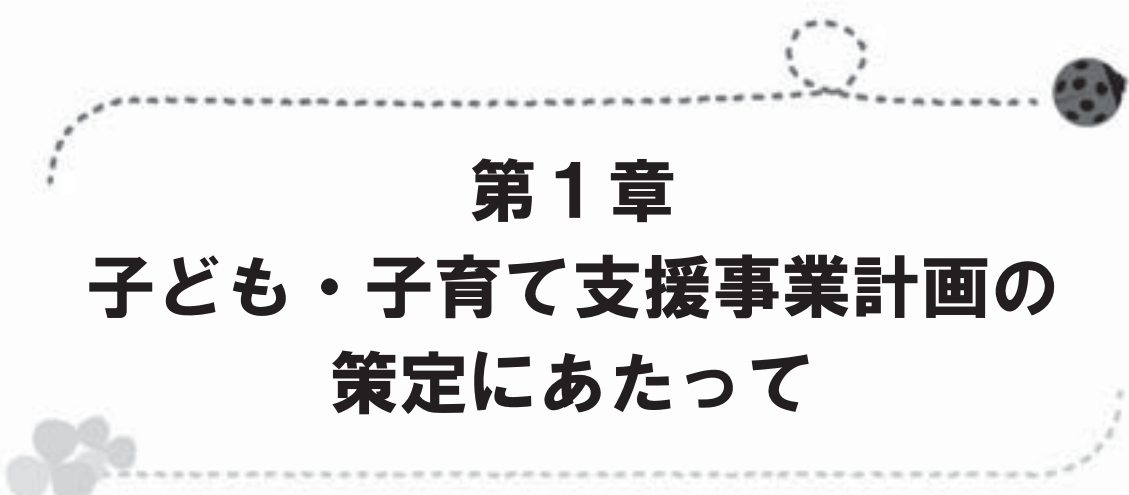
資料編

1 別府市子ども・子育て会議委員名簿.....	160
2 別府市子ども・子育て会議条例.....	161
3 本市の保育所・幼稚園・小学校・中学校の状況.....	162
4 本市の子育てサービスの状況.....	165

◆年号記載方法について

本年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、「西暦と和暦を併記」しております。なお、グラフ及び表における記載は「西暦表記」としてしております。

（※法令文章の記載は除く）



第1章

子ども・子育て支援事業計画の 策定にあたって

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 事業計画策定の趣旨

別府市（以降「本市」という。）では、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、2014（平成26）年度に「別府市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育ての支援充実を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく関連施策についても推進してきました。

しかし、社会情勢は少子化の流れが留まることなく、加えて子どもの貧困問題が表面化したことから、国は2016（平成28）年2月に「子育て安心プラン」を公表し、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、2019（令和元）年5月には「幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立しました。この中で「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

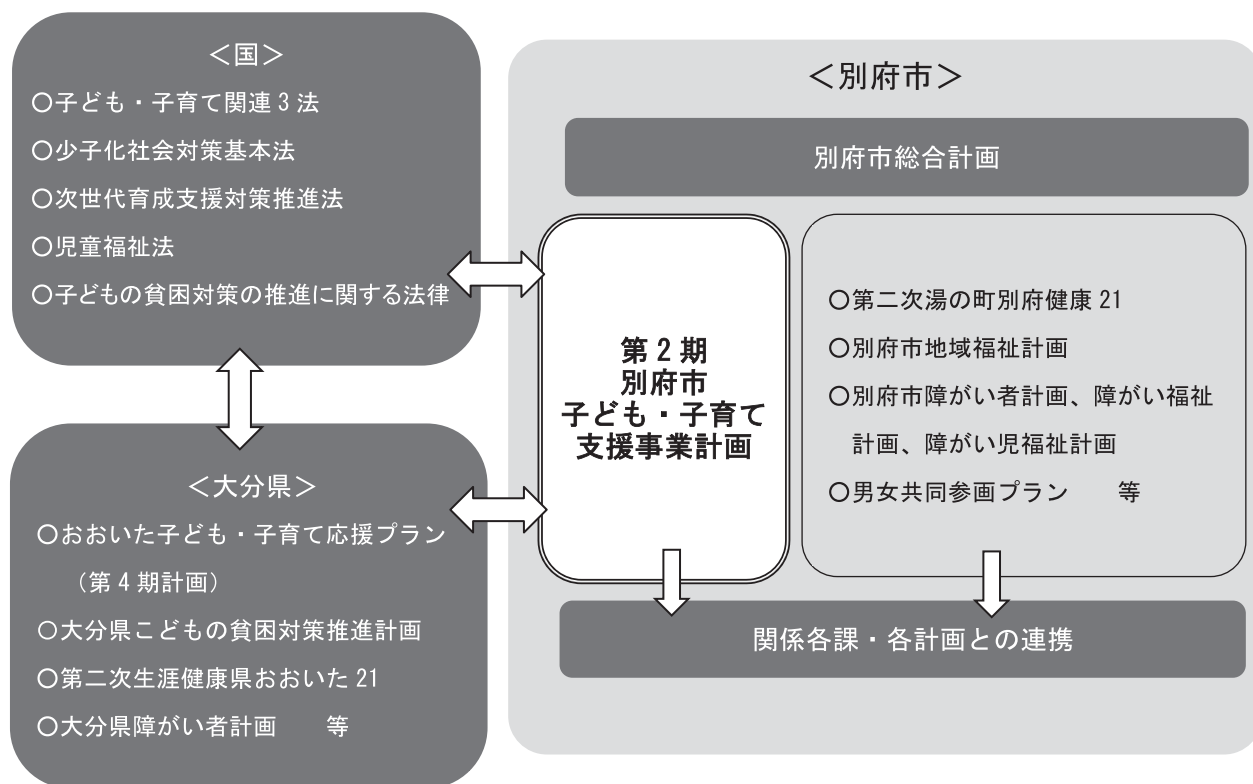
これを受け本市では、第1期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方【改訂版】」に基づいて、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、前年度に実施した実態調査の結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「別府市子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第2期別府市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、子どもの貧困対策推進法に関する施策を含め、次世代育成支援対策推進法による関連施策を計画的に実施し、本市に居住する子どもやその家族にとって「切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実」を目指していきます。

2 事業計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）に即して、策定するものです。
- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取り組みを可能な限り踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく事業計画と位置付けます。
- 本計画には、子どもの貧困対策推進法に関する施策を含めます。
- 本計画は、国・県との連携を図り、別府市総合計画を上位計画とし、第二次湯の町別府健康21、別府市地域福祉計画をはじめ、他の計画などとの整合を図るものとし、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

■ 国・県・関連計画等との連携



3 事業計画の期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

■ 計画期間

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
別府市子ども・子育て支援事業計画（第1期）									
					別府市子ども・子育て支援事業計画（第2期）				

4 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 (⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート。(計画期間：平成27年度～平成31年度)
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。 (⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行)

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

平成	法律・制度等	内容
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。
31年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
令和 2年度	子ども・子育て支援事業計画 (第2期)	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(第2期)開始。 (計画期間：令和2年度～令和6年度)

5 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について(概要)

<改正の背景>

- 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正（令和元年10月1日施行）に伴う改正を行う。
- 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正（令和2年4月1日施行）を行う。

<改正の内容>

(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- 放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。
- 目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。

(2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項等を追記。
 - ① 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ② 児童虐待の発生子防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。
- 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。
- 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。
- 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。
- 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項に追加すること。

また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下追記

- 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。
- 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。

※ そのほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正（文言の整理）等を行う

引用元：内閣府子ども・子育て会議資料

6 事業計画策定の経緯

市民、学職経験者、関係団体代表などから構成される「別府市子ども・子育て会議」を設置開催し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2019（平成31）年1月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等を、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

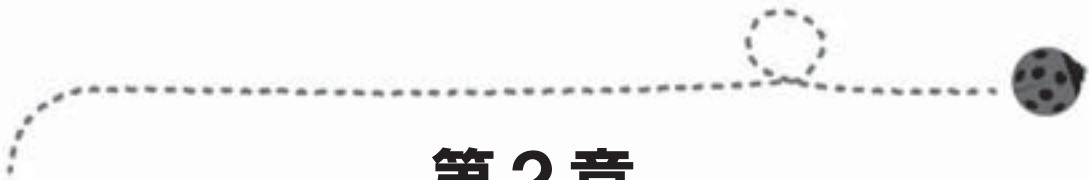
■ 2018年度実態調査の概要

調査対象者	別府市在住の就学前児童（0～5歳）及び小学6年生（6～11歳）までの子どもがいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出						
調査期間	2019年1月7日～2019年1月25日						
調査方法	郵送による無記名回答方式						
配布・回収状況	2018年度	配布件数	回収件数	無効回答数	有効回答数	回収率	有効回答率
	就学前	1,970件	917件	0件	917件	46.5%	46.5%
	小学生	1,900件	1,066件	0件	1,066件	56.1%	56.1%
	合計	3,870件	1,983件	0件	1,983件	51.2%	51.2%


※無効回答とは、すべて白紙での回答や、宛先不明等により調査が正常に実施できなかったものです。

（前回調査の概要）

配布・回収状況	2013年度	配布件数	回収件数	無効回答数	有効回答数	回収率	有効回答率
	就学前	2,008件	795件	0件	795件	39.6%	39.6%
	小学生	1,821件	860件	0件	860件	47.2%	47.2%
	合計	3,829件	1,655件	0件	1,655件	43.2%	43.2%



第2章
本市の子どもと家庭を取り巻く
状況と課題

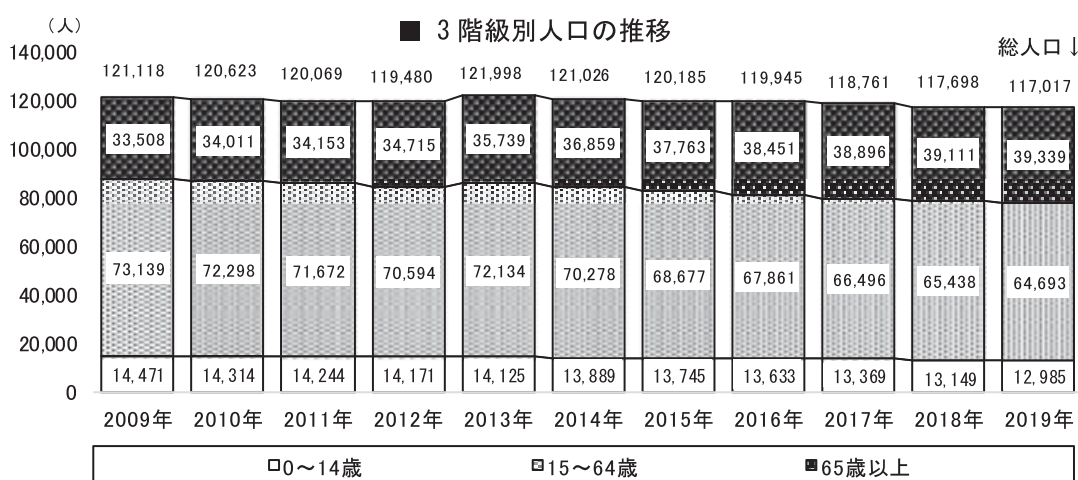


第2章 本市の子どもと家庭を取り巻く状況と課題

1 本市の状況

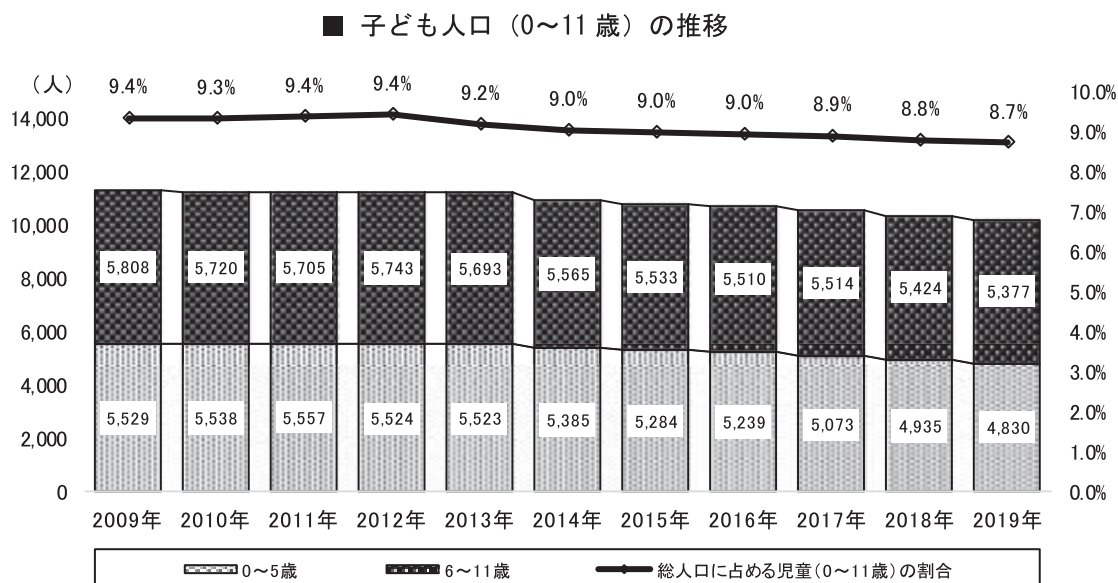
(1) 総人口と子ども人口の推移

本市の総人口は2013（平成25）年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、2013（平成25）年以降老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しており、本市は少子高齢化傾向となっています。



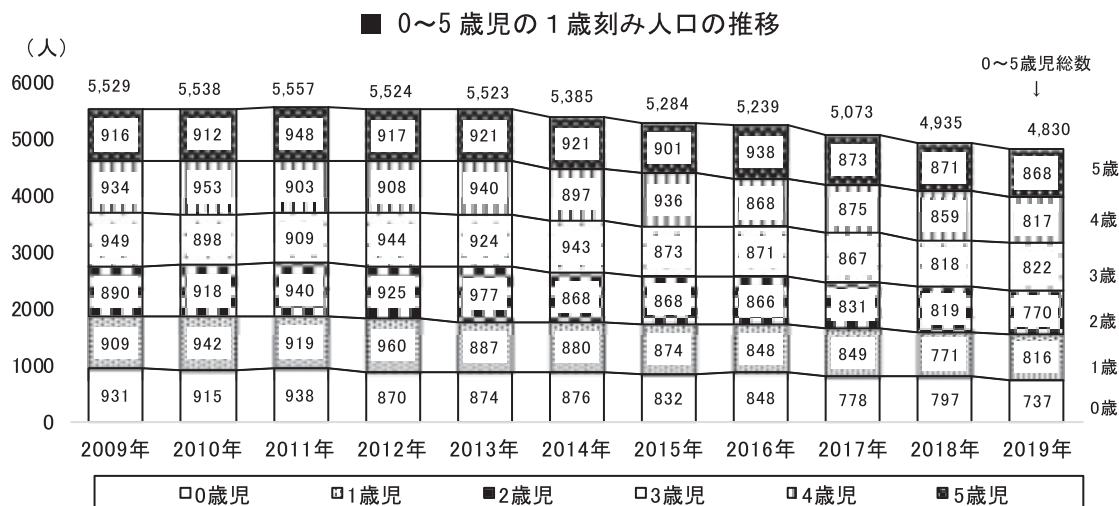
資料：住民基本台帳（各年3月31日）
※総人口には不詳・外国人含む

子ども人口も2013（平成25）年以降、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下を続け、2019（平成31）年には8.7%となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

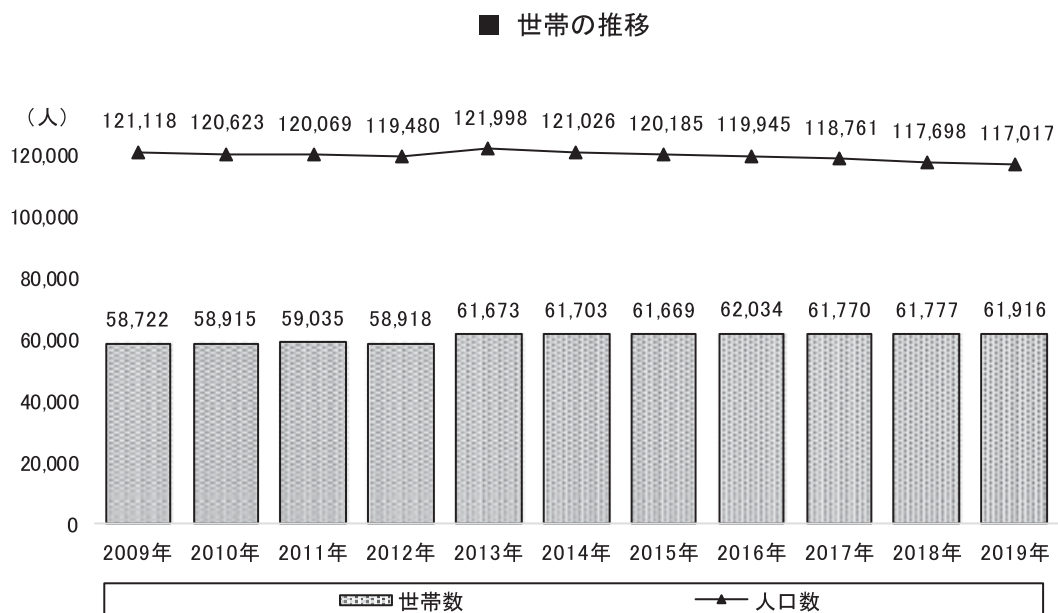
さらに就学前児童（0～5歳）の1歳刻み人口の推移をみると、2009（平成21）年から2019（平成31）年にかけていずれの年齢でも減少し、全体では699人減少しています。このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）世帯の状況

本市の世帯推移をみると、住民基本台帳法の改正に伴い、2013（平成25）年より住民票を持つ外国人の人数を加算している影響もあり、世帯数は増加傾向となっています。

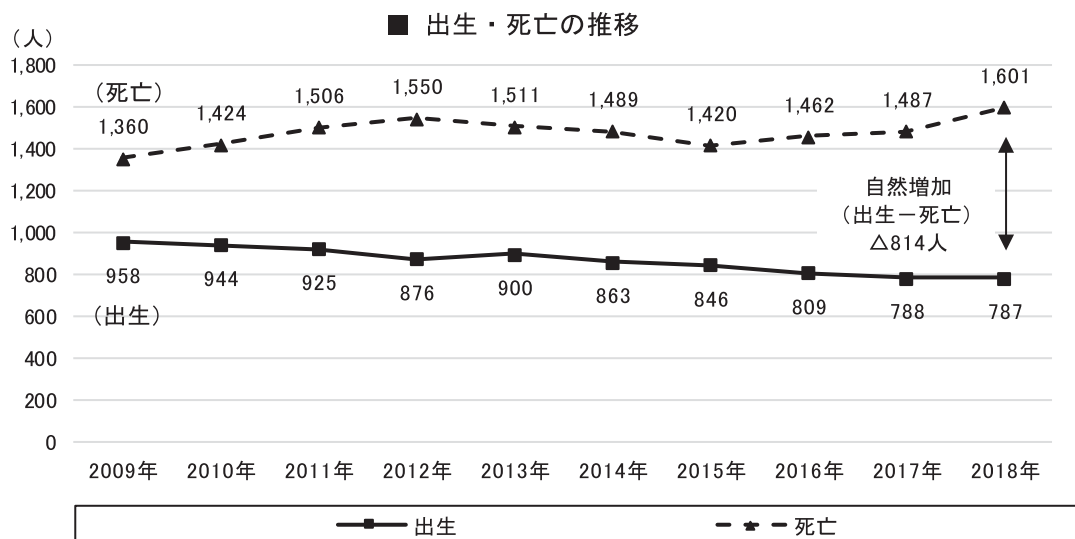


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

※2013年より日本人住民と外国人住民とで構成される世帯を含む

(3) 出生・死亡の状況

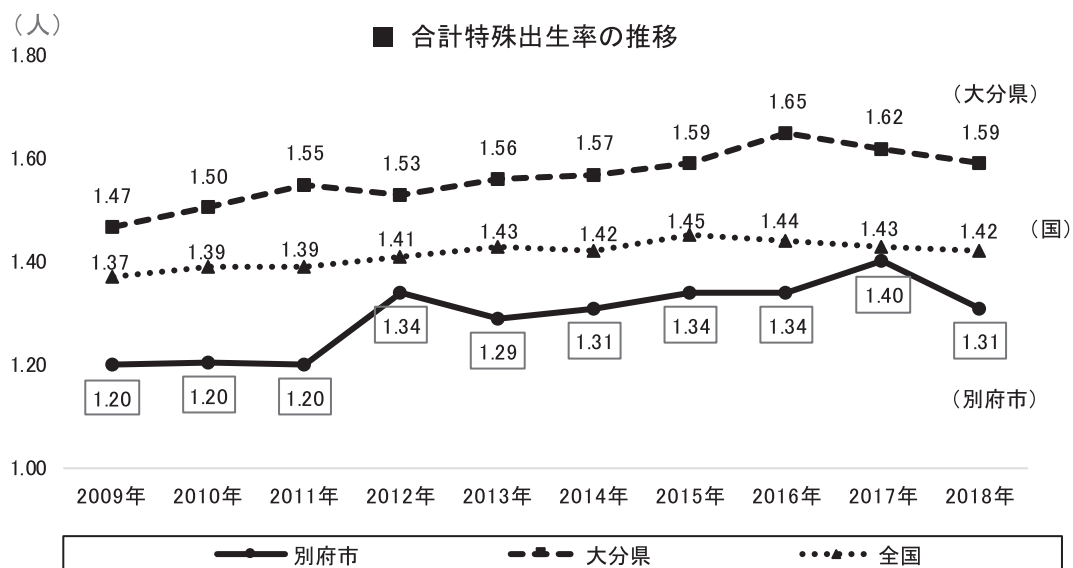
本市の出生・死亡の推移をみると、出生では、2014（平成26）年から再び減少傾向となり、死亡では、2016（平成28）年から増加傾向となっており、2018（平成30）年における出生と死亡の差である自然増加数は△814人となっています。



資料: 厚生労働省「人口動態統計」

(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、2018（平成30）年では1.31となっており依然、国・大分県を下回った水準で推移しています。

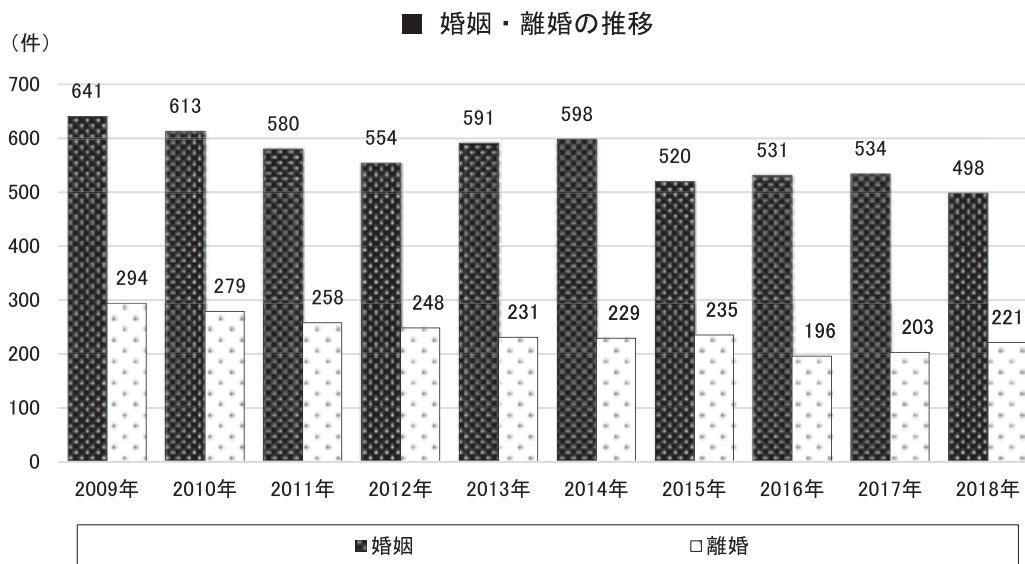


資料: 厚生労働省「人口動態調査」、各市町村の合計特殊出生率は、県福祉保健企画課調べ

注1: 合計特殊出生率とは15～49歳の1人の女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの平均子ども数に相当する。

(5) 婚姻・離婚の状況

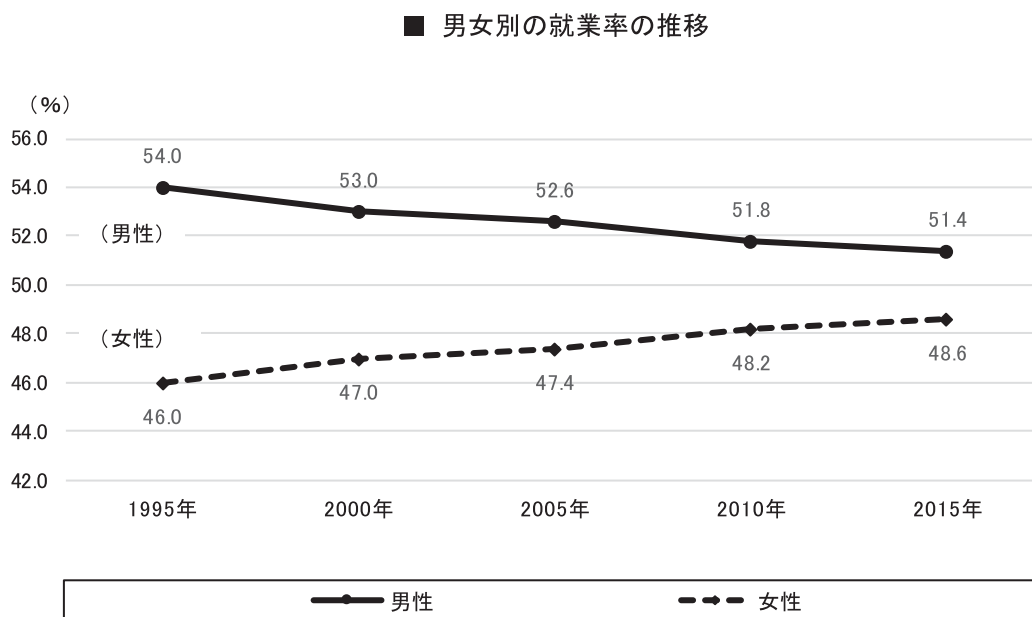
本市の婚姻・離婚の推移をみると、ここ4年間はおおむね横ばいで推移しており、2018(平成30)年の婚姻数は498件、離婚数は221件となっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(6) 就労の状況

本市の15歳以上の就業率の推移をみると、男性の就業率は減少しているが、女性の就業率は増加傾向となっています。男女平等の機運の高まりに始まり、2015(平成27)年に女性活躍推進法も制定され、女性の社会進出の割合が高くなっていると考えられます。

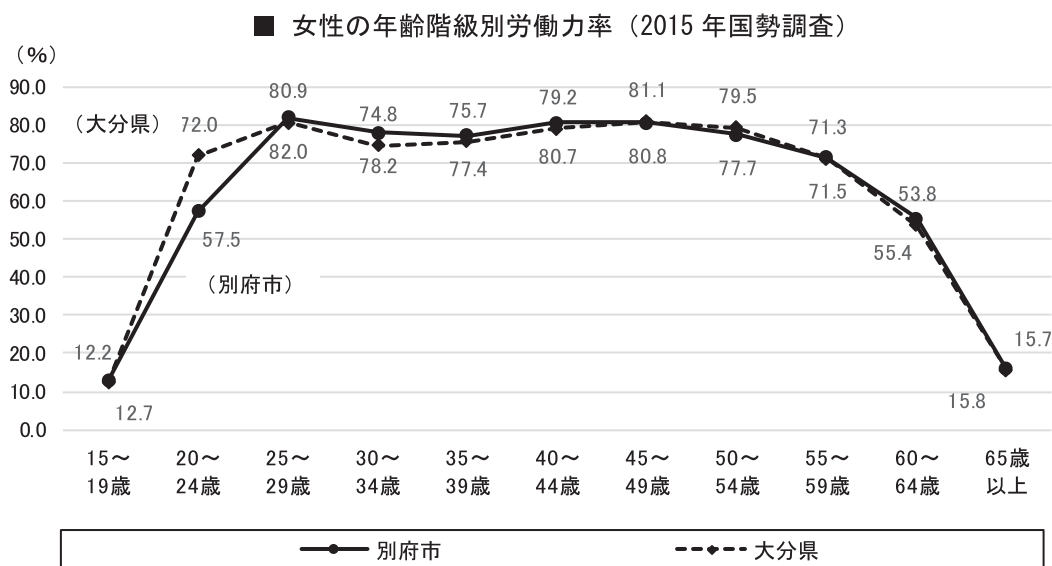


資料：総務省「国勢調査」
 ※就業率とは、生産年齢人口に占める総就業者数を男女別にみた割合

第2章 本市の子どもと家庭を取り巻く状況と課題

女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再就職または復職することで、いわゆる「M字カーブ」となっています。本市の20代後半から40代後半にかけての労働力率は大分県よりも高くなっており、「M字カーブ」が解消されつつあります。

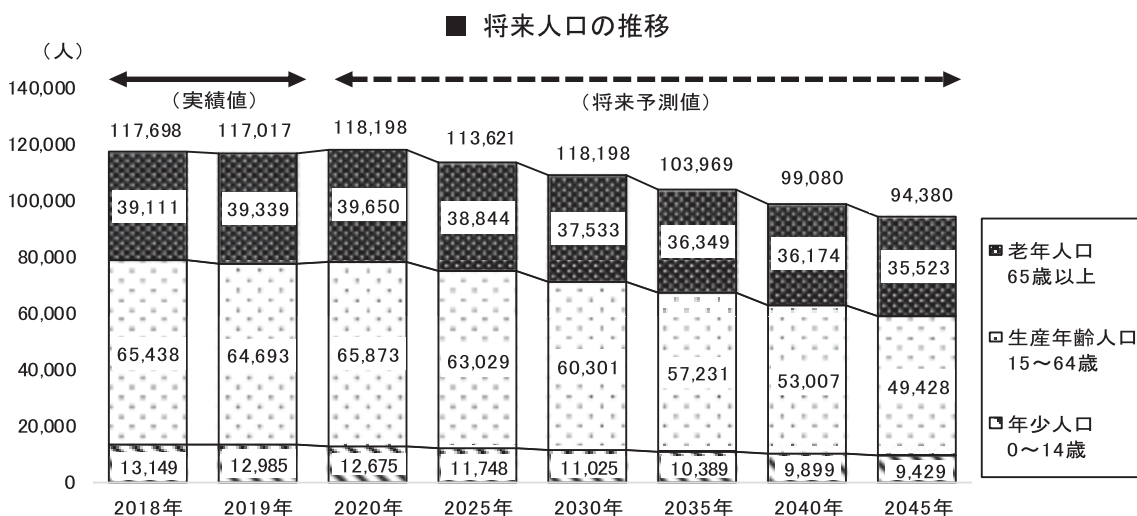
また、大分県と比較すると、20代後半から40代前半、50代後半から65歳以上の年齢区分において、高くなっています。



資料：総務省「国勢調査」
※労働力率とは、生産年齢人口に占める労働力人口の割合

(7) 将来人口の推計

本市の将来人口は、2040（令和22）年には、総人口が10万人を下回ると予想され、2019（平成31）年の老年人口が39,339人（33.6%）に対して、2045（令和27）年の老年人口は35,523人（37.6%）と予想され、現在よりさらに高齢化率が高くなると予想されます。



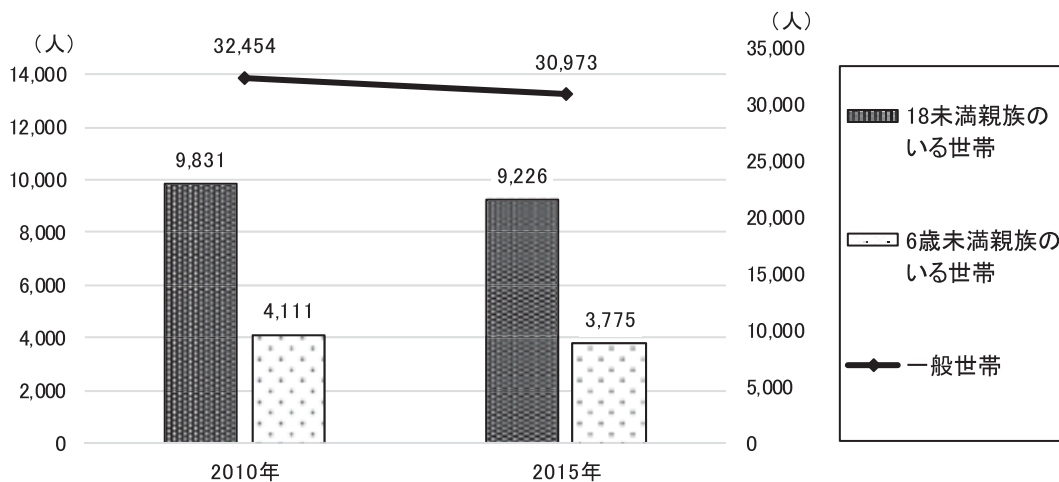
資料：2018～2019年は住民基本台帳(各年3月31日)実績
資料：2020～2045年は国立社会保障・人口問題研究所による将来予測人口推計

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

2010（平成22）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯ともに減少しています。

■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移

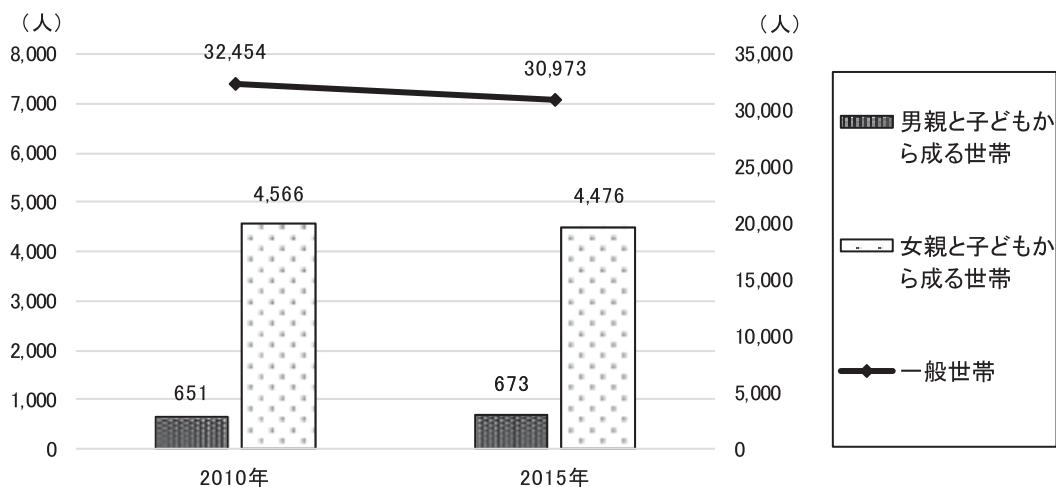


資料：総務省「国勢調査」

(2) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯はやや増加し、女親と子どもから成る世帯は減少しています。

■ ひとり親世帯の推移



資料：総務省「国勢調査」

3 実態調査の状況

(1) 実態調査の概要

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2019（平成31）年1月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用します。

■ 2018年度実態調査の概要（再掲）

調査対象者	別府市在住の就学前児童（0～5歳）及び小学6年生（6～11歳）までの子どものいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出						
調査期間	2019年1月7日～2019年1月25日						
調査方法	郵送による無記名回答方式						
配布・回収状況	2018年度	配布件数	回収件数	無効回答数	有効回答数	回収率	有効回答率
	就学前	1,970件	917件	0件	917件	46.5%	46.5%
	小学生	1,900件	1,066件	0件	1,066件	56.1%	56.1%
	合計	3,870件	1,983件	0件	1,983件	51.2%	51.2%

※無効回答とは、すべて白紙での回答や、宛先不明等により調査が正常に実施できなかったものです。

(2) 実態調査の結果（抜粋）

①宛名のお子さんご家族の状況について

ア) 子育てを主にしている人（就学前・小学生調査票：問6）

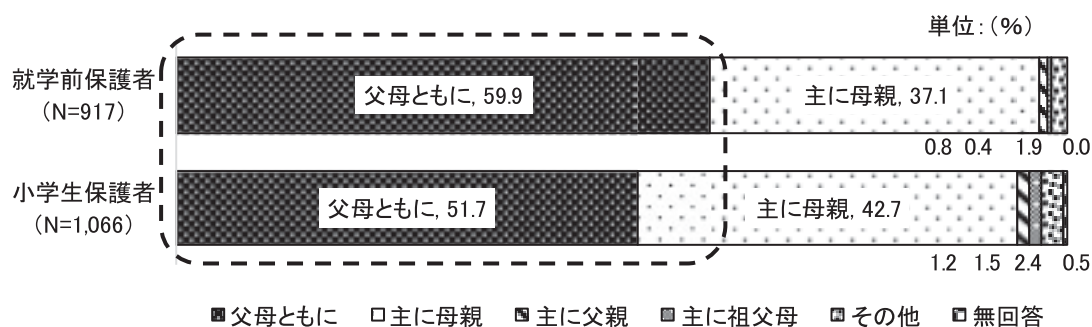
【調査結果】

- 子育てを主にしている人は、今回H30の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」の割合が5割以上と最も高く、次いで「主に母親」となっています。
- 前回H25と比較すると、「父母ともに」の割合は、就学前保護者では高く、小学生保護者では割合が低くなっています。

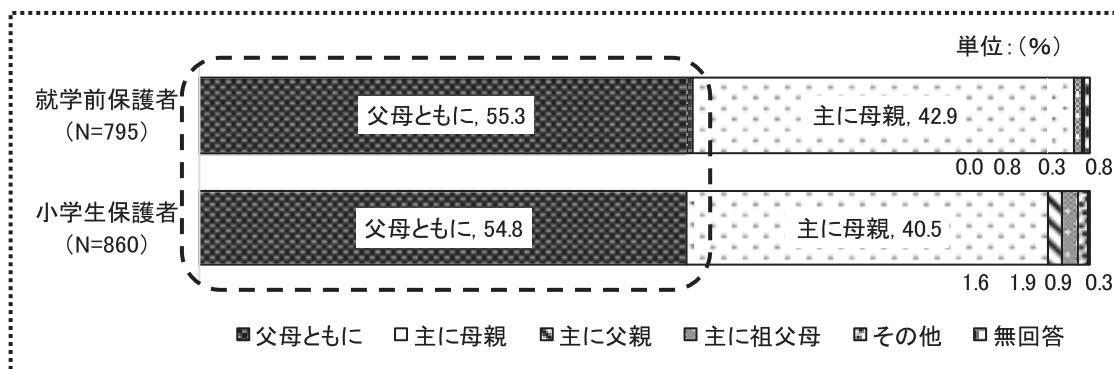
【調査結果からみえる課題】

- ◎「父母ともに」の割合が最も高くなっているが、「主に母親」の割合も約4割ある状況で、女性の社会進出の割合が年々高くなっている中、今後さらに父親の子育て参画が重要となります。

■子育てを主にしている人（今回 H30 調査）



■子育てを主にしている人（前回 H25 調査）



②子どもの育ちをめぐる環境について

ア) 子育ての相談先について（就学前・小学生調査票：問8-1）

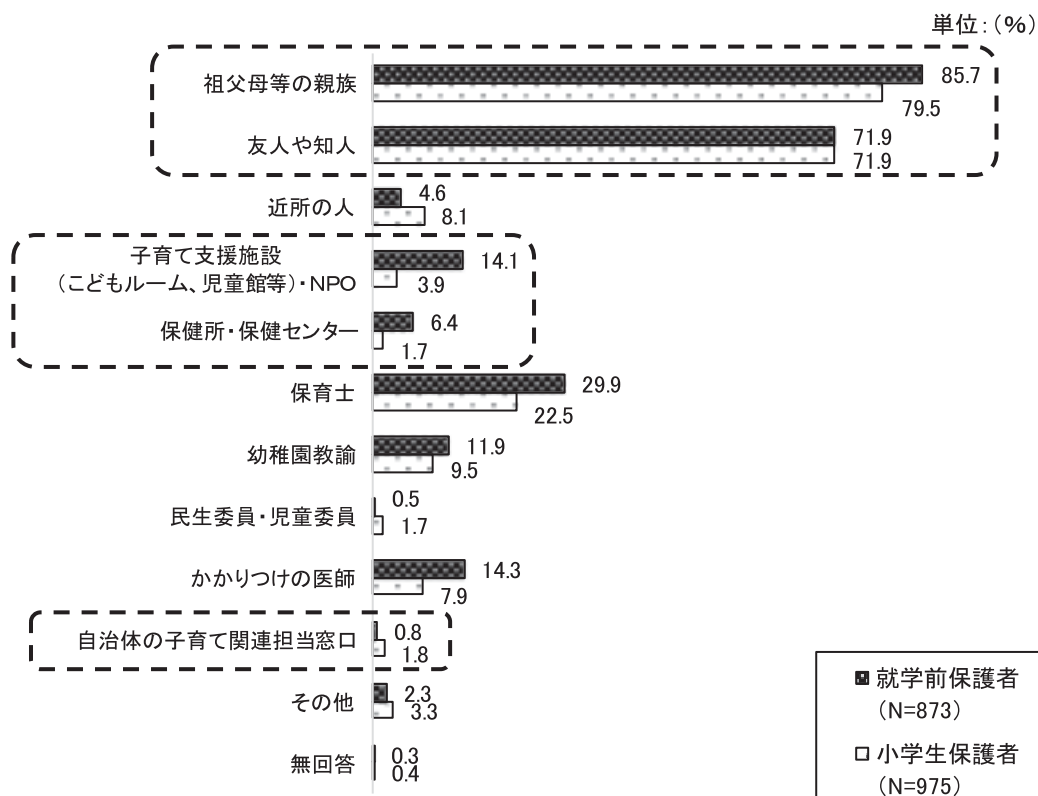
【調査結果】

- 相談先について、今回H30の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合がそれぞれ7割以上となっています。
- 前回H25と比較すると、就学前保護者では「近所の人」「幼稚園教諭」、小学生保護者は「友人や知人」等の割合が低くなっています。

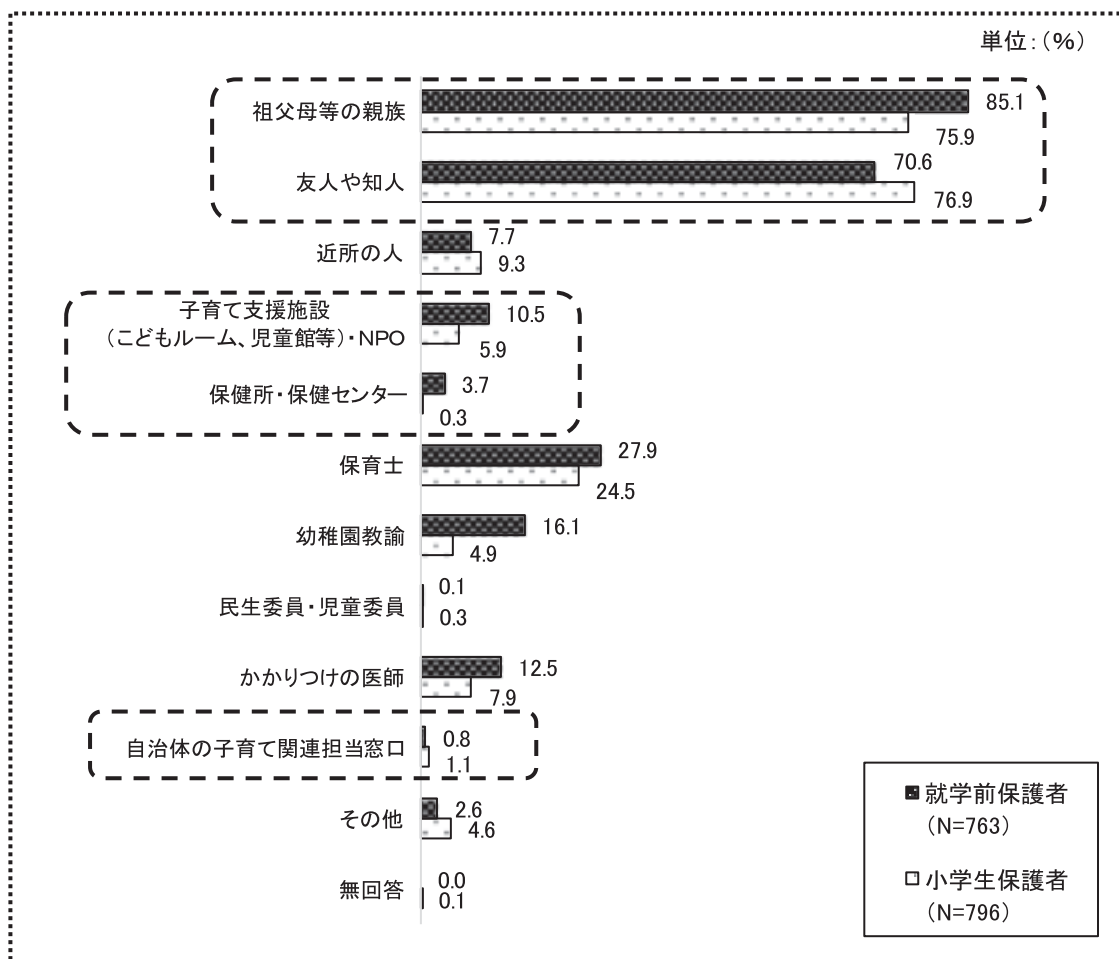
【調査結果からみえる課題】

◎子育てに関わる相談先は子どもの成長とともに変化します。発達段階に応じ、様々な相談内容に対応するため、公的な専門機関や専門職等の周知を図るとともに、相談割合の低い専門機関（自治体の担当窓口、子育て支援施設や保健所・保健センター等）の相談窓口の機能強化を進める必要があります。

■子育ての相談先について（今回 H30 調査）※複数回答



■子育ての相談先について（前回 H25 調査）※複数回答



③宛名のお子さんの保護者の就労状況について

ア) 母親の就労状況について（就学前・小学生調査票：問9）

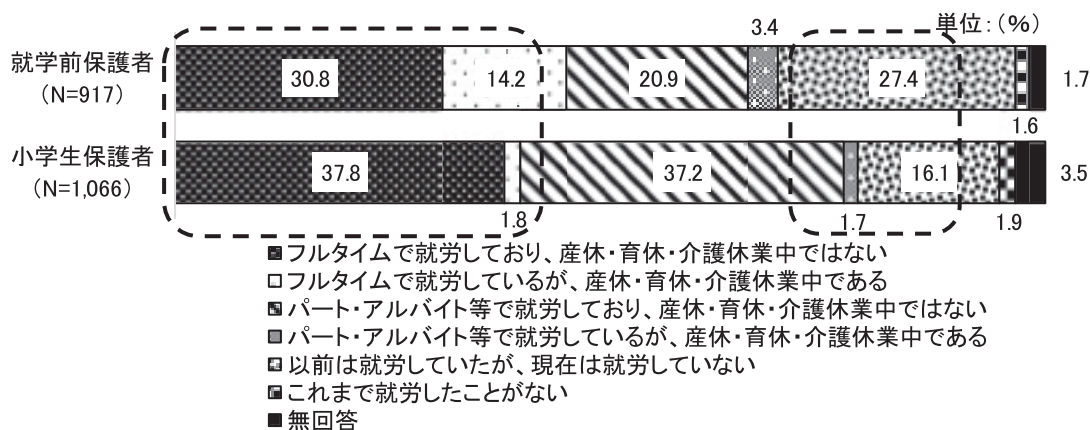
【調査結果】

- 母親の就労状況について、今回H30の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が3割以上となっている。
- 前回H25と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が高く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は低くなっている。

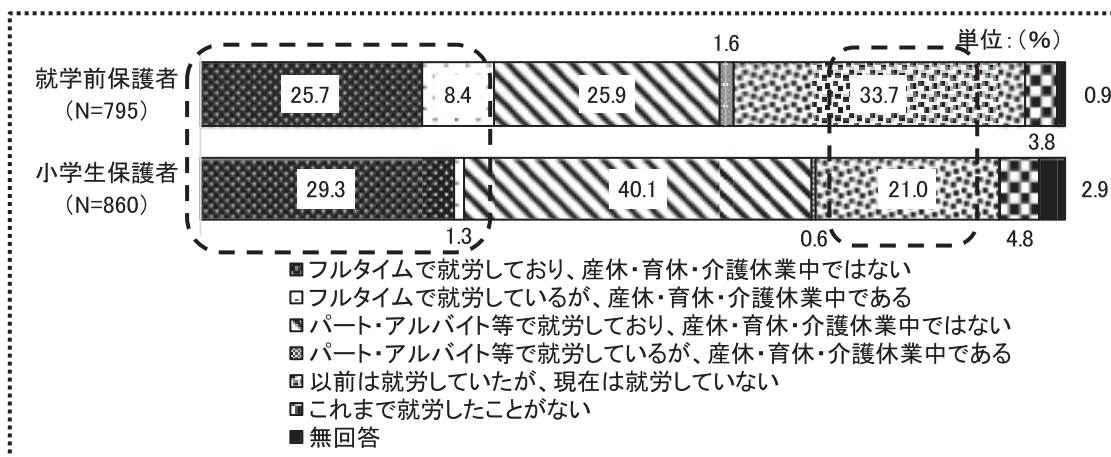
【調査結果からみえる課題】

◎ 子育てをしながらフルタイムで働く母親の増加を勘案する必要があります。

■ 母親の就労状況について（今回 H30 調査）



■ 母親の就労状況について（前回 H25 調査）



イ) 母親の今後の就労意向について (就学前・小学生調査票：問9-4)

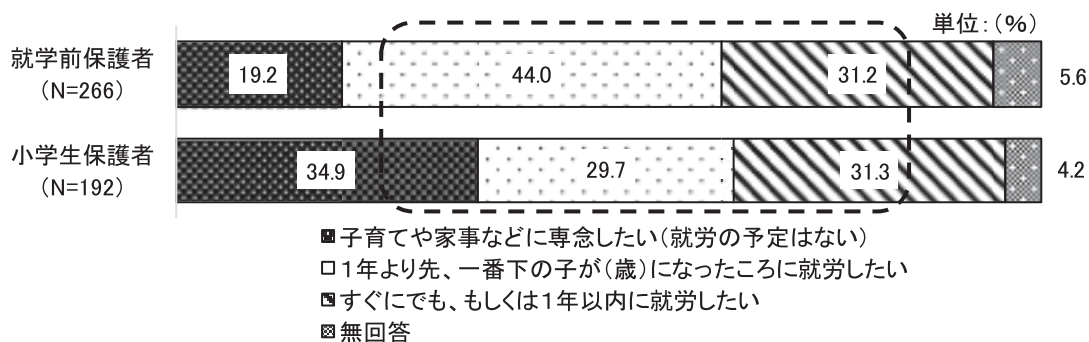
【調査結果】

- 現在は就労していない、これまでに就労したことがない母親の今後の就労移行について、今回H30の就学前保護者では、就労したい(「1年より先、一番下の子が(歳)になったところに就労したい」+「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」)が75.2%、小学生保護者では61.0%となっています。
- 前回H25の就労したい(「1年より先、一番下の子が(歳)になったところに就労したい」+「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」)の割合を比較すると、就学前保護者はほぼ横ばいに対して、小学生保護者の割合が4.7ポイント増加しており、就労意向の高まりがうかがえます。

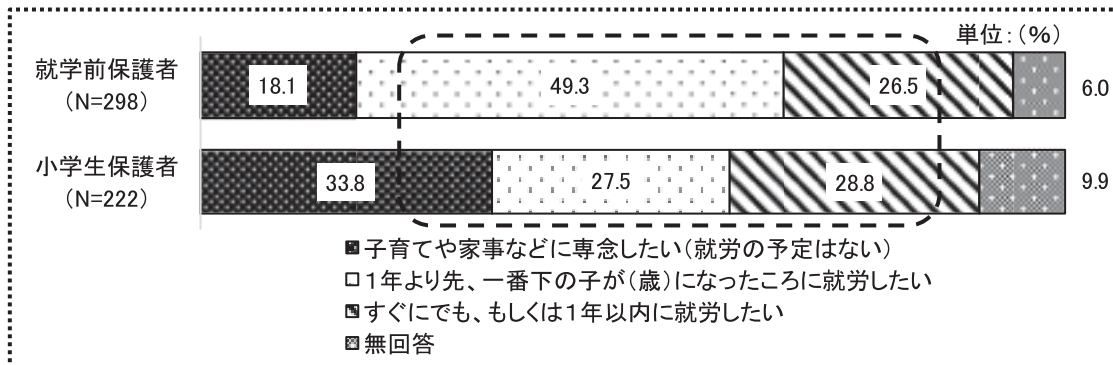
【調査結果からみえる課題】

◎就労意向の高まりを勘案し、仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

■母親の今後の就労意向について (今回 H30 調査)



■母親の今後の就労意向について (前回 H25 調査)



ウ) 一番下の子どもが何歳になったところに就労したいかについて (同問9-4)

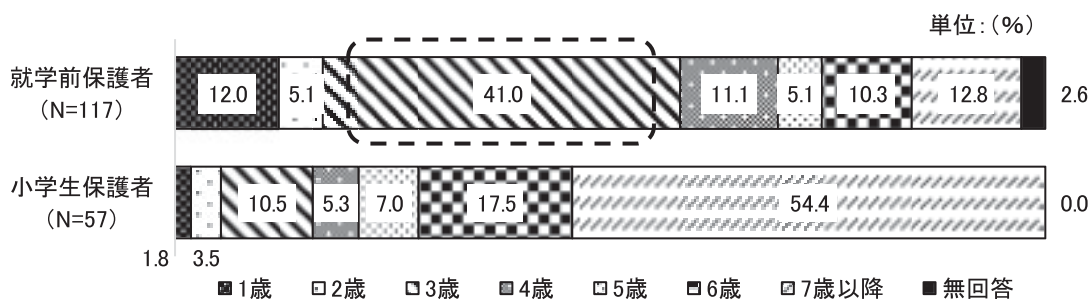
【調査結果】

- 一番下の子どもが何歳になったところに就労したいかについて、今回H30の就学前保護者では、3歳が41.0%、小学生保護者では7歳以降の54.4%の割合が最も高くなっています。
- 前回H25と比較すると、就学前保護者では、1歳、2歳、3歳の割合が高くなっており、特に3歳は、前回よりも15.1ポイント、小学生保護者では、7歳以降の割合が3.6ポイント増加しています。

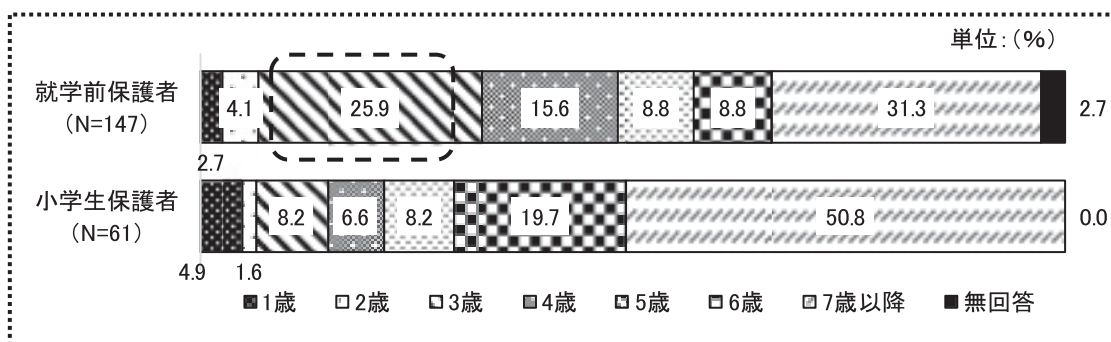
【調査結果からみえる課題】

◎母親の就労意向の変化を踏まえると、今後さらに1歳、2歳、3歳児の教育・保育サービスのニーズが高まる可能性があります。

■一番下の子どもが何歳になったところに就労したいかについて (今回 H30 調査)



■一番下の子どもが何歳になったところに就労したいかについて (前回 H25 調査)



④宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について

ア) 平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について（就学前調査票：問10）

【調査結果】

- 就学前保護者における平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況については、全体の7割以上の方が利用しています。
- 前回H25と比較すると、「利用している」の割合が5.2ポイント増加しています。

【調査結果からみえる課題】

◎就学前児童を持つ保護者の7割以上は平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。前回 H25 よりもニーズが高くなっていることから、今後も平日の定期的な教育・保育サービスのニーズは高まる可能性があります。

■平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無（今回 H30 調査）



■平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無（前回 H25 調査）



■「定期的な教育・保育サービス」とは・・・

ここでいう「定期的な教育・保育サービス」とは、月単位で定期的にご利用しているサービスを指します。具体的には、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園、小規模な認可保育施設、家庭的保育、事業所内保育施設、認可外の保育施設（企業主導型保育事業を含む。）、居宅訪問型保育、ファミリー・サポート・センター等が含まれます。

⑤現在の利用している教育・保育と幼児教育・保育の無償化が実施された場合の利用意向について

ア) 幼児教育・保育の無償化について（就学前調査票：問12、問12-1）

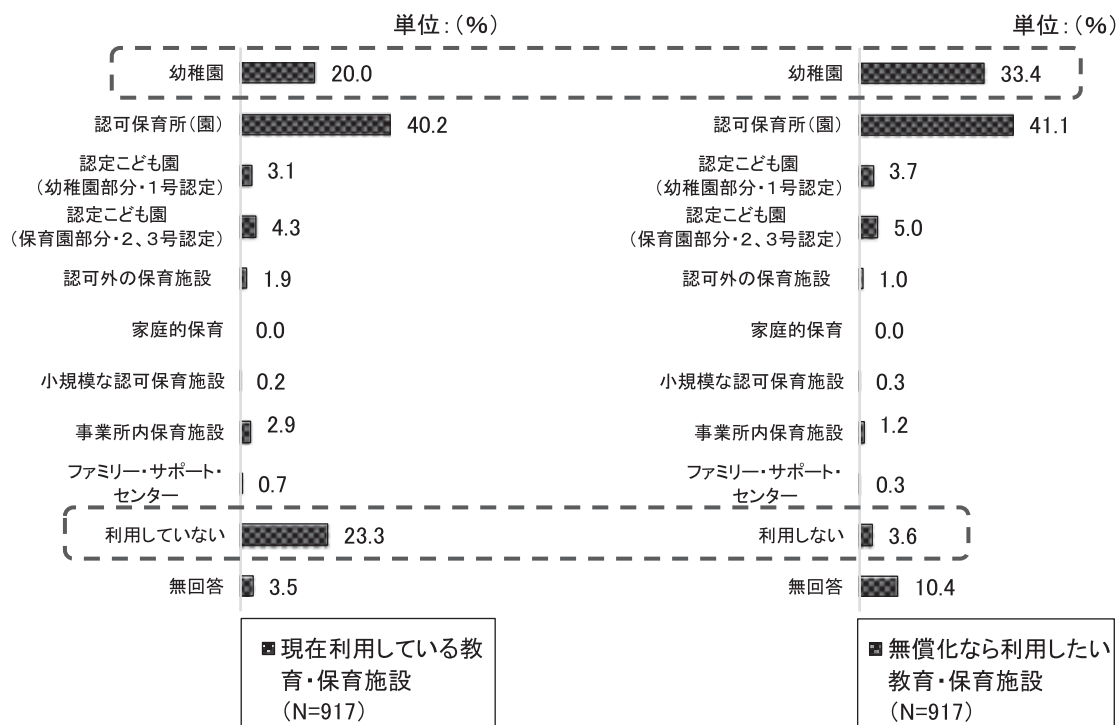
【調査結果】

●現在利用している教育・保育施設と無償化の影響を比較すると、無償化された場合、特に「幼稚園」の割合が増加している一方、「利用しない」の割合が現在「利用していない」の割合に比べて大きく減少していることから、無償化後に教育・保育施設を利用する割合が増加する見込みがあります。

【調査結果からみえる課題】

◎無償化の影響により「現在、教育・保育施設を利用していない方」の利用が見込まれることから、無償化の影響を勘案する必要があります。特に無償化により、「幼稚園」の利用が増加する可能性があります。

■現在、主に利用している教育・保育施設と無償化された場合、利用したい教育・保育施設の比較（今回 H30 調査）



⑥宛名のお子さんの病気の際の対応について

ア) 病児・病後児保育の利用希望について（就学前：問10-5-1、小学生：問10-1）

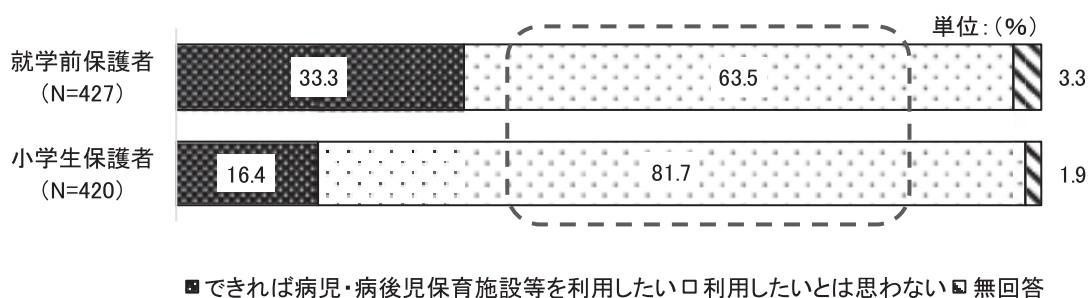
【調査結果】

- この1年間にお子さんの病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった方の中で、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した方で、その際に「できれば病児・病後児保育を利用したいとは思わない」と回答した割合は、就学前保護者で6割以上、小学生保護者では8割以上となっています。
- 前回H25と比較すると、「利用したいとは思わない」の割合は、就学前保護者、小学生保護者ともに増加傾向となっています。

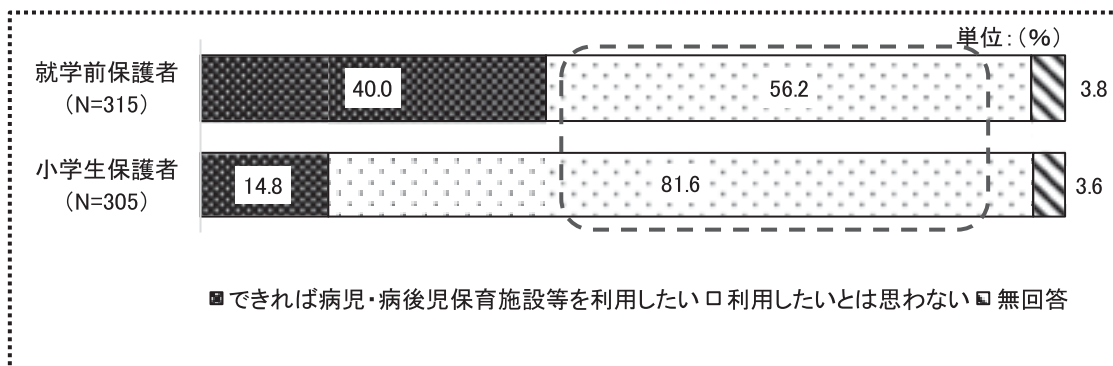
【調査結果からみえる課題】

◎病児・病後児保育については、必要としている方に対する不安を軽減するため、事業内容の周知をさらに進める必要があります。

■病児・病後児保育を利用したいと思ったか（今回 H30 調査）



■病児・病後児保育を利用したいと思ったか（前回 H25 調査）



イ) 病児・病後児保育を利用しない理由（就学前：問10-5-3、小学生：問10-1-2）

【調査結果】

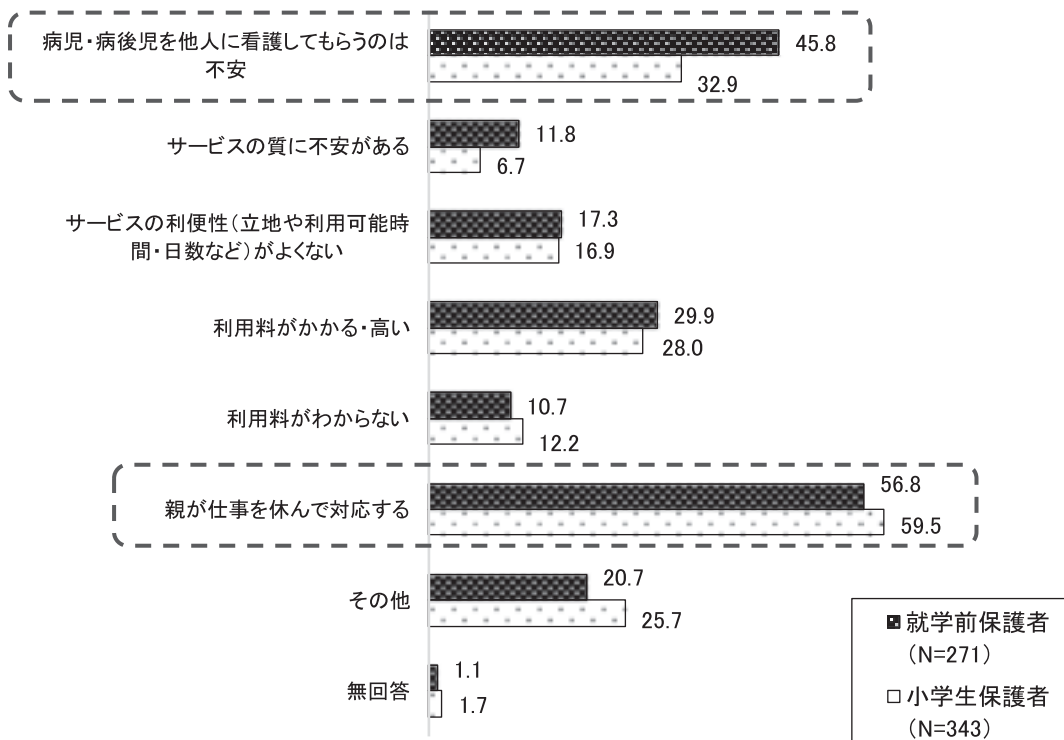
- 病児・病後児保育を利用したいと思わない理由について、就学前保護者、小学生保護者ともに、「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」「親が仕事を休んで対応する」が3割以上となっています。
- 前回H25と比較すると、特に就学前保護者の「親が仕事を休んで対応する」の割合が13.3ポイント増加しています。

【調査結果からみえる課題】

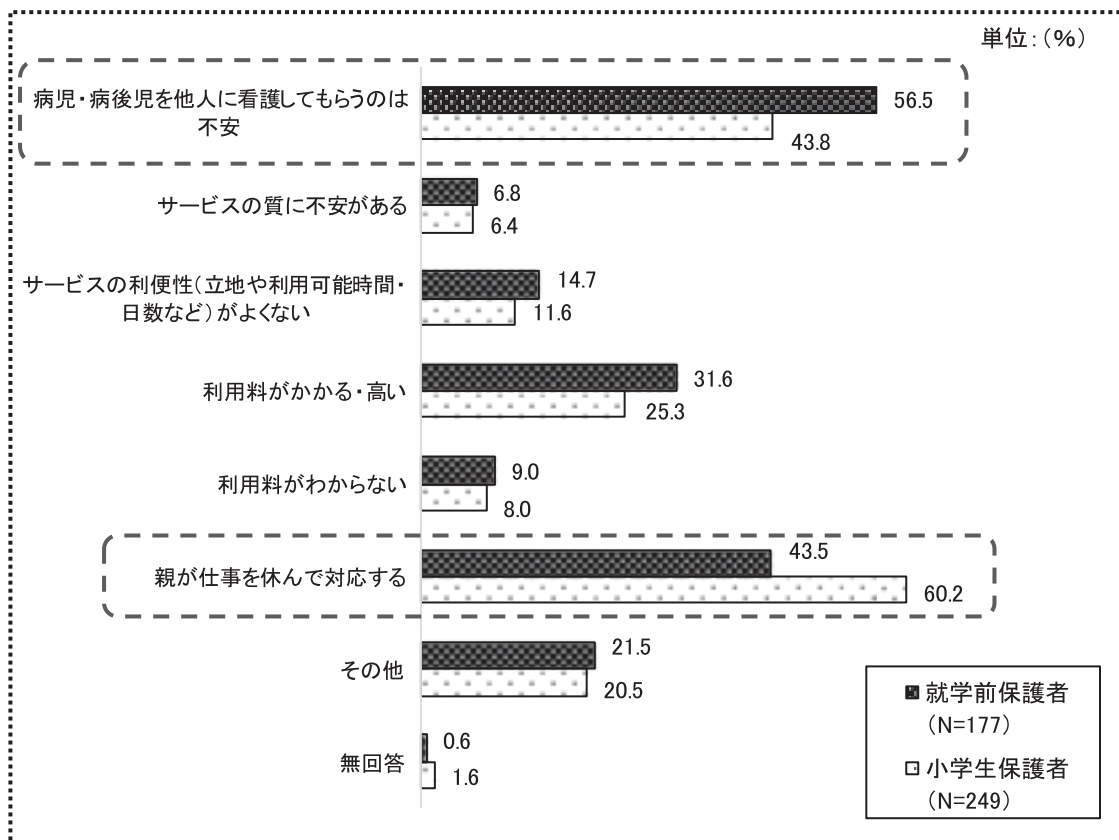
◎病児・病後児保育を利用するために、課題となっていることは、「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」となっていることから、利用方法や施設側の体制に対する周知を進めるとともに、利用料も含めた手続きの負担軽減をさらに図る必要があります。また、前回 H25 調査時と比較すると、就学前保護者の「親が仕事を休んで対応する」の割合が増加していますが、今後も仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりの促進が求められています。

■病児・病後児保育を利用したいとは思わない理由（今回 H30 調査）※複数回答

単位：(%)



■病児・病後児保育を利用したいとは思わない理由（前回 H25 調査）※複数回答



⑦宛名のお子さんの地域の子育て支援拠点事業の利用状況について

ア) 現在の地域子育て支援拠点事業の利用の状況について（就学前調査票：問13）

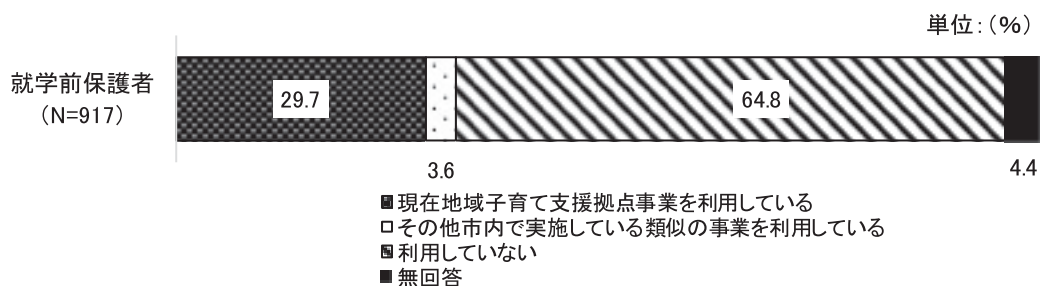
【調査結果】

- 就学前保護者における現在の地域子育て支援拠点事業の利用の状況については、全体の6割以上の方が利用していません。
- 前回H25と比較すると、「利用していない」の割合は5.5ポイント減少しています。

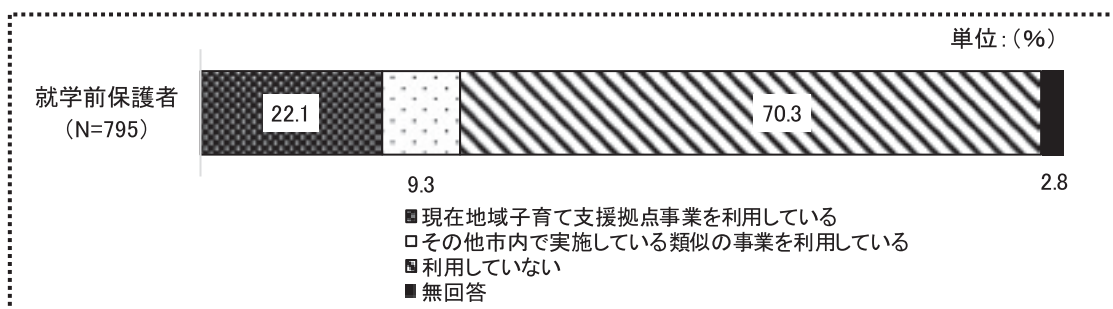
【調査結果からみえる課題】

◎就学前児童を持つ保護者の6割以上の方は、地域子育て支援拠点事業を利用していません。前回H25よりもやや利用状況は多くなってはいますが、さらなる利用方法等の周知を進める必要があります。

■現在の地域子育て支援拠点事業の利用有無（今回 H30 調査）



■現在の地域子育て支援拠点事業の利用有無（前回 H25 調査）



■「地域子育て支援拠点事業」とは・・・

親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「集いの広場」「子育て支援センター」「こどもルーム」等と呼ばれています。

⑧宛名のお子さんの不特定の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等の利用について

ア) 不特定の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由について

(就学前調査票：問17-1)

【調査結果】

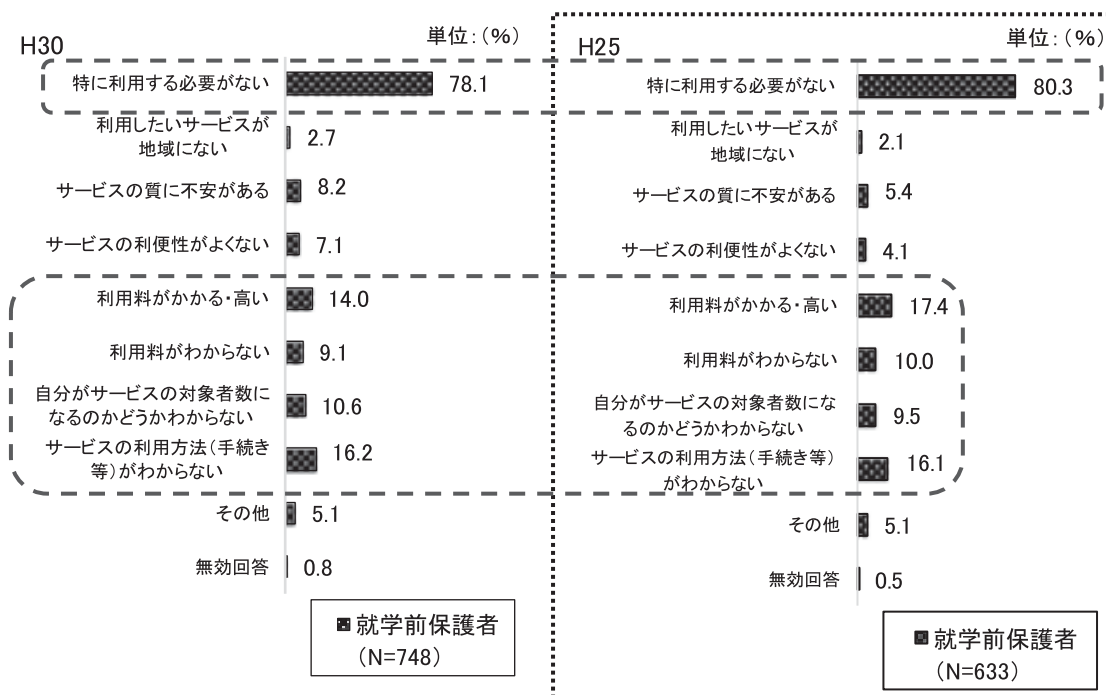
●就学前保護者の不特定の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由について、前回H25と同様に「特に利用する必要がない」が最も多くなっていますが、利用料、利用方法等がわからないといった声もあります。

【調査結果からみえる課題】

◎不特定の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を必要としている方のニーズを把握し、利用料や利用方法等の周知を図る必要があります。

■ 不特定の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由

(今回 H30 調査) (前回 H25 調査) ※複数回答



⑨育児休業について

ア) 母親の育児休業を取得していない理由について（就学前調査票：問20）

【調査結果】

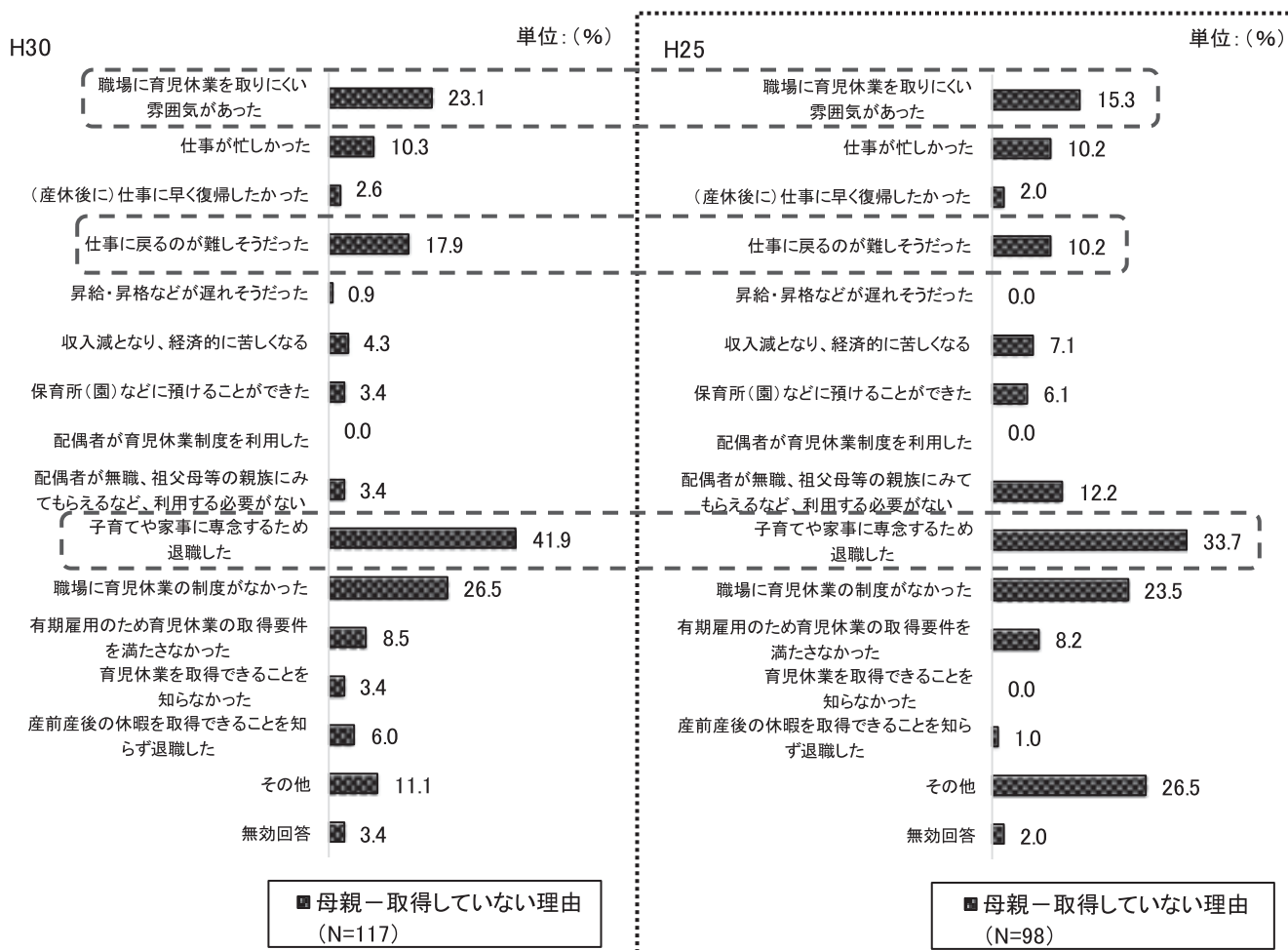
●就学前保護者（母親）の育児休業を取得していない理由について、前回H25と同様に「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多くなっていますが、「職場に育児休業を取りにくい」「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合も増加しています。

【調査結果からみえる課題】

◎就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により出産を機に退職する女性が増えています。産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等の推進が必要です。

■母親の育児休業を取得していない理由について

（今回 H30 調査）（前回 H25 調査）※複数回答



イ) 父親の育児休業を取得していない理由について (就学前調査票：問20)

【調査結果】

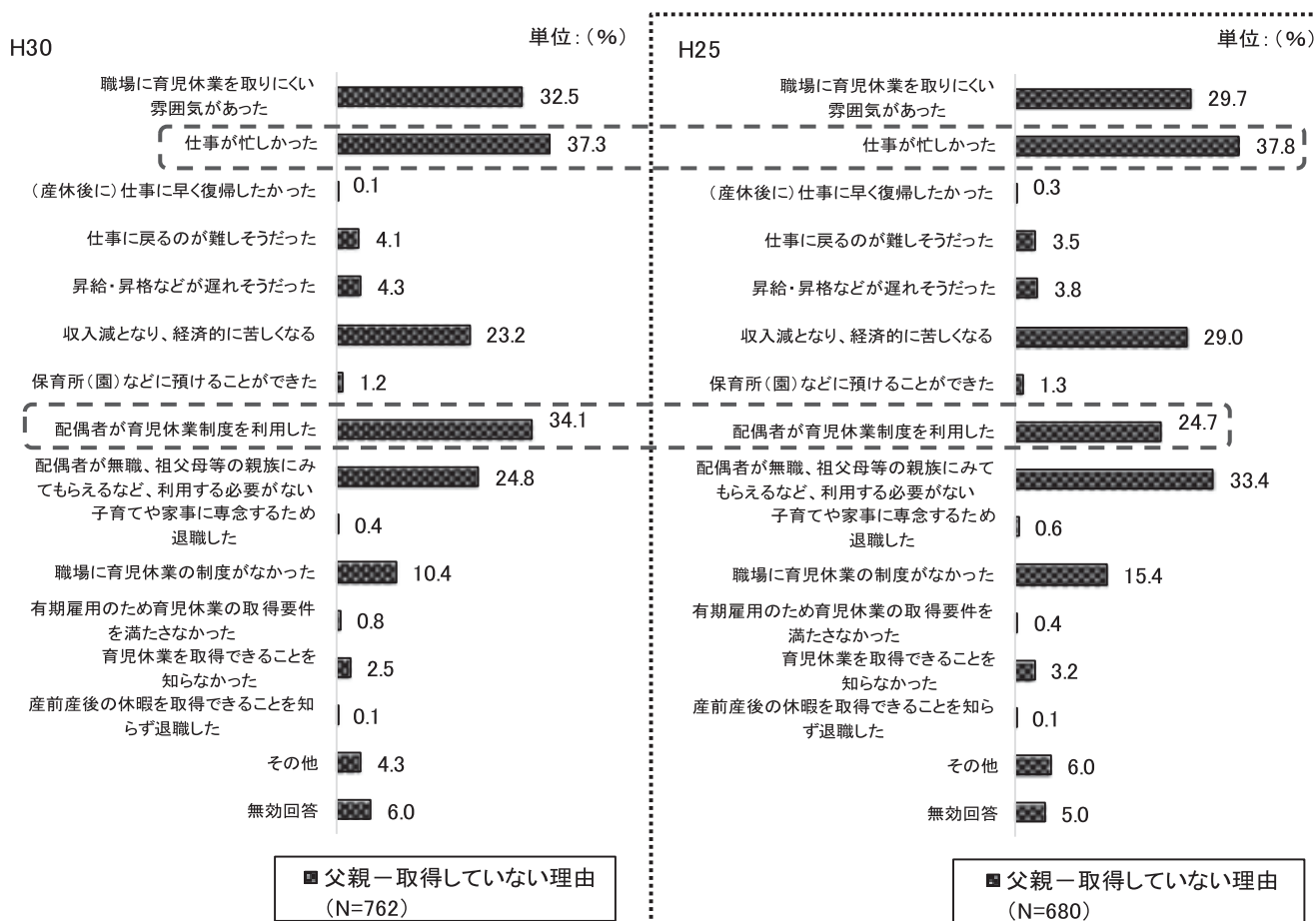
- 就学前保護者(父親)の育児休業を取得していない理由について、前回H25と同様に「仕事が忙しかった」が最も多くなっています。
- 前回H25と比較すると「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が特に増加しています。

【調査結果からみえる課題】

◎ワーク・ライフ・バランス推進の取り組みが進むなか、企業にとって課題のひとつとなるのが「男性従業員の育児休業・休暇の取得」です。男性の育児休業取得率を上げるためには、「職場環境の改善」「育休の周知」「制度の充実」等の観点から推進していくことが求められます。

※H29年度育児休業取得率 全国男性平均：5.14%、全国女性平均：83.2%、政府は2020年の男性の育児休業取得率の目標を13%としている。(厚生労働省「雇用均等基本調査」)

■父親の育児休業を取得していない理由について
(今回 H30 調査) (前回 H25 調査) ※複数回答



⑩宛名のお子さんの小学校就学後の放課後の過ごし方について

ア) 平日の放課後の過ごし方について（就学前：問21、小学生調査票：問11）

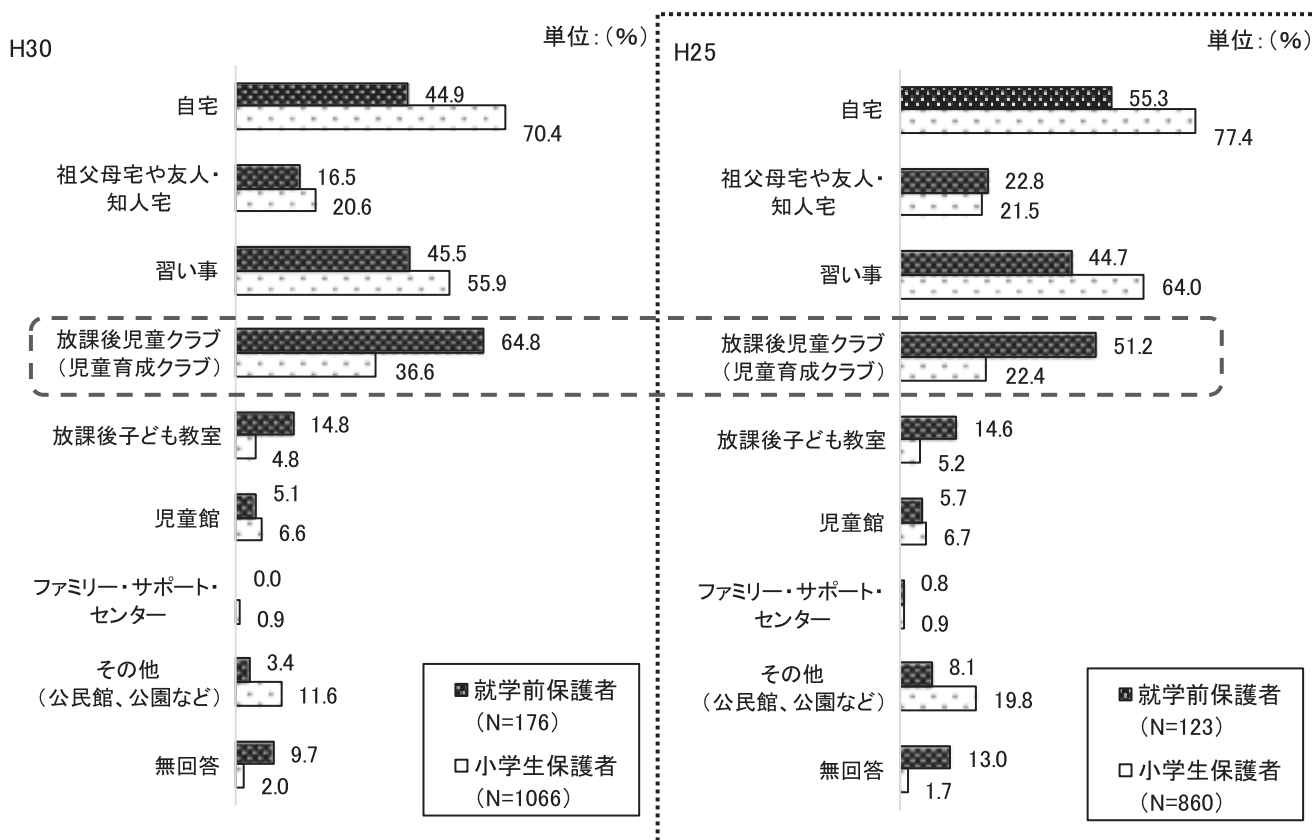
【調査結果】（※宛名のお子さんが5歳以上の方が対象の調査です。）

●平日の放課後の過ごし方について、前回H25と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「放課後児童クラブ」の利用意向が高くなっています。

【調査結果からみえる課題】

◎保育ニーズの高まりから、将来的な放課後児童クラブのニーズが高まる可能性があります。

■平日の放課後の過ごし方について
（今回 H30 調査）（前回 H25 調査）※複数回答



イ) 土曜日、日曜日、祝日の放課後児童クラブの利用希望について

(就学前：問22～23、小学生調査票：問11-1～11-2)

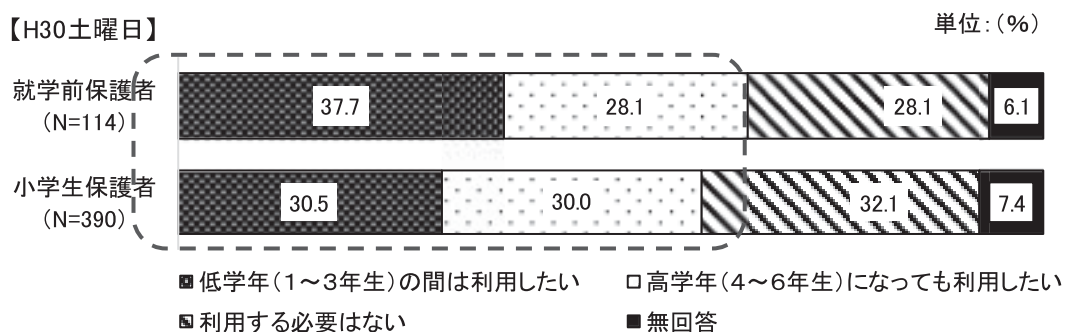
【調査結果】

●土曜日、日曜日、祝日の放課後児童クラブの利用希望について、土曜日、特に長期休暇中では利用を希望している人（低学年+高学年）が一定数みられます。また、日曜・祝日では「利用する必要はない」が6割以上となっています。

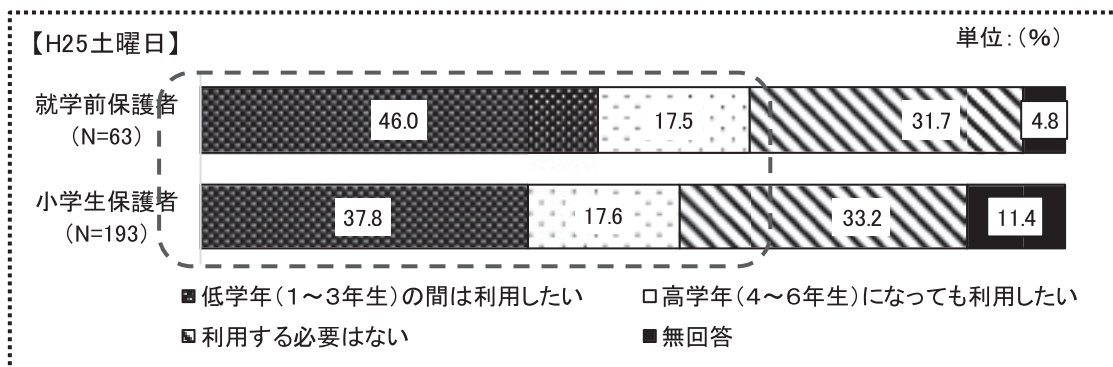
【調査結果からみえる課題】

◎土曜日、特に長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望に対応することができるよう、支援員の確保を含めた体制の強化を求める必要があります。

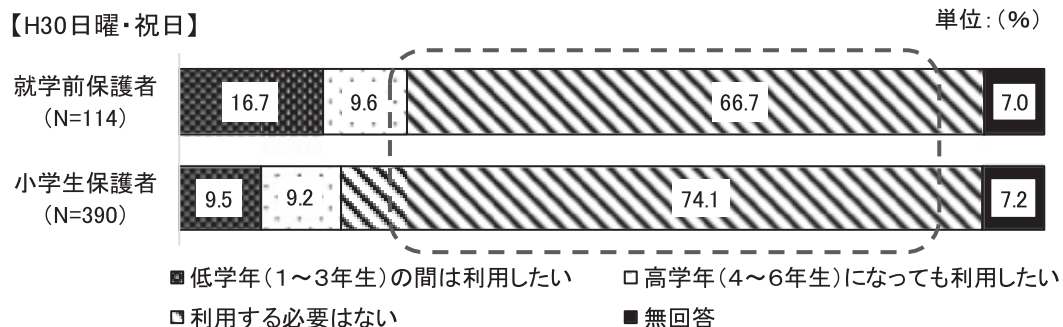
■土曜日の放課後児童クラブの利用希望について（今回 H30 調査）



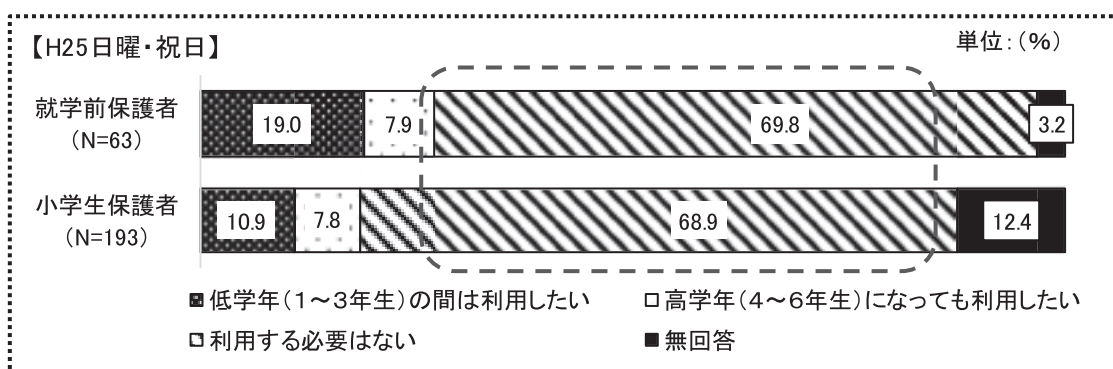
■土曜日の放課後児童クラブの利用希望について（前回 H25 調査）



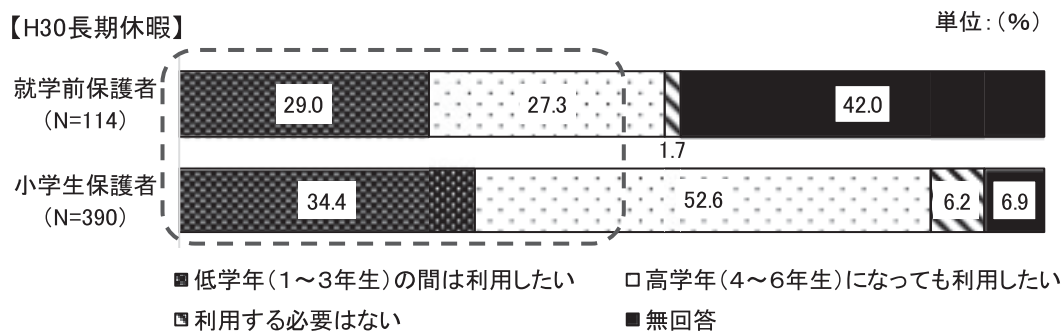
■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について（今回 H30 調査）



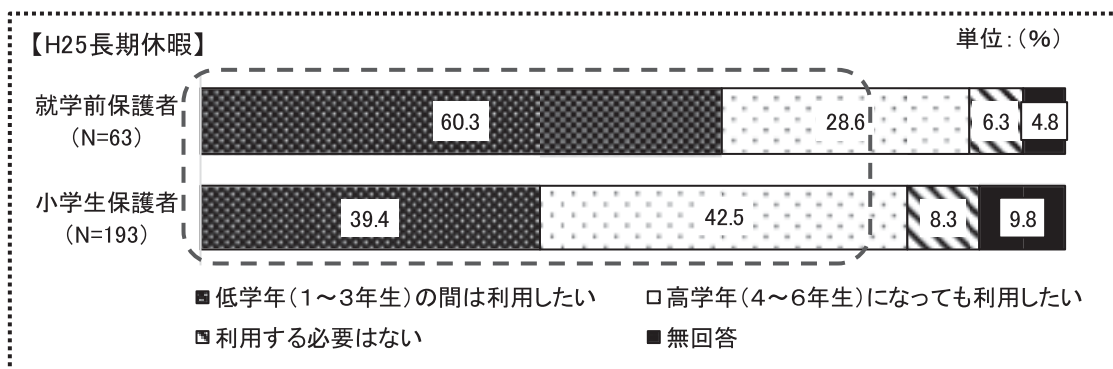
■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について（前回 H25 調査）



■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（今回 H30 調査）



■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（前回 H25 調査）



⑪子育て満足度（子育てのしやすさ）について

ア) お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について

（就学前：問28、小学生調査票：問15）

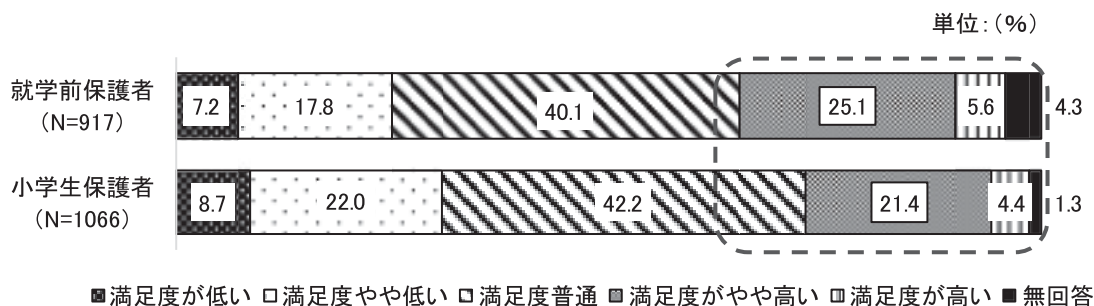
【調査結果】

●お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童では満足度が高い（満足度がやや高い+満足度が高い）の割合が30.7%（前回26.9%）、小学生保護者では25.8%（前回22.0%）と、前回H25よりも高くなっています。

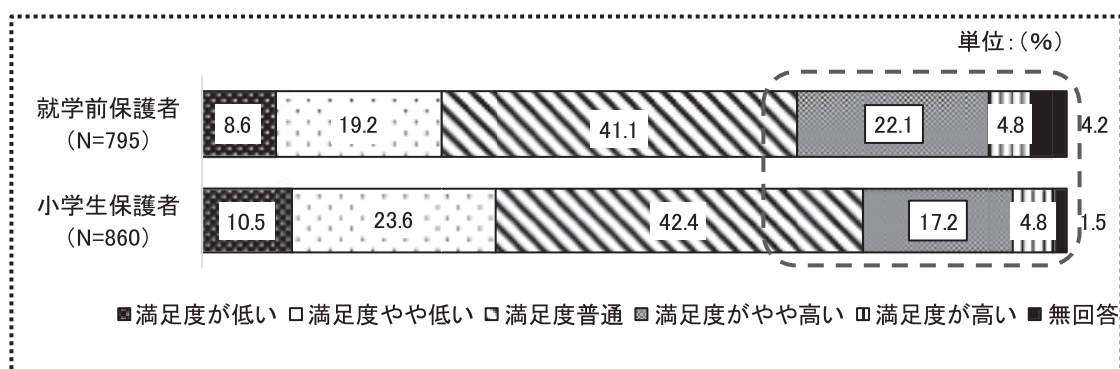
【調査結果からみえる課題】

◎地域における子育ての環境や支援への満足度については、前回よりも高くなっているがその反面、今回 H30 の調査では就学前保護者は 25%（満足度がやや低い+満足度が低い）、小学生保護者では 30.7%の方が「満足度が低い」と回答しており、地域ぐるみでの子育てを進めていく必要があります。

■ お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度（今回 H30 調査）



■ お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度（前回 H25 調査）



4 第1期計画の評価

第1期計画で設定した成果指標に基づき、子育て支援施策の評価を行います。評価は、「○：目標達成」、「△：目標未達成（現状維持）」、「×：目標未達成（悪化）」の三段階で行いました。

■ 第1期計画における数値目標の達成状況

基本 目標	事業内容	担当課	当初目標値 (第1期計画で立 てた平成31年度 に対する値)	平成30年度(実績)		令和元年度 平成31年度 (見込値)	評 価
				数値	内容等		
1	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	6か所	6か所	「わらべ」「どれみ」「べるね」「風のま ち」「ふたば」「にじのひろば」	6か所	○
	ファミリー・サポート・セン ター事業	子育て支援課	1か所	1か所	別府市ファミリーサポートセンター (西部子育て支援センター内)	1か所	○
	通常保育	子育て支援課	26か所	33か所	公立保育所(3か所) 私立保育所・認定こども園(30か所)	33か所	○
	延長保育事業	子育て支援課	26か所	33か所	公立保育所(3か所) 私立保育所・認定こども園(30か所)	33か所	○
	一時預かり事業	子育て支援課	4か所	4か所	鶴見・内籠・中央(公立) ナーサリーみにふう(私立)	4か所	○
	休日保育	子育て支援課	1か所	2か所	餅ヶ浜、別府あいむ保育園	2か所	○
	病児保育	子育て支援課	1か所	1か所	病児保育室クローバー (矢田こどもクリニック内)	1か所	○
	乳児保育	子育て支援課	26か所	33か所	公立保育所(3か所) 私立保育所・認定こども園(30か所)	33か所	○
	障がい児保育	子育て支援課	26か所	33か所	公立保育所(3か所) 私立保育所・認定こども園(30か所)	33か所	○
	放課後児童クラブ事業	子育て支援課	26か所	30か所	就労等で保護者が昼間家庭にいない 児童の安心できる居場所として設置	36か所	○
	放課後子供教室	社会教育課	6か所	6か所	公民館こども教室	6か所	○
	母親クラブ事業	子育て支援課	3か所	2か所	浜脇・北部母親クラブ	2か所	×
	児童館の設置	子育て支援課	5か所	4か所	公立児童館(3か所) 私立児童館(1か所)	4か所	△
	三世代交流の推進	社会教育課	7か所	7か所	中央公、北部公、西部公、 中部公、南部公、朝日大平山公、 東山公	7か所	○
2	乳幼児健康診査の充実	健康づくり推進課	受診率：98.9%	受診率：98.8%	1歳6か月児健診 受診率	受診率：98.8%	○
			受診率：97.1%	受診率：96.7%	3歳5か月児健診 受診率	受診率：96.7%	△
	休日・夜間の診療体制の 整備	健康づくり推進課	休日：1か所 夜間：1か所	休日：1か所 夜間：1か所	休日在宅当番医 夜間こども診療	休日：1か所 夜間：1か所	○

「○：目標達成」、「△：目標未達成（現状維持）」、「×：目標未達成（悪化）」

第2章 本市の子どもと家庭を取り巻く状況と課題

第2章

本市の子どもと家庭を取り巻く状況と課題

基本目標	事業内容	担当課	当初目標値 (第1期計画で立てた平成31年度に対する値)	平成30年度(実績)		令和元年度 平成31年度 (見込値)	評価
				数値	内容等		
3	特色ある学校(園)づくりの推進	学校教育課	幼・小・中学校 36校園 ※青山・西小の統合による	平成27年度で 事業終了		平成27年度で 事業終了	△
	幼稚園預かり保育の実施	学校教育課	公立幼稚園:14園 私立幼稚園:6園	公立幼稚園14園中 ○15時まで:10園 ○19時まで:4園 私立幼稚園:6園	公立幼稚園14園のうち ○15時までの預かり保育:10園 ○19時までの預かり保育:4園 私立幼稚園6園	公立幼稚園14園中 ○15時まで:9園 ○19時まで:5園 私立幼稚園:6園	○
5	公募編集委員による広報誌の発行	自治振興課	年2回	年1回	市内で活躍する女性の紹介、男性にとつての「男女共同参画」の関連記事、フォーラムの取材記事等の掲載	年2回	○
	男女共同参画フォーラムの開催	自治振興課	年1回	年1回	男女共同参画を推進する施策はあらゆる分野に関係するため、毎年テーマを決めて開催	年1回	○
	男女共同参画研修会の開催	自治振興課	年2回	年1回	企業向け男女共同参画基礎講座を開催した。	年2回	○
6	交通安全指導員の配置	防災危機管理課	14校区 (39人)	13校区 (34人)	登校(園)時の交通安全指導	13校区 (39人)	○
	移動交通安全教室の実施	防災危機管理課	保・幼・小学校 26校園	保・幼・小学校 31校園	保育所、幼稚園、小学校にて交通安全教室の開催	保・幼・小学校 31校園	○
	移動交通安全教室の実施	スポーツ健康課	幼・小学校 14校園	幼・小学校 14校園	幼稚園、小学校にて交通安全教室の開催	幼・小学校 14校園	○
	学校避難訓練	スポーツ健康課	各学校(園) 年2回	各学校(園) 年2回	各学校(園)年2回	各学校(園) 年2回	○
7	要保護児童対策地域協議会合同会議の開催	子育て支援課	年2回	年2回	代表者会議・実務者会議・庁内会議の合同会議として開催	年2回	○
	子育て支援相談員の配置	子育て支援課	3人	3人	非常勤職員を配置	3人	○
	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	子育て支援課	5か所	5か所	利用者延べ人数92人 利用合計日数348日	5か所	○
	日中一時支援(長期休暇型)事業 ※平成24年度から放課後等デイサービスを含む。	障害福祉課	8か所	20か所	障がい者ケアサポートセンター愛・愛、ひだまり西別府病院、みつけ、こどもデイサービスにこちゃん、放課後等デイサービスなかも、ハートフルホームぽっぽキッズ、放課後等デイサービスあこ、放課後等デイサービスSunny Side Up、こどもデイサービスポピー、C.Win、SunnySideUp石垣、ぽっぽキッズ2、放課後等デイサービスかぼすの丘荘園、放課後等デイサービスかぼすの丘秋葉通り、かぼすの丘山の手、一葉、エイトアップ、就労特化型放課後等デイサービスみらい、かぼすの丘亀川、Woody放課後等デイサービス	20か所	○

「○:目標達成」、「△:目標未達成(現状維持)」、「×:目標未達成(悪化)」

5 本市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て会議での意見や実態調査の結果や第1期計画の施策進捗評価に基づき6つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策に取り組みます。

課題1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育の充実

本市では、女性の就業率が増加傾向となっており、特に20代後半から40代後半にかけての女性の労働力率が高く、実態調査においても5年前の調査時と比較して、子育てをしながらフルタイムで働く母親が増加していることが伺えます。こうした女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、育児と仕事の両立を支援し、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう子育て支援サービスの充実が求められています。

さらに、母親の就労意欲の高まりを勘案し、保護者が利用を希望する時期から教育・保育施設を利用できるよう教育・保育の量的な拡充や、質的な向上を進める必要があります。

また、学校においては、いじめや不登校などの問題に加え、青少年による凶悪な犯罪や児童虐待など様々な問題が発生しています。子どもたちが心身ともに健やかに成長し、たくましく生きる力を身につけることができるよう年齢に応じて段階的に行う学校教育の充実が求められています。

課題2 親と子の健康の確保及び増進

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化により、身近に相談できる相手がないなど、出産や子育てに不安を覚える家庭は少なくありません。妊娠期から切れ目なく支援し、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができる環境が求められています。

課題3 職業生活と家庭生活との両立の推進

ワーク・ライフ・バランス推進の取り組みが進むなか、実態調査によると育児休業を取得しなかった理由として、職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったり、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により出産を機に退職する女性が増えています。

依然として男性の育児休業が進まないことや、女性の就労意向の高まりを勘案し、仕事と育児の両立ができるよう、子育てしながら従事できる職場環境の整備や経営者への意識啓発、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

課題4 地域における子育ての支援

少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の交流の機会が減少するなかで、子育て家庭が悩みや不安を抱えて地域から孤立することがないように、身近な場所で親子や子ども同士が気軽に交流し、子育てについて相談できる場が必要です。

実態調査によると、子育てに関わる相談先として、「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合が高くなっており、今後公的な専門機関や専門職等の周知を図るとともに、相談割合の低い専門機関（自治体の担当窓口、子育て支援施設や保健所・保健センター等）の相談窓口の機能強化を進める必要があります。

また、地域の人材を活用した交流、子育て支援に取り組む団体や機関、行政などの組織間のネットワーク強化等による地域全体での子育て支援が求められています。

課題5 子育てを支援する生活環境・安全の確保

子どもが交通事故や犯罪等に巻き込まれたりするなど、子どもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者が多くいることから、子育てを支援する生活環境や安全なまちにすることが求められています。

子育て家庭が安全・安心に生活するために、地域でのまちづくり推進をはじめとして、子どもの視点に立った、生活環境の整備、防犯、交通安全体制の確保が必要です。

課題6 要保護・要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進

核家族化が進み、子育てに悩みを抱える養育者の不安が増加するなか、本市では、支援を必要とする児童の虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等に取り組んできました。新たな課題として、子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

また、多文化な子育て環境を有する外国人子育て家庭が、定住化する日本の地域社会や保育所・幼稚園等で、安心して子育て・子育てができるよう、相談・支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケアを必要とする障がい児が増えていることから、本市でも医療的ケア児の実態把握や支援体制の構築を目指し、医療的ケア児を取り巻く課題解決に向けた協議を行う必要があります。



第3章
計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

前期計画までの事業との一貫性という意味から、これまで基本理念としてきた「湯けむりとぬくもりのなかで、子育てしやすいと実感できるまち」を、本計画においても継承します。

少子高齢化社会にあって、本市の次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つことは、市民すべての願いです。別府で育つ子どもたちが、地域の人々の温かいぬくもりにつつまれて、子育てがしやすいと実感できるまちを目指します。

子ども・子育て支援については、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育環境を確保し、一人一人の「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たすことが必要です。

さらに、地域や社会全体で子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、相互に協力することにより、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう配慮してこの計画を推進します。

《基本理念》

【基本理念】

『湯けむりとぬくもりのなかで、

子育てしやすいと実感できるまち』

<本計画の根拠となる法の基本理念>

【子ども・子育て支援法】

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

【次世代育成支援対策推進法】

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

2 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本方針として、子ども・子育て支援施策を組み立てて推進します。

基本方針1 すべての子どもが希望を持ち、健やかに成長できる環境づくり

子どもの育ちを支えるため、次代を担うすべて子どもに、良質かつ適切な教育・保育環境を確保し、それぞれの発達段階において生き生きと、自らの力を十分に発揮し、すこやかに成長することができる環境づくりを進めます。

基本方針2 親・家庭が喜びや生きがいを感じながら子育てできる支援の充実

親・家庭の子育てを支えるため、親自身が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じ、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう子育て支援の充実を進めます。

基本方針3 地域や社会全体で子育てを見守り支え合うことのできる体制づくり

地域や社会全体で子育て家庭を支えるため、行政をはじめ、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子育てや子どもの成長を見守り、互いに協力し支え合うことのできる体制づくりを進めます。

本計画では、基本理念や基本方針を踏まえ、次の頁に基本目標6つを掲げ、体系的に子ども・子育て支援事業計画を推進するための施策を展開していきます。

3 計画の施策体系

《基本理念》

『湯けむりとぬくもりのなかで、子育てしやすいと実感できるまち』

基本方針

基本目標

施策目標

1 2 3

すべての子どもが喜びや希望を持ち、健康やかに成長できる環境づくり
 親や地域や社会全体で子育てを見守り支え合うことのできる体制づくり
 地域や社会全体で子育てを見守り支え合うことのできる体制づくり
 親や地域や社会全体で子育てを見守り支え合うことのできる体制づくり

1 子どもの心身の
 健やかな成長に
 資する教育・保
 育の充実

- 施策目標① 保育サービスの充実
- 施策目標② 子どもに生きる力を育む学校（園）づくりの推進
- 施策目標③ 質の高い幼児教育・保育の充実
- 施策目標④ 家庭や地域の教育力の向上
- 施策目標⑤ 不登校等児童生徒に対する取組の充実
- 施策目標⑥ スポーツ・文化活動を通じた子どもの健全育成
- 施策目標⑦ 児童生徒における国際理解の推進

2 親と子の健康の確保
 及び増進

- 施策目標① 親と子の健康の確保
- 施策目標② 食育の推進
- 施策目標③ 思春期保健対策の充実
- 施策目標④ 小児医療の充実

3 職業生活と家庭生
 活との両立の推進

- 施策目標① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- 施策目標② 仕事と子育ての両立の推進
- 施策目標③ 経営者への意識啓発活動

4 地域における子育
 ての支援

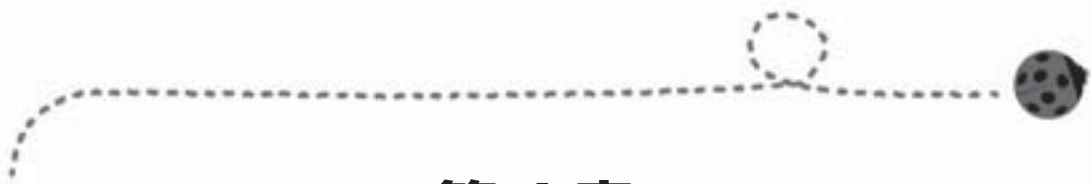
- 施策目標① 地域における子育て支援サービスの充実
- 施策目標② 子育て支援のネットワークづくり
- 施策目標③ 児童の健全育成

5 子育てを支援する
 生活環境・安全の
 確保

- 施策目標① 安心して外出できる道路交通環境の整備
- 施策目標② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 施策目標③ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

6 要保護・要支援
 児童への対応な
 どきめ細かな取
 組の推進

- 施策目標① 児童虐待防止対策の充実
- 施策目標② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 施策目標③ 障がい児施策の充実
- 施策目標④ 子どもの貧困対策について
- 施策目標⑤ 外国人子育て家庭への支援
- 施策目標⑥ 医療的ケア児への支援に向けた取り組み



第4章

計画を推進するための施策の展開



第4章 計画を推進するための施策の展開

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、2015（平成27）年4月から適用され、本計画においてもこの指針に即して策定しています。市町村は、指針に即して地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに計画の策定ができるとされています。このため、前期計画（第1期計画）に係る必要な見直しを2019（令和元）年度までに行った上で、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度を期間とする第2期計画（本計画）の策定が望ましいとされています。

今回改正された子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、主に以下の項目が示されていますが、本市では現状の課題や今後の施策の方向性を踏まえて第一期計画で改訂が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 平成28（2016）年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実について「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき策定すること
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実
- ⑩ 子どもの貧困対策の推進 等

【基本目標】1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育の充実

- 施策目標① 保育サービスの充実
- ② 子どもに生きる力を育む学校(園)づくりの推進
 - ③ 質の高い幼児教育・保育の充実
 - ④ 家庭や地域の教育力の向上
 - ⑤ 不登校等児童生徒に対する取組の充実
 - ⑥ スポーツ・文化活動を通じた子どもの健全育成
 - ⑦ 児童生徒における国際理解の推進

～ 施策目標 ① 保育サービスの充実 ～

現状と課題等

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、共働き家庭は増加し続けており、保育のニーズも多様化しています。今回実施した実態調査では、『就学前の母親で希望よりも早く復帰した方』で、その理由として「経済的な理由で早く復帰する必要があるから」の割合が36.2%と最も高くなっており、経済的な理由により育児休業を途中で切り上げて早く職場に復帰する状況があることから、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。

そこで、子どもの幸せを第一に考えるとともに、サービス利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、保護者が利用を希望する時期から、質の高い保育を提供できる環境を整えることを目標とし、保育量の確保を図ります。

また、育児休業期間満了時から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を推進します。今後とも待機児童を発生させないだけでなく、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるように、育児と仕事の両立を支援し、安心して子育てをすることができるために延長保育、一時預かり、病児保育、乳児保育、障がい児保育、休日保育などニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

施策の展開

施策1. 通常保育の充実

- ア) 0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育の受け皿の拡充が求められています。特に育児休業後の復職に伴う0歳児の保育量の確保が必要です。本市では、認可保育所の約3分の2の園において定員を超えて受け入れを実施しており、増加傾向にある保育ニーズに応じた適正規模の定員となるよう、入所定員の増加等を図ります。

「通常保育」の概要と実績					
保護者の就労や病気などの理由で、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって通常保育時間（7時～18時）に保育します。					
（子育て支援課）	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公立施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
私立施設数	23か所	26か所	29か所	30か所	30か所
定員	1,930人	2,190人	2,294人	2,422人	2,462人
利用児童数	2,284人	2,392人	2,444人	2,528人	2,578人

施策2. 延長保育の充実

- ア) 女性の就労時間の長時間化などにより、今後利用者数のさらなる増加が見込まれるため、延長保育の充実を図ります。

「延長保育」の概要と実績					
保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間を越えて保育所で子どもを預かってほしい場合に、時間を延長して保育を行います。					
（子育て支援課）	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公立施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
私立施設数	23か所	26か所	29か所	30か所	30か所
利用児童数	1,191人	1,313人	1,502人	1,532人	1,418人

施策3. 一時預かり事業の拡充

- ア) 保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の短期の勤務や、けがや病気等の緊急な理由により家庭での保育ができなくなったとき、また育児疲れを解消したいときに一時的に児童を預かり安心して子育てできる環境を整備します。

「一時預かり事業」の概要と実績					
保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の病気や短期の勤務やリフレッシュ等の一時的な保育ニーズに対応するため、保育を行います。					
(子育て支援課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
利用児童数	3,555人	3,278人	3,209人	2,709人	2,351人

施策4. 休日保育の充実

- ア) 日曜・祝日などに保護者の就労等で保育が必要な児童に対し保育を行い、児童福祉の向上を図るとともに、安心して働ける社会の実現に寄与します。

「休日保育」の概要と実績					
日曜・祝日などに勤務のある保護者のために、保育所入所児童を対象に保育を実施します。					
(子育て支援課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所
利用児童数	826人	772人	1,045人	1,338人	1,375人

施策5. 病児保育の確保

- ア) 病気の回復期に至らないが、当面の急変が認められない場合の保育及び看護について、就労等で仕事を休めない保護者に代わり、病児保育で受け入れることで、保護者の就労支援に寄与します。事業の周知を強化し、より安心して子育てと仕事の両立が図られるように努めます。

「病児保育」の概要と実績					
小学校6年生までの児童が病期または回復期にあつて、集団での生活が困難な期間、一時的に専用施設で保育及び看護を行います。					
(子育て支援課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
利用児童数	1,160人	1,237人	1,132人	1,157人	1,225人

施策6. 乳児保育の受け入れ促進

- ア) 女性の労働状況の変化や核家族化により、乳児の保育ニーズが高まっています。本市では認可保育所全園で乳児保育（概ね6か月から）を実施します。
- イ) 児童の状態により、6か月未満児の受け入れが可能です。（11園で実施）
- ウ) 乳児保育拡大に伴い、看護師又は保健師の配置等の検討が必要です。

「乳児保育」の概要と実績					
保護者の産休・育休明けに伴う職場復帰により、保育に欠ける乳児の健全な育成を目的として保育を行います。					
(子育て支援課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	26か所	28か所	31か所	33か所	33か所

施策7. 障がい児保育の充実

- ア) 障がい児の保育ニーズが増加しているなか、障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を可能な限り保育所で受入れます。認可保育所全園で実施します。

「障がい児保育」の概要と実績					
障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童の保育を行います。					
(子育て支援課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	26か所	28か所	32か所	33か所	33か所
利用児童数	69人	26人	21人	26人	34人

※特別児童扶養手当・障害者手帳取得に関わらず、障がいのある児童数

施策8. 保育に伴う経済的負担の軽減

- ア) 2019(令和元)年10月から幼児教育無償化制度が開始されたことにより、認可保育所・認定こども園・幼稚園を利用している3歳未満の非課税世帯の子ども及び3歳以上の子どもは、保育料が無償化されました。(特例を除き、給食費や副食費は保護者負担となります。)

また、利用しているサービスの種類によって、無償化の対象となる要件が異なりますが、幼稚園(未移行)の保育料、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリーサポートセンターの利用料についても、限度額の範囲内で無償化の対象となりました。(無償化の認定手続きなどが必要です。)

- イ) 同一世帯から2人以上の児童が、認可保育所(園)・幼稚園等に入所している場合やひとり親・障がい者世帯の児童が、認可保育所(園)・幼稚園等に入所している場合に、保育料を減額する制度があります。

大分にこここ保育支援事業により、2019年(令和元)10月から戸籍上の第2子以降の3歳未満児は利用者負担額が無料となりました。

施策9. 認可外保育施設への助成

- ア) 認可外保育施設に入所する乳幼児を、安全かつ健全な保育環境のもと、心身ともに健やかに育成するため、必要条件に適合した認可外保育施設へ助成金を交付します。また、適合状況の確認を強化し、保育環境の充実を図ります。

～施策目標② 子どもに生きる力を育む学校（園）づくりの推進～

現状と課題等

本市では、子どもに「生きる力」を育むために、「生きる力を育む幼稚園、小・中学校教育の充実」という指導方針を策定し、重点的取組として「確かな学力の育成」「いじめ・不登校の解消」「幼・小・中学校連携の強化」「コミュニティ・スクールの推進」を掲げています。

学力の育成に向けては、学力向上プランに基づいたPDCAサイクルの確立と組織的な取組の推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいます。コミュニティ・スクールの推進に向けては、市統一学校（園）公開月間を設けて、保育や授業の様子を公開するとともに、学校運営協議会を開催し、学校の教育活動等の情報を積極的に発信しています。

子ども一人一人に「生きる力」を育むために、教育の充実を図るとともに、学校と家庭、地域が協働した取組を推進していきます。

施策の展開

施策1. 開かれた学校（園）づくり

- ア) 学校（園）の教育活動及び学習・生活面に関する子どもの現状を積極的に情報提供するとともに、授業（保育）公開を継続して行います。
- イ) 学校運営協議会（学校評価委員会、学力向上会議を含む）を開催し、保護者や地域と協働して学校の教育活動の充実を図ります。

施策2. 「主体的・対話的で深い学び」を創造する授業の推進

- ア) 校内研究による授業公開、別府市教育課程研究協議会における授業研究、各種主任会・研修会での指導や助言により授業力の向上を図ります。

施策3. 知識・技能の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成

- ア) 別府市学力調査（小学校3～6年、中学校1～2年）、大分県学力定着状況調査（小学校5年生と中学校2年生）及び全国学力・学習状況調査（小学校6年生と中学校3年生）等から、各学校において児童生徒の学力等の実態を把握し、苦手とする分野や求められる能力を育成するための学力向上プラン及び授業改善の5点セットを作成した上で、計画に基づいた取組を確実に実施します。

～ 施策目標 ③ 質の高い幼児教育・保育の充実 ～**現状と課題等**

少子化、核家族化の進行、女性の社会参加の機会拡大など、社会情勢の変化は、就学前の子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響を与えています。幼児期の教育・保育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものです。さらに幼児期の教育・保育と小学校教育は円滑に接続し、子どもの学びの連続性を確保することが必要とされています。また、幼児教育・保育施設、家庭、地域社会は、幼児期の成長を支えるために重要な役割を果たしており、それぞれが連携していくことが必要です。就学前教育としての指導體制を充実させ、質の高い幼児教育・保育を提供することや、地域の子育て支援センター的役割を担うことができるように努めます。

施策の展開**施策1. 幼稚園・保育所・小学校の連携**

- ア) 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続ができるよう、各幼児教育・保育施設の園児が入学する小学校と、子どもの成長や発達に応じた教育内容についての研修や理解を深めながら、日常的に各小学校と連携を図ります。
- イ) 別府市幼保小連携推進協議会にて、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校の関係者が保育や教育の内容について共通理解を図ります。

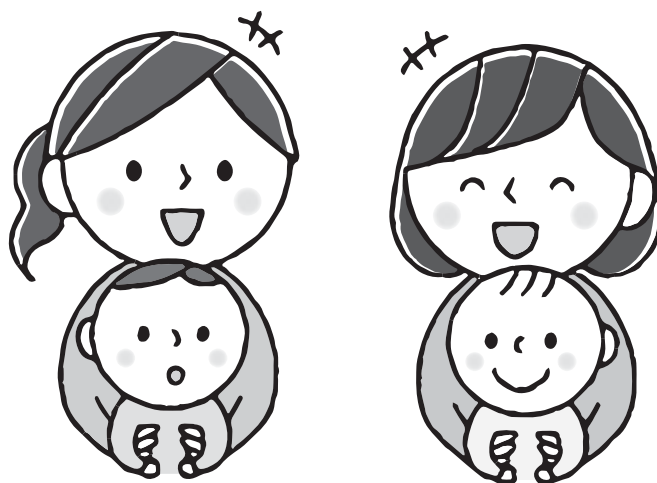
施策2. 幼稚園教諭等の資質向上

- ア) 幼児教育に専門性のある指導主事を今後も配置し、教職員への指導の充実に努めます。
- イ) 各種研修会を実施し、生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の充実に努めるとともに、教職員の資質向上を図ります。

施策3. 地域との連携

- ア) 未就園の親子に体験保育を実施し、遊びの場の提供をしたり、子育て相談に応じたりするなどし、地域における子育て支援センターとしての役割を果たすように努めます。

- イ) 老人会など地域の人との交流や保育所との交流の機会を設け、希薄になりつつある地域での交流を実施し、触れ合いを通じた豊かな経験を得られるように努めます。



～ 施策目標④ 家庭や地域の教育力の向上 ～

現状と課題等

次代を担う子どもは「社会の宝、国の宝」であるという考えに基づき、学校や地域、家庭など社会全体で新しい時代を切り開く、心豊かでたくましい人材を守り育てていくことが重要です。しかし、教育の現状に目を向けると、教育に対する信頼が揺らぎ、大きな課題に直面している状況が見受けられます。

学校におけるいじめや不登校の問題に加え、学校外においても、これまででは考えられなかったような青少年による凶悪な犯罪が続発しています。また、本来、教育の原点である家庭において、児童虐待などの様々な問題が発生しています。

こうした問題の背景として、少子化や核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。さらには、子どもたちの学習意欲の低下や、基本的な生活習慣が身に付いていないこと、自然体験等の体験活動や読書活動の不足、学力や体力、コミュニケーション能力の低下などの子どもたちにかかわる課題も挙げられています。今後、こうした社会的な課題や子どもにかかわる様々な憂慮すべき現状を直視し、学校、地域、家庭を含めた社会全体で、課題解決に向けた取り組みをより一層推進していくことが求められています。

施策の展開

施策1. 別府市青少年育成市民会議リーダー研修会の開催

- ア) 青少年育成に係る団体（校(地)区青少年育成協議会等）の指導者と市内の小・中学校の教職員が、子どもの健全育成のための地域活動の活性化を目的にリーダー研修会を実施します。

施策2. 家庭教育の支援

- ア) 0歳児から幼児の保護者を対象にした「にこにこ子育て学級」、幼児から小学校、中学生の保護者を対象にした「チャレンジ子育て学級」を開催し、子育ての学習機会を提供します。

また、1年に1回一般市民が参加出来る社会教育活動総合事業「家庭教育学級合同研修会」を実施し、家庭教育に関わる内容をテーマに、著名な講師を招聘して、より多くの市民に対して家庭教育への理解浸透を図っていきます。

～ 施策目標⑤ 不登校等児童生徒に対する取組の充実 ～

現状と課題等

「不登校」とは、心理的、情緒的、身体的、社会的要因背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある（ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く。）ことをいいます。そのような状況の児童生徒には、スクールカウンセラー配置事業(県)や教員研修等により、教育相談を担当する教員(教育相談コーディネーター)を中心に、学校が組織的に対応できるようになってきましたが、ひきこもり等の児童生徒への対応や別室指導による個別の支援を一層充実する必要があります。

本市では、取り組みの柱として、不登校を生み出さない学校づくりのための校内の指導・支援体制づくりの充実や、不登校の早期発見・早期対応の充実及び教育支援室「ふれあいルーム」での支援を通じた、不登校傾向の児童生徒の学校復帰及び社会的な自立に向けた支援の充実を行います。

施策の展開

施策1. 校内の指導・支援体制づくりの充実

ア) 生徒指導研究会、小学校生活指導主任会、中学校生徒指導主事会、県配置のスクールカウンセラーとの連絡会議、教育相談コーディネーター会議を開催し、市内の不登校児童生徒の実態を把握するとともに、各学校での相談・指導・支援体制づくりのあり方や、効果的な取り組みについての研修を行います。

また、各学校で不登校対策委員会、校内研修会を実施して、不登校児童生徒に対しての校内の相談・指導・支援体制づくりに努めます。

イ) 指導主事や心理相談員（臨床心理士）、スクールソーシャルワーカー等による訪問相談及びケース会議を小・中学校で実施し、不登校の早期発見・早期対応に向けた相談・支援体制の整備に努めます。

施策2. 不登校児童生徒の早期発見・早期対応

ア) 月3日以上欠席のある児童生徒の実態把握と状況分析を行い、「別府市欠席児童生徒支援体制マニュアル」をもとに学校と連携して不登校児童生徒の早期発見・早期対応に努めます。また、県により配置された地域児童生徒支援コーディネーターを活用し、各種会議・研修会等において不登校児童生徒の未然防止、支援の在り方を各学校に還元する取り組みを行います。

- イ) 中学校第1学年における不登校生徒の未然防止及び早期発見・早期対応を目的に「小中連携個票」を作成します。
- ウ) スクールソーシャルワーカーを教育相談センターに配置し、家庭訪問・保護者面談・ケース会議開催等を行い、関係機関につなぐことで、児童生徒の置かれている環境の改善に努めます。

施策3. 不登校児童生徒への支援

- ア) 教育支援室「ふれあいルーム」で個に応じた学習支援や体験活動等及び児童生徒と保護者、学校関係者の「ふれあいルーム」訪問等を通じ、家庭、学校と連携した「ふれあいルーム」の運営を行うことで、通級児童生徒の学校復帰及び社会的自立に向けた支援を行います。
- イ) 全ての小中学校に配置しているスクールカウンセラー及び教育相談センターに配置している心理相談員、スクールソーシャルワーカーによる専門的な教育相談活動を行います。
- ウ) 「別府市家庭訪問型アウトリーチ支援事業」において、不登校児童生徒の家庭に対して、学校と関係機関が連携しながら、家庭教育支援を行うことにより、児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。

■「ふれあいルーム」の紹介

別府市教育相談センターでは、学校に行きたくてもなかなか行くことのできない不登校傾向の子どもたちを対象に「ふれあいルーム」を運営しています。

「ふれあいルーム」では、自主活動や体験学習を取り入れた集団活動、カウンセリングなどを通して、集団への適応力を高め、集団(学校)への復帰及び社会的自立に向けた支援を行っています。

■「ふれあいルーム」の方針

- ◇子どもたちの心の居場所を保障します。
- ◇「主体的な活動」を通し、自立を支援します。
- ◇集団活動の楽しさを味わわせ、集団への適応力を高めます。
- ◇カウンセリングを行い、自分自身を見つめ直すとともに自我の確立が図れるよう支援します。
- ◇学校・家庭・専門機関との連携をはかり、集団(学校)への復帰を支援します。

～施策目標⑥ スポーツ・文化活動を通じた子どもの健全育成～

現状と課題等

2011（平成23）年6月に50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」が制定されました。

スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利である」と定められています。幼児期から高齢期まで各ライフステージにおいて、適性及び健康状態に応じてスポーツを行うことは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。本市でのスポーツに係る取り組みとしては、別府市中学校体育連盟に対して市内大会の運営及び県大会・九州大会・全国大会への出場費の補助をしています。生徒減少に伴う教員の配置数の減少と運動部活動種目の増加により指導者不足が課題となっています。そのため、市内中学校へ部活動指導員を配置し、競技力・指導力の向上を図ります。

一方、芸術や文化活動も、子どもが心身ともに健やかに成長していくために必要です。子どもたちが素晴らしい文化にふれる機会があれば、心豊かに生活することができ、潤いとゆとりがもたらされることが期待できます。また、本市では別府アルゲリッチ音楽祭や別府市民フィルハーモニア管弦楽団の演奏会、音泉タウン音楽会などが行われており、日常に音楽が溢れる街づくりを目指しています。今後もさまざまな機会を通じて、子どもの情操や社会性を育てる活動を推進していくことが大切です。

施策の展開

施策1. 中学校体育連盟補助事業の推進

- ア) スポーツ活動を通して中学生の健全な育成を目指す中学校体育連盟（市内公立中学校8校と私立中学校、特別支援学校各1校が加盟）に対して、大会運営費や大会出場費を補助します。

施策2. 中学校運動部活動の推進

- ア) 2019（令和元）年度から、教職員の負担軽減と専門的指導による部活動の質的向上を図るため、市内8校の公立中学校に対して、「部活動指導員」を配置します。

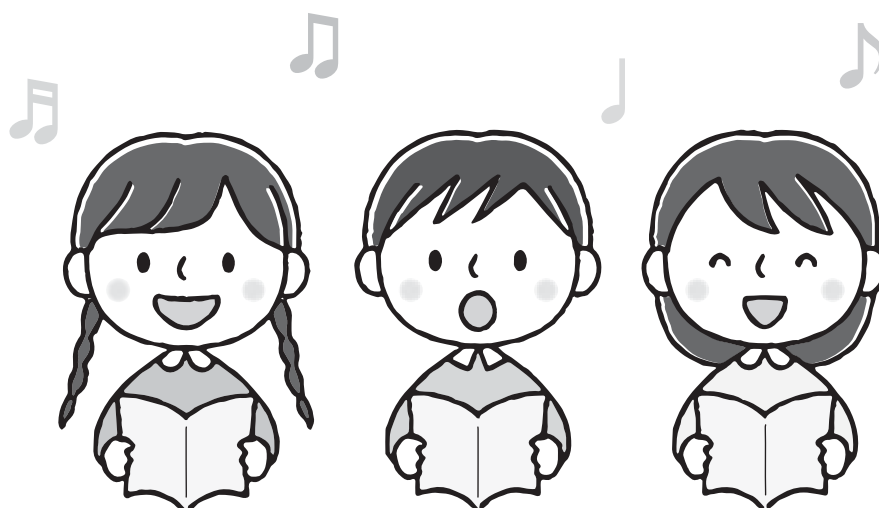
また、生徒数の減少等により単一学校では部活動が成り立たなくなっている現状を踏まえ、大分県教育委員会、市内各中学校と連携し、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する「拠点型方式の運動部活動」を設置します。

施策3. キッズスポーツ体験教室の実施と啓発

- ア) 児童の体力・運動能力の向上を目指し、身体を動かす楽しさが体感できるよう、陸上教室等のキッズスポーツ体験教室を実施します。今後も児童が継続的に運動に親しむ習慣を確立するために、別府市体育協会加盟の各競技部と連携を図り、複数の教室を開催します。

施策4. 芸術・文化活動の推進

- ア) 別府アルゲリッチ音楽祭、別府市民フィルハーモニア管弦楽団演奏会などの音楽・美術・伝統芸能などを通し、子どもの情操教育の活動を推進します。
- イ) 文化財愛護少年団を支援するとともに、文化財保護の啓発活動により、子どもたちの健全育成と文化財愛護精神の高揚に努めます。
- ウ) 文化活動育成事業として学生団体等を対象に補助します。また、市報により広報に努めます。



～ 施策目標 ⑦ 児童生徒における国際理解の推進 ～

現状と課題等

2018（平成30）年5月1日現在における、大分県の外国人留学生数は3,626人（前年度3,504人、3.5%増、全国は137,990人で前年度126,393人、9.2%増）となっています。

また人口10万人当たりの留学生数では、京都府に続き全国2位（前年度も2位）となっています。（京都府：369.3人、大分県：317.0人、群馬県：302.0人）（引用元：平成30年度外国人留学生在籍状況調査結果～日本学生支援機構～）

国が留学生の受け入れを拡大する政策を強化し、全国的に増加傾向となっています。

本市においては、人口に対する留学生居住者の比率が全国の自治体の中でトップクラスとなっています。2019年（令和元）年5月1日現在における市内の大学に在籍する留学生は、3,322人で人口（117,498人）に占める割合は2.83%となっています。

こうした中、外国人と市民が国籍と文化の違いを超えて、お互いが理解しあえる共生のまちとして発展していくためには、子どもの時から異なる文化や価値観に触れることにより、自らの個性を伸ばし、国際感覚を養う必要があります。

施策の展開

施策1. 幼児・児童生徒における国際理解の推進

- ア) 留学生を各小・中学校に講師として派遣し、外国の文化や習慣に直接触れることにより異文化の理解を深め、外国人との相互理解及び国際交流の推進を図ります。留学生を講師とした国際理解教室を開催し、各国の文化、風習、留学生個々の考え方等に触れる多文化体験を通して、子どもたちの異文化理解を深めるとともに、将来、グローバルに活躍する人材となるためのきっかけを作ります。

【基本目標】2 親と子の健康の確保及び増進

- 施策目標① 親と子の健康の確保
- ② 食育の推進
 - ③ 思春期保健対策の充実
 - ④ 小児医療の充実

～ 施策目標 ① 親と子の健康の確保 ～

現状と課題等

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導等の充実が必要です。特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生日予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要です。

また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発等を進めることが必要です。本市では、妊娠中から安心して過ごせるよう、妊産婦に対する相談事業として、産婦人科医・小児科医・保健師の連携による育児等保健指導事業（ペリネイタルビジット）を行っており、育児不安の軽減に成果をあげています。支援が必要なケースに対しては、早期から育児支援を開始できるように努めます。

施策の展開

施策1. 妊婦の健康確保・増進

- ア) 安全・安心な出産のため、妊婦健診の受診勧奨に努めます。また、母子健康手帳の交付時に、妊婦健診受診票の使い方を説明し、受診勧奨に努めます。
- イ) 母子健康手帳の交付時に、マタニティマークの周知を図り、妊婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止等、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。



マタニティマーク

施策2. 子育て支援ネットワークの充実

- ア) 大分県（行政）や、東部保健所及び市内産婦人科、小児科、保育所、幼稚園などの関係機関とのネットワークを形成し、保健・医療・福祉が一体となって、子育て家庭に対するきめ細かな情報提供やサービスを充実させます。また教育機関との連携も深められるよう努めます。

施策3. 育児不安軽減のための支援の充実

- ア) 子どもや母親の健康を確保し、育児に対する正しい知識の普及や、「育児相談」「栄養相談」「子育て電話相談」などの機会を提供し、必要に応じて家庭訪問を実施します。
- イ) 産婦人科医、小児科医、保健師が連携し、妊娠中から産後早期に育児に対しての不安を相談できる体制の周知・活用を行い、育児不安の軽減を図ります。現在は、育児等保健指導事業（ペリネイタルビジット）を実施し、産科・小児科・行政が妊娠中から継続して関わることで、育児に対する不安の軽減を図ります。また、支援が必要なケースに対しては、早期から育児支援を行います。
- ウ) 子どもの発達や育児不安に対し「こどもの発達相談会」を実施し、医師、言語聴覚士、保育士、作業療法士、心理職などの専門家による相談により、母親の育児不安の軽減、子どもの早期療育開始に努めます。
- エ) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施し、乳児の発育発達と産婦の心身の健康状態の把握を行うとともに、母子保健事業や子育て支援事業の情報提供も併せて行います。
- また、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対しては、子育て支援課と連携し、養育支援訪問事業（134ページ）へとつなげます。

「発達相談会」の概要と実績					
子どもの発達の遅れなどの悩みに対し、専門家による「こどもの発達相談会」を実施します。					
(健康づくり推進課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	135件	130件	170件	194件	217件

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の概要と実績					
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、情報提供や相談を行います。					
(健康づくり推進課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問延件数	776件	785件	772件	752件	777件

施策4. 乳幼児健康診査及び予防接種体制の整備

- ア) すべての乳幼児が健診及び予防接種を受診・接種できるように、また安心感の得られる健診をより一層目指します。「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の際、健診や予防接種事業について説明を行います。
- また、健診未受診者への受診勧奨や予防接種未接種者への接種勧奨の訪問、電話、通知を実施しています。市外からの転入の方には窓口に来所してもらい、母子保健サービスの情報提供を行います。
- イ) 一貫した保健サービスを充実させるため、個人の健康診査受診状況等をデータベース化する健康管理システムを導入しました。業務の簡素化に繋げ、さらなる保健サービスの充実に努めます。

「乳幼児健康診査」の概要と実績					
乳幼児の成長・発達に重要な月齢に健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見に努めるとともに、保健指導や相談を通じて育児支援を行います。					
(健康づくり推進課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4か月児健診受診率	95.0%	94.5%	96.8%	95.6%	95.9%
1歳6か月児健診受診率	97.5%	99.2%	97.7%	99.3%	98.8%
3歳児健診受診率	94.6%	96.0%	98.9%	99.5%	96.7%

施策5. 保健センターの活用

- ア) すべての市民の健康づくりの拠点として、2010（平成22）年12月に開設しました。健康課題の解決に向け、各種教室や健康診査等の保健事業、健康及び育児に関する相談や情報が取得できる場として、活用できる保健センターを目指します。
- イ) 夜間こども診療、口腔保健センターを併設しており、さらなる保健センターの利便性の向上に努めます。
- ウ) 妊産婦及び乳幼児の保護者の相談窓口として、子育て包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行うように努めます。

施策6. かかりつけ医の普及・啓発

- ア) 保護者がかかりつけ医を選ぶ際の参考とするため、小児科マップ（外国語版有）を作成し、必要時配布しています。また、家庭訪問や乳幼児健診、育児相談会等の機会にかかりつけ医を確認し、いない場合はその必要性を説明します。
- イ) 育児等保健指導事業（ペリネイタルビジット）を実施し、早期から、小児科医による育児に関する保健指導を受ける機会を提供することにより、かかりつけ医の確保を図るよう努めます。

施策7. 子ども医療費の助成

- ア) 乳幼児の健康維持と経済的負担の軽減を目的として、小学校就学前児童の通院、入院、歯科、調剤での医療費及び小・中学生の入院の医療費の一部を助成します。また、2020（令和2）年10月から市町村民税非課税世帯の小中学生の通院の医療費を助成します。
- イ) 限度額適用認定証を利用することで、限度額を超える部分の支払いがなくなり経済的負担が軽減されるため、その利用の周知を図ります。

施策8. 不妊治療費の助成

- ア) 子どもができない悩みをかかえている夫婦が、子どもを持てるような環境づくりを進めるため、不妊治療を受けている夫婦に不妊治療に要する治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、不妊治療で特定不妊治療に要した治療費は、大分県不妊治療費等助成事業として負担金により実施します。

施策9. 育成医療費の助成

- ア) 身体上の障がい・疾病を放置したら将来、障がいが残ると認められる児童に対する治療費を助成します。

施策10. 母子健康手帳の交付

- ア) 保健センター窓口で、保健師又は助産師が母子健康手帳の交付と妊娠・出産に伴う事柄の相談に対応することで、支援が必要な妊（産）婦の把握を行い、早期支援を行います。
- イ) 安心して出産を迎えられるよう、妊娠中の健康管理や育児に関するリーフレットの配布・説明を行います。

「母子健康手帳交付」の概要と実績					
妊娠の届出をした妊婦に対し、母子健康手帳を交付します。					
(健康づくり推進課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付件数	893件	894件	838件	857件	752件

～ 施策目標 ② 食育の推進 ～

現状と課題等

朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が、子どもたちに生じている現状から、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが重要です。また、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、2005（平成17）年6月に成立した「食育基本法」や「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や、情報提供を進めるとともに、保育所や保健センターの調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や、子ども参加型の取り組みを進めることも必要です。

さらに、低出生体重児の増加等を踏まえ、妊産婦等を対象とした食に関する情報提供を行うなど、「食育」の推進を図ります。

（※食育基本法：農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/>）をご覧ください。）

施策の展開

施策1. 食事の楽しさや大切さの普及・啓発活動の充実

- ア) 乳幼児健診や育児相談において、管理栄養士を配置し規則正しい食生活や栄養バランスの大切さ等を学ぶ機会を充実させ、正しい食習慣の定着を図ります。また、乳児の保護者を対象に離乳食講習会を開催します。
- イ) 保育所生活を通して、幼児期から食に対して正しい知識を身につけることができる場を提供するほか、保護者を対象に調理教室、試食会を実施し保育所給食への理解を深め、子どもと一緒に食べることに喜びが持てるようにします。
- 2019（令和元）年度は、「食育基本法」を踏まえて保育の一環として食育を位置づけ年間計画を立て、施設長、保育士、調理員、管理栄養士、全職員が協力し、野菜の栽培やクッキング、行事食等への取り組みを全園で実施しました。
- また、子育て支援センターでは、管理栄養士による離乳食教室や栄養講話、親子クッキングを実施しました。
- ウ) 保育所では、食物アレルギーの児童の対応にあたっては、安全な給食提供環境を整備するとともに生活管理指導表により、保育所と保護者の間で情報を共有し、日々の食事管理を行うとともに除去食・代替食を提供します。
- エ) 現在、本市に配置されている県費負担の栄養教諭等が中心となり、今後の本市の学校教育における食育推進計画を作成していきます。現在も行われている、小学校の家庭科等の授業を先生たちと一緒にすることや、保護者向けの講演会は継続して開催し、食事の大切さを伝えていきます。また、夏季休業中に各小学校で行われている児童を対象とした朝食づくり等も継続して行い、食に対する意識の向上を目指します。
- オ) 健康増進計画・食育推進計画「湯のまち別府健康21」の「食べる」（食育）の分野における事業の推進に努めます。

～ 施策目標 ③ 思春期保健対策の充実 ～

現状と課題等

全国的に思春期における性行動が変化してきており、10代の人工妊娠中絶の実施や性感染症が増加しています。薬物乱用、喫煙・飲酒の増加等の傾向が見られ、思春期の健康がむしばまれています。不登校、ひきこもり、思春期やせ症をはじめとする思春期特有の心の問題が顕在化してきています。

こうした中、本市では思春期の保健対策の一つとして、たばこやアルコール、薬物等の害から身体を守り、健康な生活を送ることができるように、関係機関の事業を活用しながら市内の全公立中学校で、学年の実態や生徒の発達段階等に応じて飲酒、喫煙、薬物等が身体に及ぼす害についての授業を開催します。

施策の展開

施策1. たばこ・アルコールの害から体を守る活動の推進

- ア) 家族の喫煙・飲酒などの家庭環境が、子どもが思春期に達した時に、その子どもの喫煙・飲酒に大きな影響を与えることから、母子健康手帳交付、ペリネイタルビジット事業、こんにちは赤ちゃん訪問等の場（妊娠期～産後期を特に重点的に）で、喫煙と飲酒の危険性について啓発を行います。
- イ) ケーブルテレビや市報等を活用し、喫煙が体に及ぼす害についての啓発を引き続き行います。
- ウ) 分煙の徹底を推進します。

施策2. たばこ・アルコール・薬物等の防止教室の実施

- ア) たばこやアルコール、薬物等が身体に及ぼす害について、正しい知識の普及と将来における意思決定能力を養うため、小・中学校の児童生徒を対象に学校薬剤師、警察等に講師を依頼し、講演会を開催します。
また、大分県教育委員会主催の研修会に教職員を派遣し、児童生徒への指導の充実を図ります。

施策3. 保健教育の推進

- ア) 思春期の子どもに、妊娠に関することや性感染症の問題など、各年齢に応じた保健教育・性教育を実施します。現在は、中学校3年生を対象に性感染症のパンフレットの配布を行っています。

～ 施策目標 ④ 小児医療の充実 ～

現状と課題等

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤として、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療については、県、近隣の市町及び関係機関との連携の下、積極的に取り組む必要があります。

また、夜間については、毎日19時から23時までの診療を行う「夜間こども診療」を開設し、2006（平成18）年度より、夜間こども薬局も開設しました。休日の日中は当番医による診療体制を整えています。しかし、深夜については診療体制が十分とは言えません。実態調査の自由意見でも、夜間の緊急時に医療機関が見つからず困ったという意見があり、深夜についても必要な医療が受けられ、安心して子育てができる医療体制が必要です。

施策の展開

施策1. 休日・夜間の診療体制の整備

- ア) 現在は日曜・祝日の9時から17時まで「在宅当番医制」、年間を通じ19時から23時までは「夜間こども診療」、また入院や手術が必要な小児患者には、小児第二次救急医療を実施しています。引き続き、体制の整備に努めます。
- イ) 看護師等が休日・夜間に、子どもの病気に関する電話相談に応じ、応急処置についての助言や、対応可能な最寄りの小児医療機関等の紹介をする「大分県こども救急電話相談事業」について周知を図り、保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進します。
- また、赤ちゃん訪問、育児相談や乳幼児健診にて配布する「子育て応援カレンダー」に情報を掲載し、周知に努めます。

「夜間子ども診療」の概要と実績					
安心して子育てすることのできる医療体制づくりの推進のため、乳児から中学生までの夜間の急病の診察を「夜間子ども診療」で行います。					
(健康づくり推進課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診者数	3,447人	4,799人	4,410人	4,410人	4,102人

施策2. 事故防止意識向上のための機会の充実

- ア) 乳幼児の事故予防について周知・啓発し、ホームページへの掲載や生後4か月までの全戸訪問の際、小児救急ハンドブックを配布し、救急時の対応について知識の普及を図っています。

■ 急な病気やけがのときは、下記にお問い合わせください

『休日当番医』	
休日の急病の際に対応できるように、当番医を設けています。 毎月の市報、別府市公式ホームページに掲載しています。	
診療時間	9:00～17:00
問合先	健康づくり推進課
	☎ 21-1117

『休日の歯の急患』	
別府口腔保健センターにて、土日・祝日の急病に対応しています。	
受付時間	(土) 13:00～16:30 (日・祝日) 9:00～11:30、13:00～16:30
場 所	別府口腔保健センター (別府市保健センター内)
	☎ 21-5657

第4章 計画を推進するための施策の展開

『夜間こども診療』	
乳幼児から中学生までのお子さんが、夜間急病の際に対応しています。毎日診療が受けられます。	
診療日	毎日（日・祝日含む）
診療時間	19：00～23：00 ※受付は22：30まで
対象者	乳幼児から中学生まで
場 所	別府市保健センター内
問合先	別府市医師会
	☎ 26-4000

※「夜間こども薬局」も併設しています。

『大分県こども救急電話相談』	
小児科専門医療機関の看護師が、急な病気や事故に関する相談にお答えします。 なお、電話による診断・治療はできません。	
相談時間	（平日）19：00～翌朝8：00 （日・祝日）9：00～17：00 19：00～翌朝8：00
問合先	☎ 097-503-8822 又は # 8000

『おおいた医療情報ほっとネット』	
医療機関・小児科・休日当番医・薬局などの情報を提供しています。	
ホームページ	https://iryo-joho.pref.oita.jp/

【基本目標】3 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 施策目標① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- ② 仕事と子育ての両立の推進
 - ③ 経営者への意識啓発活動

～施策目標① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等～

現状と課題等

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進は、男性と女性が家庭や社会的責任をともに担い、一人ひとりの能力、個性を發揮するという男女共同参画の視点からも重要な社会的基盤です。

男性の長時間労働を前提とした働き方が、女性の家事、育児、介護の負担の隔たりを招いています。これまでの働き方を見直す働き方改革による労働時間法制の見直しにより、女性の継続就業や、男性の長時間労働によるストレスの増長の抑制が出来るようになります。育児・介護休業、短時間正社員制度、フレックスタイム制など個人の置かれた状況に応じた制度の整備や、男性自身の意識啓発、社会的気運の形成のための取り組みが必要となっています。

施策の展開

施策1. 固定的な性別役割分担の意識の是正と、真の男女平等意識醸成に向けての広

報・啓発

- ア) 男女共同参画を推進する施策は、あらゆる分野に関係するため、より多くの市民に参加してもらい意識啓発を行うために、市民参加型フォーラムを開催します。
- イ) 広く市民の男女平等への理解と意識の醸成を目指し、編集委員を公募し、市民の目線で情報を提供できる啓発誌「あすてっぶ」を発刊します。市内で活躍する人や企業の取材記事や男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスなどの関連記事、フォーラムの報告等を掲載し、関係機関と併せて市民向けに町内回覧で配布します。

- ウ) 公式ホームページに、男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画プラン実績報告を随時掲載するとともに、フォーラムの開催、「あすてっぷ」等の情報を提供します。男女共同参画プラン実績報告や各種啓発、男女共同参画センター「あす・べっぷ」での主催講座等の情報を随時掲載します。

～ 施策目標 ② 仕事と子育ての両立の推進 ～

現状と課題等

大分県では、仕事と子育てを両立できるよう、母親の育児負担軽減のため、男性の働き方やライフスタイルの抜本的な見直しに向けた取組みや職場の意識改革を推進する、「男性の子育て参加日本一」に取り組んでいます。

今回実施した調査では、母親の育児休業を取得していない理由について「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」を選択した人の割合が前回（5年前）の調査より増加しており、本市においても、子育てしながら働いている方への配慮や子育てに対する理解が得られ、すべての方が仕事と生活のバランスが取れた多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、住民の意識の向上や事業所等に対するワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の普及啓発が求められています。

そのためには、子育てしながら従事できる職場環境が整備されている、また地域においても子どもを守り、育むことのできる環境が整っており子育て中の女性の職場復帰・社会進出を支援する職場環境づくりの啓発に取り組む必要があります。

施策の展開

施策1. 固定的な性別役割分担意識の是正と、真の男女平等意識の醸成による、仕事と

子育てが両立できる環境整備の促進

- ア) 女性が自立するための研修会や、女性の社会参画を促進するため、男女共同参画に関する講座、再就職支援セミナーや相談業務、能力向上のための研修会を実施します。
- イ) 地域や職場を対象に専門講師による研修会や出前講座を実施します。

～ 施策目標 ③ 経営者への意識啓発活動 ～

現状と課題等

少子化の流れを変えるためには、仕事と家庭の両立支援の推進や働き方の見直しが重要課題となっており、このための企業の取り組みに対する期待がますます高まっています。こうしたなか、2011（平成23）年度から101人以上の企業においても一般事業主行動計画の策定が義務づけられることになり、さらに多くの企業に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みが求められることになりました。

中小企業を含めたすべての企業において、多様な働き方が可能な制度の整備と、その制度を利用しやすい風土づくりに向けて支援を行うことが重要です。仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりのため、市内企業を中心に啓発や情報提供を実施します。

施策の展開

施策1. 事業主等の意識改革推進のための広報・啓発

ア) 県や国の関係機関と連絡を密に取り、企業に対し「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」をはじめ、「育児・介護休業法」「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「最低賃金法」等の各種法制度の広報・周知を行います。

また、大分労働局、大分県等から送付されるリーフレット及びパンフレットを産業政策課窓口及び市役所1階のパンフレットスタンドに設置するとともに、市報掲載依頼があれば市報へ掲載して啓発に努めます。

イ) 学校や地域の行事に積極的に参加できるような職場環境を確立するため、仕事と家庭の両立を支援するための助成金制度等の情報を提供し、企業の意識改革に向けた活動を推進します。

また、国が両立支援等を推進している企業を表彰する「均等・両立推進企業表彰」の候補企業の公募を市報に掲載し応募を呼びかけます。

ウ) 企業だけでなく、市民に対しても育児休業の取得など各種法制度の広報・啓発を行います。関係機関による巡回特別労働相談、再就職支援セミナー等の開催についての周知を図ります。

また、大分県等から送付される各種法制度のパンフレットや各種労働相談やセミナーの開催情報を産業政策課窓口、市役所1階のパンフレットスタンドに設置するとともに市報や公式ホームページに掲載し周知に努めます。

【基本目標】4 地域における子育ての支援

- 施策目標① 地域における子育て支援サービスの充実
 - ② 子育て支援のネットワークづくり
 - ③ 児童の健全育成

～施策目標① 地域における子育て支援サービスの充実～

現状と課題等

近年の少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、子育てで不安や悩みを抱えながらも「身近に相談できる相手がない」、「子育てに協力してくれる相手がない」などの理由で、育児への負担や不安を感じる人がいます。

今回実施した実態調査では、『日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか』という質問に対して、「いないと回答した人」が、就学前児童の保護者で13.5%（前回10.9%）、小学生の保護者で12.9%（前回12.3%）と就学前・小学生ともに「いないと回答した人」の割合が前回よりも高くなっています。また、『子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じますか』という質問に対して、「あまり感じない・全く感じないと回答した人」が、就学前児童の保護者で41.0%、小学生の保護者で39.1%となっています。

こうした背景から、子育て中の保護者が、子どもや子育てについてさまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないように、地域と一体となった子育て支援のための施策を推進することが求められています。

また、身近なところで子育てについて相談できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、利用者のニーズを踏まえた子育て支援サービスの充実を図ることで、保護者の育児負担の軽減を図ります。さらに、児童の健全な育成を図る上で、地域において児童と住民が自主的に参加し交流できる場と、住民同士の連携意識の高揚を促進します。

施策の展開

施策1. 地域子育て支援拠点事業の充実

- ア) 南部子育て支援センター「わらべ」・北部子育て支援センター「どれみ」・西部子育て支援センター「べるね」、地域子育て支援センター「風のまち」、地域子育て支援センター「すくすくルームふたば」、地域子育て支援センター「にじのひろば」の6か所を地域子育て支援拠点施設として、育児不安等の相談活動のほか、保健師・栄養士による各種講座や、ボランティアによる絵本の読み聞かせや各種サークルなどを開催し、親子のふれ合い・交流や、情報交換の場を提供します。
- また、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握に努め、支援事業等の情報提供や相談・助言や関係機関との連絡調整を実施して、必要な支援が受けられるような体制作りを目指します。
- イ) 地域に密着した地域子育て支援拠点施設として、公園や公民館、市役所など身近な場所や健診会場での出前保育を実施し、市内全域の親子が遊びを通じて子育ての楽しさが実感できるような活動内容の充実を図ります。
- ウ) 地域全体で見守り支えあう体制づくりのために、子育て支援センター等を活用し、地域住民が参加する育児講座等の開催に取り組みます。特に、子どもと触れ合う時間が少なく、乳幼児との接し方がわからない父親のために、親子の遊びの場を提供するなど、育児支援を行います。
- エ) 子どもと保護者がリラックスして過ごすことができ、閉塞感、孤独感や育児ストレスの解消が図れ、親子の心身の健康づくりに繋げていくため、親子クッキング、赤ちゃん出会いふれあい交流、絵本の読み聞かせなどふれあい交流促進事業を実施します。
- オ) NP講座を通じ、核家族化が進み孤立して様々な悩みを抱えながら育児をしている多くの保護者の孤立感、不安感やストレスを取り除き、育児の知識やスキル、親の役割等を参加者同士で学び合い子育てのスキルを高め自信を取り戻していく取り組みを行います。

■NP(ノーバディズ・パーフェクト)講座とは・・・

カナダ生まれの子育て支援プログラムです。この講座は、お互いの悩みや関心のあることをグループで話し合いながら自分にあった子育ての仕方を探していくものです。

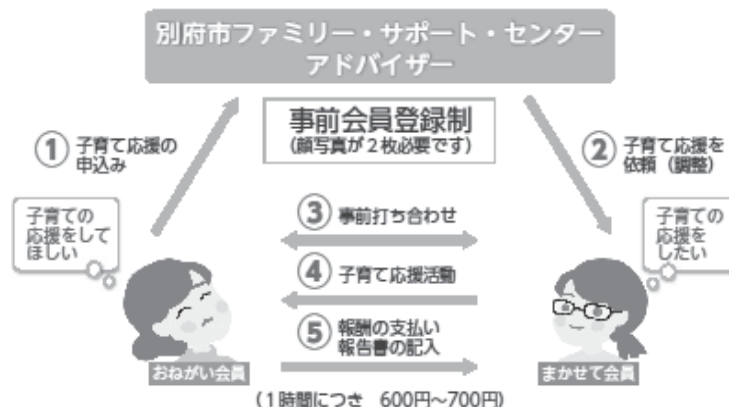
第4章 計画を推進するための施策の展開

- カ) ホームスタート事業を実施することにより、地域子育て支援拠点等の相談援助機関へ出向くことができず、支援が行き届きにくい孤立した環境の中で子どもを育てる家庭に、必要な研修を受けた無償ボランティアを派遣して、育児の悩み等を「傾聴」し、家事や育児を「協働」して行うことにより、孤立感の解消や地域とのつながりを持つきっかけづくり等を行います。

「地域子育て支援拠点事業」の概要と実績						
乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。						
(子育て支援課)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数		6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
わらべ	大人	7,518人	7,957人	7,223人	7,477人	6,692人
	乳幼児	8,162人	8,484人	8,553人	8,890人	6,892人
どれみ	大人	7,242人	6,078人	6,100人	3,999人	3,888人
	乳幼児	10,015人	8,220人	8,044人	5,818人	5,338人
べるね	大人	9,475人	8,714人	8,801人	7,713人	7,867人
	乳幼児	11,612人	11,074人	11,371人	10,211人	9,913人
風のまち	大人	1,542人	1,509人	1,647人	1,539人	1,140人
	乳幼児	2,114人	2,302人	2,735人	2,582人	1,976人
すくすくルー ムふたば	大人	1,369人	1,257人	1,597人	2,882人	2,547人
	乳幼児	1,633人	1,416人	1,912人	3,404人	3,087人
にじのひろば	大人	1,208人	1,387人	1,152人	951人	982人
	乳幼児	2,197人	2,662人	1,788人	1,871人	1,849人
大人計		28,354人	26,902人	26,520人	24,561人	23,116人
乳幼児計		35,733人	34,158人	34,403人	32,776人	29,055人
合計(来館者数)		64,087人	61,060人	60,923人	57,337人	52,171人

施策2. ファミリー・サポート・センター事業の充実

- ア) 会員同士の交流を行い人材の育成を図るとともに、情報交換の場を設定しサポート体制の拡充に努めます。また、センターの事業内容等について周知を図ります。



「ファミリー・サポート・センター事業」の概要と実績					
育児を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助をしたい人（まかせて会員）とが登録して、援助の依頼があったときに、地域において育児の相互援助活動を有料で行います。					
(子育て支援課)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
会員数	499 人	547 人	588 人	622 人	639 人

施策3. 情報提供とサービス利用の円滑化

- ア) 本市の子育て全般に関する情報誌「子育てガイドブック」を発行し、保護者が妊娠期から保育へと切れ目なくサービスを円滑に利用できるような情報を提供します。各施設において、他の子育て支援センターや児童館、ファミリー・サポート・センター、保育所の一時預かり事業等の情報を提供します。
また、子育て全般に関する情報や毎月の行事予定を市報や別府市ホームページなどに掲載します。
- イ) 満3歳未満の子どものいる家庭に対し、地域の子育て支援サービスを周知し、利用の促進を図ることを目的に「おおいた子育てほっとクーポン」を配布します

施策4. 地域と保育所(園)の一体化

- ア) 保育所(園)や幼稚園に通っていない地域の親子に園庭を開放し、子どもは保育所入所児童と園庭で一緒に遊ぶことができ、親は園の先生方に育児についての相談を行えます。
- イ) 長寿者施設への訪問や保育所行事への招待などにより、乳幼児と長寿者との交流の機会を設け、希薄になりつつある地域での世代間交流を実施します。
- ウ) 入所(園)児童と地域の子どもたちが交流するために、夏祭りや運動会などの参加の機会を設け、仲間づくりを推進します。

～ 施策目標 ② 子育て支援のネットワークづくり ～

現状と課題等

子育てを社会全体で支援するためには地域・保育所・子育て支援拠点施設・幼稚園・学校・公民館・図書館などが連携をとり、地域の子育てに関する情報や活動の情報を保護者に提供し、協力して子育てを支援する環境整備が必要です。

また、子育てを行っているすべての家庭に対して、地域における様々なネットワークを利用し、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供し、子育てや子育て支援を開かれた形にしていくためには、地域全体に子育てに関する情報をわかりやすく提供していくことが必要です。さらに、子育てサークルの育成や、地域における子育て支援関係機関や団体と連携してネットワークを作っていくことも、子育て環境の充実には必要です。

施策の展開

施策1. 子育てに関する情報の提供

- ア) 出産・子育てに関係する各施設の情報誌の内容を充実すると共に、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、保育所、児童館等が情報を共有することによって、利用者にとって必要な情報をタイムリーに提供し安心して楽しく子育てできる環境づくりを推進します。
- イ) 公式ホームページを充実して、保護者の興味や関心のある事項や、困りごとなど保護者のニーズに対応した身近な子育て情報を提供できるよう整備し、子どもを産み育てるうえでの不安の解消に向けて支援します。

- ウ) 本市の子育て全般に関する情報誌「子育てガイドブック」を発行し、子育て支援課や子育て関連施設、健康づくり推進課での母子健康手帳交付時などに配布することで、保護者が妊娠期から切れ目なくサービスを円滑に利用できるよう情報提供を促進します。
- エ) 子育て支援センターでは保護者同士の自発的な子育てサークルの育成に取り組み、保護者同士による交流を促進します。

施策2. 子育て支援ネットワークの整備

- ア) 子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずるため、行政、地域、医療機関、療育機関、保育所、子育て支援拠点施設、幼稚園などの関係機関とのネットワークを充実し、子育て家庭だけでなく出生前からの支援を充実させるなど、生活の安定に資するための支援に関し、きめ細かな情報提供やサービスの質の向上を図ります。
- イ) 乳幼児の健康支援や児童虐待等の未然防止と早期発見のために育児不安等を抱える家庭への訪問（養育支援訪問事業）などを実施し、虐待などの未然防止・早期発見に努めています。今後も、育児不安等に早期に対応できるよう、主任児童委員や民生委員など地域の関係機関と連携し、切れ目のない子育て支援を活用して、育児不安等を抱える家庭等を地域全体で見守るネットワークをさらに充実させます。

～ 施策目標 ③ 児童の健全育成 ～

現状と課題等

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域の住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要です。

また、児童の健全育成を図る上で、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取り組みを進める必要があります。

国は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（「放課後子供教室」という。）の計画的な整備（放課後子ども総合プラン）等を進めています。

2019（平成31）年1月に行った実態調査では、「児童の放課後の過ごさせたい居場所」として、「放課後児童クラブ」を選択した小学生保護者が、37.3%と前回の2013（平成25）年調査時（22.8%）より14.5ポイント増えており、子どもたちが安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブのニーズがより高まっていると言えます。

施策の展開

施策1. 放課後児童クラブと放課後子供教室の充実（新・放課後子ども総合プランの推進）

- ア) 就労等で保護者が昼間家庭にいない児童の安心できる居場所として、放課後児童クラブを設置します。また、通所等の安全を確保するため、各小学校敷地内を優先した設置を推進します。今後も、昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童ならびに幼稚園児に対し、適切な遊び及び生活の場を与えその健全な育成を図ります。
- イ) 各放課後児童クラブが、基準（児童1人につきおおむね1.65㎡）を満たす専用区画の面積を確保できるよう、また、児童の生活の場として適正な規模（1支援の単位構成＝おおむね40人）での運営を目指し、より安全で快適な空間で生活できるように関係機関と協議し、必要に応じて支援の単位の分割や施設整備を進めていきます。

- ウ) 本市では、「放課後子供教室」の名称を「子ども広場」とし、地域の住民の参画を得て、平日の放課後に各小学校において、「放課後学習ひろば」の実施、学校休業日に各公民館において全ての児童を対象に様々な体験活動などを行う「公民館子どもひろば」を実施します。
- エ) 放課後児童クラブが、「子ども広場」（公民館子どもひろば・放課後学習ひろば）の実実施予定などの情報を定期的に受け取り、児童の参加の促進が図られる体制を確立します。
- オ) 教育委員会と子育て支援課が放課後子供教室及び放課後児童クラブとして活用可能な小学校の教室等の情報共有を図ります。
- カ) 放課後児童クラブを利用する小学生の保護者で生活保護受給世帯等を対象に保護者負担金軽減事業を実施し、保護者の経済的な負担を軽減します。

「放課後児童クラブ」の概要と実績					
就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。					
(子育て支援課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	23か所	24か所	26か所	29か所	30か所
利用児童数 (4月1日時点)	1,285人	1,312人	1,386人	1,487人	1,449人

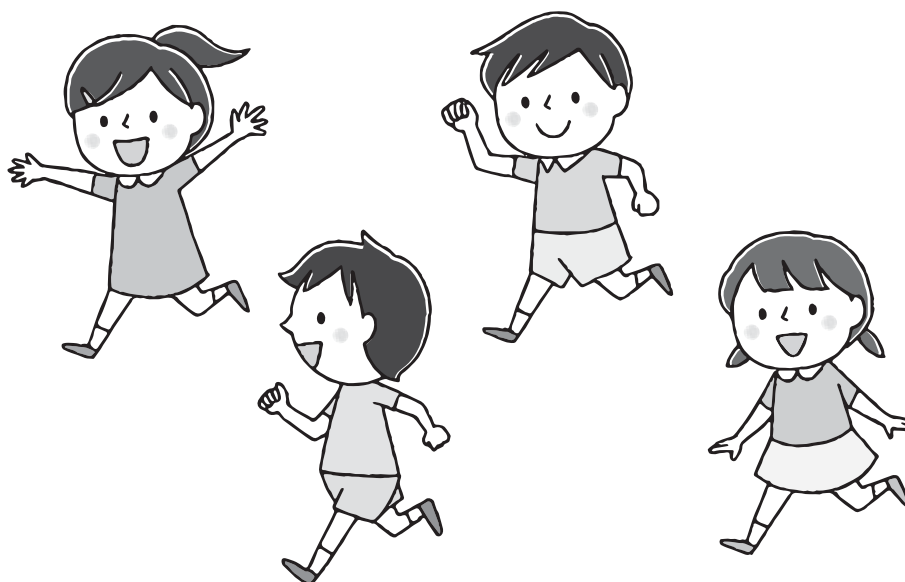
「子ども広場」（放課後学習ひろば・公民館子どもひろば）の概要と実績					
放課後等に地域住民等の参画を得て、全ての児童を対象に学習や体験・交流活動などを小学校・公民館を利用して行います。					
(社会教育課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所
利用児童数	7,041人	5,157人	4,088人	4,924人	4,989人

■ 一体型：放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型（同一小学校内で実施）

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

■ 連携型：放課後児童クラブと放課後子供教室の連携型

公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室等、保護者や地域のニーズを踏まえ、一体型として実施していないが、両事業が連携して実施しているものをいう。



施策2. 母親クラブの充実

- ア) クラブ会員の児童健全育成の向上に関する研修を実施し、会員の質的向上を図ります。

「母親クラブ」の概要と実績					
児童の健全育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動を行います。					
(子育て支援課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	3か所	3か所	2か所	2か所	2か所

施策3. 児童館の設置及び活動内容の充実

- ア) 南部・北部・西部児童館に、児童健全育成担当者や民生委員・児童委員、利用者、学校関係者による運営委員会を設け、地域社会の中で児童の健全な育成援助を行います。また年2回運営委員会を開催し、地域福祉活動の拠点としての運営等あり方を協議します。
- イ) 乳幼児から中学生までが利用しやすく、地域の高齢者を含めた三世代が交流できる開放的な空間の実現に向け、活動内容の充実を図ります。また、地域住民の来館を積極的に受け入れ、交流の場を設けます。
- ウ) 地域児童の育成環境をより良くしていくため、社会的経験豊かな地域の人たちが持っている豊かな知恵や技術、遊びを子どもたちに伝授していただくボランティアを受け入れ、協力して事業を展開していきます。
- エ) 児童館まつりや館内外行事など、特色ある児童館づくりを目指します。

「児童館」の概要と実績					
子どもが遊びを通して、健康で心豊かに育つことを目指してつくられた施設。自由に遊んだり、自由に参加できる行事等をたくさん用意しています。					
(子育て支援課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
西部児童館	11,553人	10,821人	8,887人	8,933人	10,136人
南部児童館	9,127人	8,867人	9,619人	9,313人	8,331人
北部児童館	11,079人	10,532人	12,918人	14,623人	14,261人
光の園児童館	10,051人	11,758人	13,412人	12,016人	13,939人
合計	41,810人	41,978人	44,836人	44,885人	46,667人

施策4. 公民館等を活用した放課後や休日の子どもの居場所づくりの推進

- ア) 休日や夏休み中に子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、勉強やさまざまな体験活動、交流活動等を実施することにより、心豊かで健やかに育む環境づくりを推進します。

施策5. 世代間交流事業の推進

- ア) 市内の中央公民館及び6地区公民館（北部・西部・中部・南部・朝日大平山・東山）において、その地域の高齢者、成人、子どもの三世代が共に集い、学ぶ、交流の機会を提供していきます。

施策6. 地域教育力の活用の推進

- ア) 中学校区等にコーディネーターを配置し、地域と学校をつなぎ、様々な学校支援活動を実施することにより、地域と学校が連携・協働して地域の子どもたちを育てていくとする機運の醸成と推進を図ります。

施策7. 自然体験活動等の推進

- ア) 「少年自然の家おじか」や公民館などにおける自然体験活動等、さまざまな体験活動を通して、自主性や社会性などの豊かな人間性を育みます。

施策8. 児童手当の支給

- ア) 次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援することを目的として、児童手当を支給します。
- イ) 未請求者の解消を図るとともに、制度の趣旨の普及と受給資格、受給方法等についての広報、窓口指導の徹底を図ります。

【基本目標】5 子育てを支援する生活環境・安全の確保

- 施策目標① 安心して外出できる道路交通環境の整備
- ② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - ③ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

～施策目標① 安心して外出できる道路交通環境の整備～

現状と課題等

子育て家庭が安全・安心に生活できるためには、子どもの視点、子ども連れの視点に立った道路交通環境の整備が必要です。本市では、カーブミラーや区画線、ガードレール等の交通安全施設の設置をはじめ、路面不具合部の修繕・改修など、道路交通環境の整備を通じて交通事故の防止に努めてきました。

本計画策定にあたって実施した実態調査の自由意見において、「小学校に入ってから通学(一人での)が不安です。道が狭く車がよく通るなど児童が傘を持った時は余計に安全面に不安を感じます。」「中小規模の公園に駐車場がほしい。」「通学路および校区内の道路環境の整備を要望します。子供達が安全に通学や通行できるように信号、ガードレール、標識等の整備、ドライバーの交通安全に関する意識向上、不審者対策が求められると思います。」といった回答がありました。今後も引き続き、道路交通環境の向上に努め、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるようにまちづくりを考えていく必要があります。

施策の展開

施策1. 子ども連れで安全・安心に通行することができる道路環境の整備の推進

- ア) ベビーカーや、手をつないだ親子が安全に通行することができるように、歩道空間の充実を図っていきます。
- イ) 既設歩道については、路面のガタツキや段差などの解消について、順次、補修を進めていきます。
- ウ) 現在整備中の箇所や今後整備予定の箇所については、道路幅員、歩行者及び自転車交通量を考慮して、自転車歩行者道の整備に努めます。

～施策目標② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進～

現状と課題等

交通弱者である子どもや高齢者が、交通ルール違反や交通マナーの低下、交通環境の大幅な変化による交通事故の犠牲になっています。こうした事故から子どもたちを守るために、学校、家庭、地域が協力して子どもの安全を確保するべく関係機関との連携をさらに深め、事故の未然防止に努めます。

施策の展開

施策1. 児童・園児の登校(園)時の交通安全の確保

ア) 交通安全指導員が小学校付近の交差点その他交通頻繁な道路において、児童・園児の登校(園)時に誘導・指導を行います。

また、地域住民へ交通安全思想の普及高揚、交通安全保持のための助言を行い、事故防止に努めます。

施策2. 交通安全教室の開催

ア) 小学校、幼稚園等で、移動交通安全教室や自転車安全教室を開催し、交通の状況に応じて安全に通行する意識及び能力を高めます。2018(平成30)年度は、市内公立幼稚園・小学校14校(園)及び私立幼稚園・保育園17園において移動交通安全教室を、市内公立小学校14校において自転車安全教室を開催しました。引き続き、児童・園児の交通安全意識を高めるため、継続していきます。

施策3. 通学路の点検

ア) 幼稚園、小学校、中学校では、PTA等と協力をして通学路の点検を実施し、子どもの安全確保を図ります。各校において通学路の点検を行い、修繕等の箇所を確認の上、関係機関に修繕を依頼することで、安全確保を図ります。

～施策目標③ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進～

現状と課題等

従前からの都市化・核家族化の進展等により子どもを取り巻く社会環境も変化し、子どもを狙った犯罪が全国的に年々増加・凶暴化しています。

本市でも、児童生徒の登下校時等における不審者・変質者による声かけ事案が報告されています。また、青少年のモラルの低下により、自ら非行に走ったり、犯罪に巻き込まれたりするケースがみられます。そこで、別府警察署や地域交番と連携した防犯ネットワークを構築し、情報共有をしながら犯罪の未然防止、被害拡大の防止を図り、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進することが必要です。

こうした中、「開かれた学校」を推進するために、学校を外部から遮断するようなシステムではなく、地域とともに育む学校安全のあり方が必要となってきます。

スマートフォンの普及、Wi-Fi環境やインターネット環境の整備に伴い、いつでもどこでも誰でもインターネットに接続できるようになりました。

インターネットは、情報ツール、教育、子どもの問題解決能力の育成、エンターテインメント等として活用できる反面、有害サイト、犯罪、虚偽情報、個人情報、著作権、悪徳商法、迷惑メール、不正アクセス、身体的・精神的悪影響など、様々な問題に子どもたちが巻き込まれる危険性も高く、新たな社会問題となっています。

さらに、健康を害する「酒類・たばこ」は、依然として子どもの身近なところにあり、非行、犯罪の助長など健全な成長を阻害する要因となっています。

本市でも、家庭、学校、地域社会はもとより、関係事業者、青少年にかかわる各種団体、警察等の関係機関、行政がさらに緊密な連携と情報共有を図りながら、子どもが健全に育つ環境の整備を行っていくことが必要です。

施策の展開

施策1. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ア) 子ども同士のつながりを深め、罪を犯さない子どもを育てるため、道徳の時間等における指導の充実を図ります。生命尊重の内容を中心に、自他の生命を尊重する子どもを育成します。
- イ) 学校安全危機管理への取り組みとして、公立幼稚園・小・中学校において避難訓練（火災・地震・津波・不審者の侵入を想定）を実施します。

第4章 計画を推進するための施策の展開

- ウ) 不審者や変質者による犯罪が多発している現状を考慮し、公立幼稚園・小・中学校の全園児・児童生徒に防犯ブザーの貸与を継続し、犯罪を未然に防ぎ安全の確保を図ります。
- エ) 不審者等に対応するため、各学校において防犯訓練や登下校指導等を実施するとともに、子どもの安全を守るワークショップ（CAPプログラム）を実施し、子ども自身の持つ危険回避能力を高めます。
- オ) コミュニティ・スクール等を活用し、地域の民生委員・児童委員などと連携した「開かれた学校」としての体制づくりに努めます。

施策2. 警察署交番を核にした防犯ネットワークづくり

- ア) 小学校・交番セーフティネットワーク会議を活用し、不審者・変質者についての情報収集・情報提供を行うとともに、パトロール等を実施して、園児・児童の登下校等の安全確保に継続して努めます。
- イ) 小学校と交番が連携して、園児・児童の規範意識の向上や安全確保、問題行動の未然防止等に向けた防犯教室を、継続して開催します。
- ウ) 学校警察連絡協議会を開催し、市内の児童生徒の問題行動等の状況を共有することにより、学校と警察署交番が連携した防犯対策に努めます。

施策3. 青色防犯パトロール車活動による見守り

- ア) 本市では、「子どもを犯罪から守るまちづくり、犯罪を起こしにくい環境づくり」のため、公用車等に青色回転灯をつけた車両により、市内で安心・安全パトロール活動を行っています。地域で結成している地域安全パトロール隊（2018（平成30）年12月末現在52隊）は別府警察署内にある別府市防犯協会所有の青色防犯パトロール車を使用して、日中及び夜間、各町内を巡回しています。

また、市役所では、本庁の公用車9台と本庁以外の公用車3台、総合教育センターの公用車1台に青色回転灯を装備し、職員が外勤の際にパトロールも合わせて行っています。この活動を行うことで、登下校時の児童生徒や住民に安心感を与え、防犯意識の向上に寄与するとともに、犯罪を企てようとする者に対する抑止効果も図られることから、今後も引き続き、学校周辺も含めたパトロールを実施します。

施策4. 有害図書等の区分陳列及び表示図書等の自主規制の推進

- ア) 別府市青少年補導員協議会（旧 総合教育センター補導員協議会）を中心に、書店・ビデオ店等への有害図書等の区分陳列や表示等の自主規制を注視していく取り組みを継続します。

施策5. 有害図書等の自動販売機の新規設置の有無の注視継続

- ア) 有害図書等の自動販売機について、新規設置されないように、別府市青少年補導員協議会（旧 総合教育センター補導員協議会）を中心に関係団体等と連携しながら注視していく取り組みを継続して行います。

施策6. インターネットによる有害情報へのアクセス防止

- ア) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、各学校や別府警察署と連携し、有害情報へのアクセス防止等のための防犯教室（フィルタリング機能やインターネットの利用方法等）を開催し、児童生徒、保護者への啓発を推進します。
- イ) 「ネットトラブルの防止に向けた心がまえ『私の約束』」を小学校の児童、保護者に周知するとともに、各小学校で「学校の約束」の作成及び見直しに取り組みます。また、子どもたち自身が問題点を考え、ネットトラブルの防止に取り組む、中学校の生徒会活動を継続して行います。

施策7. 酒類・たばこ等関係業者への販売にかかわる整備

- ア) 各学校や別府警察署と連携し、酒類・たばこの販売事業者への関係条例の遵守や自動販売機に関する自主規制の啓発を継続して行います。

【基本目標】6 要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

- 施策目標① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - ③ 障がい児施策の充実
 - ④ 子どもの貧困対策について
 - ⑤ 外国人子育て家庭への支援
 - ⑥ 医療的ケア児への支援に向けた取り組み

～ 施策目標 ① 児童虐待防止対策の充実 ～

現状と課題等

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における次世代の育成にも懸念を及ぼします。

本市においては、虐待を受けている児童の早期発見やその要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うために、大分県中央児童相談所をはじめとした行政機関、医療機関等有識者、子育てに関わる施設代表者等多数の参画を得て、相互の適切な連携と情報共有を図り、児童虐待への対応を迅速かつ組織的に行うことを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置しています。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催しています。

■「児童虐待」とは・・・

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し行う次に掲げる行為をいう。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

■別府市要保護児童対策地域協議会（要対協）



- 「要保護児童」とは・・・
 - ・保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
 - ・保護者のいない児童（現に監督保護している者がいない児童）
- 「要支援児童」とは・・・
 - ・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童に当たらない児童
- 「特定妊婦」とは・・・
 - ・出産後の児童の養育について、出産前において特に支援が必要と認められる妊婦

活動内容は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報の交換及び支援内容の協議、支援対象児童等の適切な保護又は支援に係る広報・啓発活動の推進、その他支援対象児童等の適切な保護又は支援の対策に必要な事項の協議を行っています。

児童虐待防止対策について、2016（平成28）年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項についても取り組みます。

- 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進します。
- 児童虐待の発生子防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所や関係機関との情報共有の推進を図ります。

施策の展開

施策1. 児童虐待防止ネットワークの充実

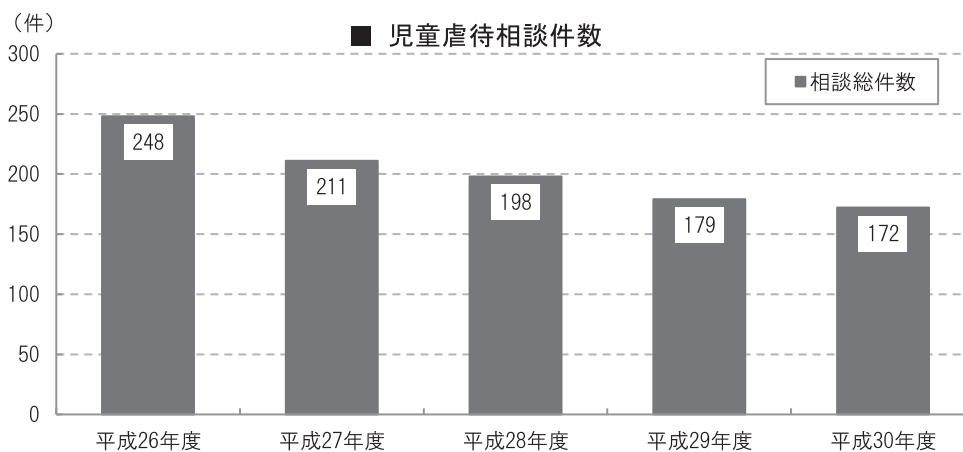
- ア) 特定妊婦の支援を確実に行うためには、管外に所在する医療機関とも連携が必要であることから、大分県要保護児童対策地域協議会設置要綱に定める医療機関も、別府市要保護児童対策地域協議会の構成機関となっています。
- イ) 支援対象児童等に対応するため、別府市要保護児童対策地域協議会を活用して実務者会議や個別ケース検討会議などを開催し、複数の関係機関が関与する事例における情報の共有や支援内容の協議を行い、役割分担をしながら適切な対応に努めます。
- ウ) 健康診査や保健指導等の母子保健活動、また児童委員をはじめとした地域住民との連携を通じて、出産及び育児期に養育支援を必要とする家庭の把握に努めます。
- エ) 児童やその家族と身近に接する医療、福祉、教育等の関係者を対象とした研修会の開催や、『別府子ども福祉塾』等の勉強会を支援することで研修体制の充実を目指します。

■別府子ども福祉塾とは・・・

児童虐待の予防、早期発見や適切な対応に向けたまちづくりをめざすための勉強会。2012(平成24)年3月に開講。塾生は主に児童養護施設職員、主任児童委員、保育園、学校、地域子育て支援センター、児童館、別府市(子育て支援課、健康づくり推進課)等の関係者となっています。

■ 「児童虐待相談件数」状況

(子育て支援課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせることを行うこと。				
	86件	84件	84件	65件	47件
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間差別的扱い、子ども目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと。				
	107件	83件	61件	64件	86件
性的虐待	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にすること。				
	2件	2件	5件	3件	2件
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること。				
	53件	42件	48件	47件	37件
合計	248件	211件	198件	179件	172件



資料：別府市子育て支援課資料

施策2. 相談活動の充実

- ア) 子ども・子育てに関する切れ目のない相談体制のもと、子どもの問題、家庭の問題の解消を目指し、子どもが安心して安定した家庭で育ち、社会生活を送ることが出来る環境整備に努めています。
- イ) 保護者が子どもの特性を受容できるよう、行政、保育・教育施設及びその他関係機関の専門性を有する職員と連携して、子どもに関わる相談に対応しています。
- ウ) 大分県等が実施する講習会等への参加や、児童虐待による事例の検証を行うなど職員のスキルアップにより資質の向上を図ります。

施策3. 広報等による情報提供

- ア) 毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市報等で広報活動を行います。通告先の告知チラシを全戸回覧するとともに、相談する際の連絡先についても公立の保育施設や関係機関等に設置し広報に努めます。
- イ) 早期発見により子どもを虐待から守るため、通報・相談・連絡などの窓口（連絡先）を市報等に掲載し、ケーブルテレビ（別府市だより）でも放映します。
- ウ) 要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携を行い、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう啓発を図ります。
- エ) 保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを周知します。
- オ) 里親の開拓や支援につながる広報・啓発等、大分県との連携により、地域のなかで社会的擁護が行えるような支援体制を整備していきます。

施策4. 学校教育における児童虐待防止への取り組み

- ア) 児童虐待防止に対する教職員の意識の向上及び連携強化を図り、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。
- イ) 毎月開催している要保護児童対策地域協議会実務者連絡会の中で、学校教育課及び教育相談センターと情報を共有し、適切な対応に努めます。

施策5. 保健指導や健診による虐待予防・早期発見の取り組み

ア) 母子健康手帳交付時や健診、家庭訪問にてリスクの高いケースを把握し、随時対応していきます。産科・小児科・精神科等の医療機関との連携により、虐待の予防や早期発見のための体制を整備します。

また、支援にあたり、保健師間で事例検討を随時行い、関係課や関係機関と協議を行う等多角的な判断に基づく支援方針を立て実施します。

施策6. 養育支援事業

ア) 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

施策7. 地域子育て支援拠点施設における児童虐待防止への取り組み

ア) 地域子育て支援拠点施設においてNP（ノーバディズ・パーフェクト(79ページ参照)）講座を実施して、保護者が自分の長所に気付き、幸福感を感じることができるよう前向きな子育ての方法を見出せるよう手助けをすることによって、児童虐待防止の抑制を図ります。ファシリテーター10名が3箇所の子育て支援センターで実施します。

イ) 家庭訪問型子育て支援「ホームスタート（80ページ参照）」を地域子育て支援センターにじのひろばで実施し、「傾聴」と「協働」により子育て中の保護者に寄り添い、育児不安の軽減を図ります。

施策8. 子ども家庭総合支援拠点事業の充実

ア) 2020（令和2）年度から別府市子ども家庭総合支援拠点を立ち上げ、子どもとその家庭及び妊産婦に関する実情の把握、情報提供、相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。

～ 施策目標② ひとり親家庭等の自立支援の推進～

現状と課題等

ひとり親家庭等においては、子育てと生計を母又は父がひとりで担うことになり、様々な困難に直面するとともに、子どもにも大きな影響が及びます。子どものしあわせを第一に考え、ひとり親家庭等の自立を図る就労支援、生活支援、経済的支援などの総合的な支援策の推進が求められています。

施策の展開

施策1. 子育て短期支援事業の充実

- ア) 養育者の病気や仕事などの理由により、一時的に児童を養育することが困難な際の受け入れ施設を確保します。現在は、乳児院栄光園、栄光園、別府平和園、光の園子ども家庭支援センター、永生会母子ホームの5施設と契約しており、引き続き一時的に養育が困難になった時に受け入れできるよう努めます。

「子育て短期支援事業」の概要と実績					
保護者の就労や急病などの理由により、一時的に家庭で養育することが困難になった児童に対して、乳児院や養護施設等で短期間養育・保護を行います。					
(子育て支援課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

施策2. 経済的支援の充実

- ア) 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費助成及び福祉資金の貸付による経済的な支援を引き続き実施します。

「児童扶養手当の受給者数」状況					
(子育て支援課)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者数	1,541人	1,453人	1,523人	1,326人	1,318人

施策3. 自立に向けた支援の充実

- ア) 児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子・父子自立支援員を2人配置し、相談、情報の提供などの支援を充実します。

- イ) 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就業に有利な技能・資格取得の機会を増やし、ひとり親家庭等の自立の促進を図っています。

～ 施策目標 ③ 障がい児施策の充実 ～

現状と課題等

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもと親、それを支援している人々等が共に社会の一員として、住み慣れた地域で安心して快適な生活を送ることができる社会づくりを目指しています。市内には県内16校（分校等含む）の特別支援学校のうち4校があります。また、障がい児のための入所・通所施設は20か所あります。

障がい児通所サービスの児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者は年々増加傾向にあります。発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導等を通じて、発達障害への理解を深めることが必要です。また、障がいのある子どもと触れ合い、深くつきあう機会を増やし、障がいに対する正しい知識と理解を深める啓発を行うことが必要です。

また、障がいのある子どもをもつ家庭に対しては、経済的な支援を充実するとともに、きめ細やかな生活支援や療育支援がこれまで以上に求められます。すべての子どもが生きがいのある生活を送れるよう、一人ひとりに応じた適切な療育や教育を充実し、社会参加や自立ができるような施策を推進します。

施策の展開

施策1. 障がい児相談支援サービスの充実

ア) 別府市では、障がいのある方とその家族のための相談窓口として、下記の4事業所に基幹相談支援センターの業務を委託しています。基幹相談支援センターには、専門性の高いコーディネーターを配置し、障がいに関する総合的な相談を受け付けています。

・・・・相談窓口（基幹相談支援センター）・・・・

障がいのある方とその家族のための相談窓口としての事業所です。
日常生活全般に関する相談に応じたり、障害福祉サービスの利用等につなげるための支援を主に行っています。

名 称	所在地	電話番号
別府市相談支援事業所ぱれっと	大字鶴見 4075-1	25-9758
障害者地域生活支援センター泉	幸町 1-21	25-3443
障害者相談支援センターたいよう	大字内竈 1393	66-1674
農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター	大字鶴見 1026-10	67-1897

- イ) 障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後には一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

施策2. 在宅の障がい児支援サービスの充実

- ア) 保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を福祉施設に受け入れることで、児童及び保護者への支援を行います。

施策3. 在宅の障がい児通所支援サービスの充実

- ア) 主に未就学の障がい児に対して、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの場を提供します。
- イ) 授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
- ウ) 障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。
保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。

施策4. 自立と社会参加の促進

- ア) 在宅の知的障がい児や保護者が、交流や研修をすることで、積極的な社会参加の促進を図ります。

施策5. 経済的支援の実施

- ア) 特別児童扶養手当（受付：子育て支援課）、障害児福祉手当、育成医療費（69ページ参照）（受付：障害福祉課）の支給など、障がい児の福祉の増進に向け経済的な支援を実施します。
- イ) 市報等により広く地域住民に制度の周知を図り、未請求者の解消に努めます。

施策6. 就学支援の充実

ア) 別府市就学相談会や別府市教育支援委員会を実施し、障がいのある子どもたちの就学や家庭での教育に関する支援及び相談を行います。

また、就学後も、その子どもにとってより良い教育環境となるよう、校内支援委員会を開催し、教育支援の充実を図ります。

施策7. 放課後等居場所づくりの充実

ア) 長期休暇中等の保護者の過重な養育にかかる負担を軽減するとともに、障害のある就学児に対して、障害福祉サービス事業所において日中の活動の場を提供します。

「日中一時支援事業及び放課後等デイサービス事業」の概要と実績					
障がいのある小1～高校3年生（日中一時支援事業は3歳以上）を対象に、放課後や長期休暇中における活動や訓練の場を提供しています。					
（障害福祉課）	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	12か所	14か所	16か所	18か所	20か所

施策8. こどもの発達相談会の実施

ア) こどもの発達や育児不安に対し「こどもの発達相談会」を実施し、言語聴覚士、保育士、作業療法士、心理職などの専門家による相談により、母親の育児不安の軽減、子どもの早期療育開始に努めます。

施策9. 障がい児保育の充実

ア) 障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を保育所で受け入れます。

イ) 保育所の入所年齢の低年齢化に伴い、入所後の成長に伴って徐々に発達が気になるようになる子どもが見受けられます。早期発見・早期支援が重要であることから、保護者との信頼関係の構築に努めたうえで、保護者の心情に配慮しながら、相談機関等へ繋げるよう取り組みます。

～ 施策目標 ④ 子どもの貧困対策について ～

現状と課題等

我が国の子どもの貧困率は、2016（平成28）年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると13.9%で、前回調査より2.4ポイント低下しているものの、依然高い数値を示しており、この経済格差は子どもの教育格差にもつながっています。

2014（平成26）年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」により、「子供の貧困対策に関する大綱」が同年8月に定められ、また、都道府県に対し、子どもの貧困対策計画を策定する努力義務等が課されました。

これを受け大分県は、「大分県子どもの貧困対策推進計画」を2016（平成28）年3月に策定し、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援を柱とし取り組んできたところです。

本市においては、国及び県の動向を見守りつつ、「子どもの未来を応援する首長連合（子どもの貧困対策連合）」に加盟し、子どもの明るい未来の実現を図る支援に向けた情報交換を行うとともに、他の自治体とともに国に対し、財源支援を含めた総合的な対策を推進するよう求めてきました。

また一方で、庁内関係課との連携の必要性を感じ、2018（平成30）年12月に「子どもの未来応援連携会議」を設置し、関係課と子どもの貧困の現状と既存の事業の状況についての共通認識を深め、子どもの貧困対策について協議する体制の構築を図っているところです。

本市は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及び子どもの権利が保障され、子ども1人1人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを検討します。

施策の展開

施策1. 「子どもの未来応援連携会議」の取組

- ア) 2019（令和元）年9月7日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）」が施行され、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進すること等が規定されたほか、「子供の貧困対策に関する大綱」の記載事項に、子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項等も追加され、市町村に対しても、子どもの貧困対策計画を策定する努力義務が課されました。

本市は、今後とも国及び県と協力し、子どもの生活に関する実態調査、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握等に努め、「子どもの未来応援連携会議」を核とした連携、協議等を経て、本市の子どもの貧困対策計画に位置付ける取組を定めるように努めます。

施策2. 経済的理由による就学困難な子どもの保護者に対する経済的支援

- ア) 就学援助が適切に受けられるよう働きかけを行い、経済的に困窮している児童・生徒の学びを支える取り組みを推進します。

施策3. サービスの周知

- ア) 支援を必要としている対象者に支援が行き届くよう、妊娠期から子どもが自立に至るまで、切れ目のない支援を行うことが必要です。妊娠届出時や、こんにちは赤ちゃん訪問等で経済的に困窮しているケースを把握した場合は、公的支援の紹介や、必要な機関につなぎ、生活の安定と母子の健康が保持できるよう支援します。

施策4. ひとり親家庭等支援が必要な家庭へのサービスの充実

- ア) ひとり親家庭等からの、住居や生活、就労、教育等様々な問題に対して必要な情報や相談・支援を、ワンストップで適切に提供できるよう、母子・父子自立支援員を配置し、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子父子寡婦福祉資金の活用、適切な家計管理等についての相談・支援をします。

～ 施策目標 ⑤ 外国人子育て家庭への支援 ～

現状と課題等

2018年末、日本で暮らす外国人は273万人に上りました（法務省在留外国人統計より）。これらの在留外国人のうち、半数以上が永住・長期滞在が可能な資格を有し、日本国内への永住・定住・長期滞在を希望する傾向は高まっています。2019(平成31)年4月時点における本市の外国人の人口は4,412人（98か国）です。

市内の大学には90以上の国と地域から3千人以上の留学生が在籍し、たくさんの外国人が暮らしています。

日本での子育ての流れは母国とは大きく異なる場合が多く、日本語が不自由な保護者にとっては、複雑で分かりにくく、不安を抱える人が多く存在します。こうした中、留学生や外国人住民を含めた市民との交流の場をつくり、文化や宗教の違いなどを理解し、言葉を交わすことにより、災害や緊急時等に様々な情報を収集できる環境を整備する必要があります。本市では、外国人保護者が安心して子育てをできるように、相談・支援体制の充実を図ります。

施策の展開

施策1. 多言語版子育て情報の発信

- ア) 子育て支援情報の多言語での情報発信を行います。
- イ) 行政からの各事業の案内、通知や申請書等は、多言語に対応できるよう日本語以外の言語版も作成し対応します。

施策2. 外国人子女等教育相談員派遣事業の推進

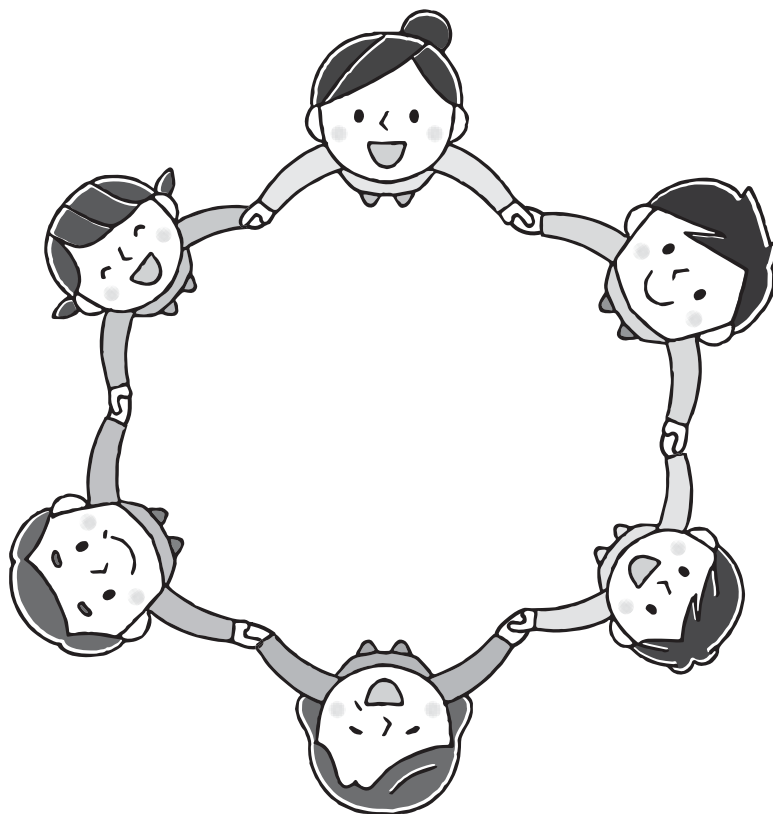
- ア) 別府市外国人子女等教育相談員派遣事業により、対象の園児・児童・生徒がより充実した園や学校生活を送れるように、園児に対しては母語を理解できる教育相談員を派遣し通訳の支援を、児童生徒に対しては日本語指導の技術をもつ教育相談員を派遣し日本語指導を行っています。対象園児・児童・生徒の母語や滞在期間、保護者の滞在目的が多様であるため、一人一人の状況に応じた個別の支援の充実を図ります。

施策3. 育児に関する支援の充実

- ア) 外国人子育て家庭が孤立しないよう、また、気軽に相談ができるよう、必要に応じて子育て支援センターや児童館等の紹介を行い、関係機関と連携して支援を行います。
- イ) 外国人子育て家庭が利用する子育て関連施設（地域子育て支援センター、児童館、保育所等）において、子育てに関する情報提供や相談・助言等の必要な支援が受けられるような体制作りを目指します。

施策4. 外国籍家庭への適切な支援

- ア) 市民のための語学教室や外国人住民のための日本語講座を行い、言語の違い、文化の違い、宗教の違いなどにより生じる隔たりなどを緩和する事業を展開します。日本語を母語としない児童生徒を対象とした交流事業等を行います。
- イ) 災害等が発生した際に日本語がわからないことにより受けることのできないサービスや取得できない情報などがなく、災害ボランティア研修や多文化共生研修などを開催し、環境整備、情報発信のネットワークを構築します。



～ 施策目標⑥ 医療的ケア児への支援に向けた取り組み～

現状と課題等

医療的ケア児は、2018（平成30）年度時点で全国に約1万7000人いると推計され、2008（平成20）年度と比べると約1.8倍に増えています。その理由としては、新生児医療の発達により以前なら出産直後に亡くなっていた子どもが助かるケースが増えてきたことが挙げられます。医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもの数は全国的に増加傾向にあります。

改正児童福祉法では医療的ケア児について、「医療や福祉だけでなく、教育の面でも支援を受けられるように努めなければならない」としており、未就学児を含む家族への支援や教育面の支援を受けられるようにすることが喫緊の課題となっています。

こうした中、2016（平成28）年に障害者総合支援法が改正され、法律に「医療的ケア児」という文言が明記されました。この法改正により、医療的ケア児を支援することが、自治体の努力義務になり、これまで法律上「いなかった」存在である医療的ケア児とその家族に、支援の手が差し伸べられることになりました。

このような医療的ケアの必要な子どもたちやその家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等の多職種連携が必要不可欠です。

各施設や、事業所などの受け入れが促進されるよう体制を整え、医療的ケア児等とその家族の地域生活支援の向上を目指した施策を推進します。

現在大分県では、医療的なケアが必要な障がい児等が身近な地域で支援を受けられる環境を整えることを目的とした、「医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付要綱」により補助事業を実施しています。

■児童福祉法第56条の6第2項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

■児童福祉法第1条「ふれあいルーム」の方針

「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」

■児童福祉法第2条第3項

「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」

施策の展開

施策1. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- ア) 近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケアを必要とする障がい児が増えていることから、医療的ケア児の実態や支援体制の構築を見直し、その対策を協議する場を設置します。別府市障害者自立支援協議会に設置する子ども支援部会にて、協議を行う予定です。

施策2. 就学に関する支援

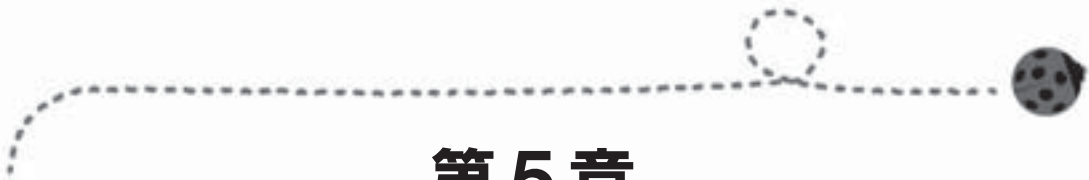
- ア) 本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から必要な支援について検討していきます。
- また、必要な教育支援が受けられるよう就学相談会等を実施するとともに、本人・保護者に対し、十分な情報提供を行います。

施策3. 保護者への寄り添い支援


- ア) 相談できる身近な相手として、保健師が訪問や電話により相談に応じ、保護者とともに児の成長発達を見守り、保護者の精神的負担の軽減に努めます。

施策4. 医療的ケア児等コーディネーターの配置

- ア) 県の養成研修事業の研修修了者を、医療的ケア児等コーディネーターとして配置することを予定しています。



第5章
子ども・子育て支援法にかかる
事業計画（第2期）



第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第2期）

1 子ども・子育て支援制度について

(1) 国の制度のポイント

2012（平成24）年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。2015（平成27）年4月からスタートした、この法律と関連する法律に基づく、子育て支援の仕組みでは、子育てをめぐる現状から下記の3点を課題として整理しています。

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

制度の趣旨と主なポイントは下記のとおりです。

【趣旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

【主なポイント】

- ①認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設し財政的支援を一本化
- ②認定こども園制度を改善し、「幼保連携型認定こども園」について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③地域の実情に応じた子育て支援（「地域子ども・子育て支援事業」）を充実
- ④基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥制度ごとにバラバラであった政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦国に子ども・子育て会議を設置し、市町村等にも地方版子ども・子育て会議を設置

2019（令和元）年5月には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

（2）子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	○施設型給付費	【認定こども園・幼稚園・認可保育所】 上記の教育・保育施設を利用する1号から3号認定子どもに対する給付
		○地域型保育給付費	【小規模保育・家庭的保育】 【居宅訪問型保育・事業所内保育】 上記の地域型保育事業を利用する子どもへの給付
	子育てのための施設等利用給付	○施設等利用費	【幼稚園＜未移行＞】 【特別支援学校】 【預かり保育事業】 【認可外保育施設等】 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦健康診査事業 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑤ 養育支援訪問事業 ⑥ 子育て短期支援事業 ⑦ ファミリー・サポート・センター事業 ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 延長保育事業 ⑩ 病児・病後児保育事業 ⑪ 放課後児童健全育成事業 ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
	仕事・子育て両立支援事業	① 企業主導型保育事業 ② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	

（3）子どものための教育・保育給付（施設型給付費・地域型保育給付費）の内容

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付費」と「地域型保育給付費」に分かれます。

■施設型給付費

施設型給付の対象は、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

■地域型保育給付費

本制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

（4）子育てのための施設等利用給付（施設等利用費）の内容

子どものための教育・保育給付の対象である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象として、以下の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給します。

【支給要件】

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

（5）地域子ども・子育て支援事業の内容

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、各市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、地域の課題解決のために必要なサービスを提供していきます。

（6）仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）の内容

企業主導型保育事業は、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度です。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行います。

また、自社等の従業員が利用する『従業員枠』のほか、地域の住民等が利用する『地域枠』（総定員の50%以内）を設けて運営することも可能です。

(7) 子ども・子育て支援制度における認定こども園・幼稚園・保育所等の利用の流れ

子ども・子育て支援制度では、「3つの認定区分」に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まります。施設などの利用にあたっては、保護者の方に、利用のための「認定」を受けていただく必要があります。

■ 認定区分：認定は、以下の1～3号の区分で行われます

認定区分	対象者	利用先
1号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、幼稚園等での教育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	幼稚園 認定こども園
2号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)	保育所 認定こども園
3号認定	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)	保育所 認定こども園 地域型保育

■ 認定基準：保育の必要性の認定にあたっては、以下の3点について基準を策定します。

事 由	① 就労 フルタイムのほか、パートタイムや夜間の就労など、基本的に全ての就労。
	②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして別府市が定める事由。
区 分	①保育標準時間 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり11時間までの利用に対応するもの。 (現行の11時間の開所時間に相当)
	②保育短時間 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり8時間までの利用に対応するもの。 (別府市では、就労の下限時間を64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等。

2 子ども・子育て支援法にかかる子ども・子育て支援事業計画について

(1) 子ども・子育て支援事業計画の作成と事業の計画的な実施について

基本指針では、「市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。」とされています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

基本指針では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握について下記のとおり記されています。

【現状の分析】

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

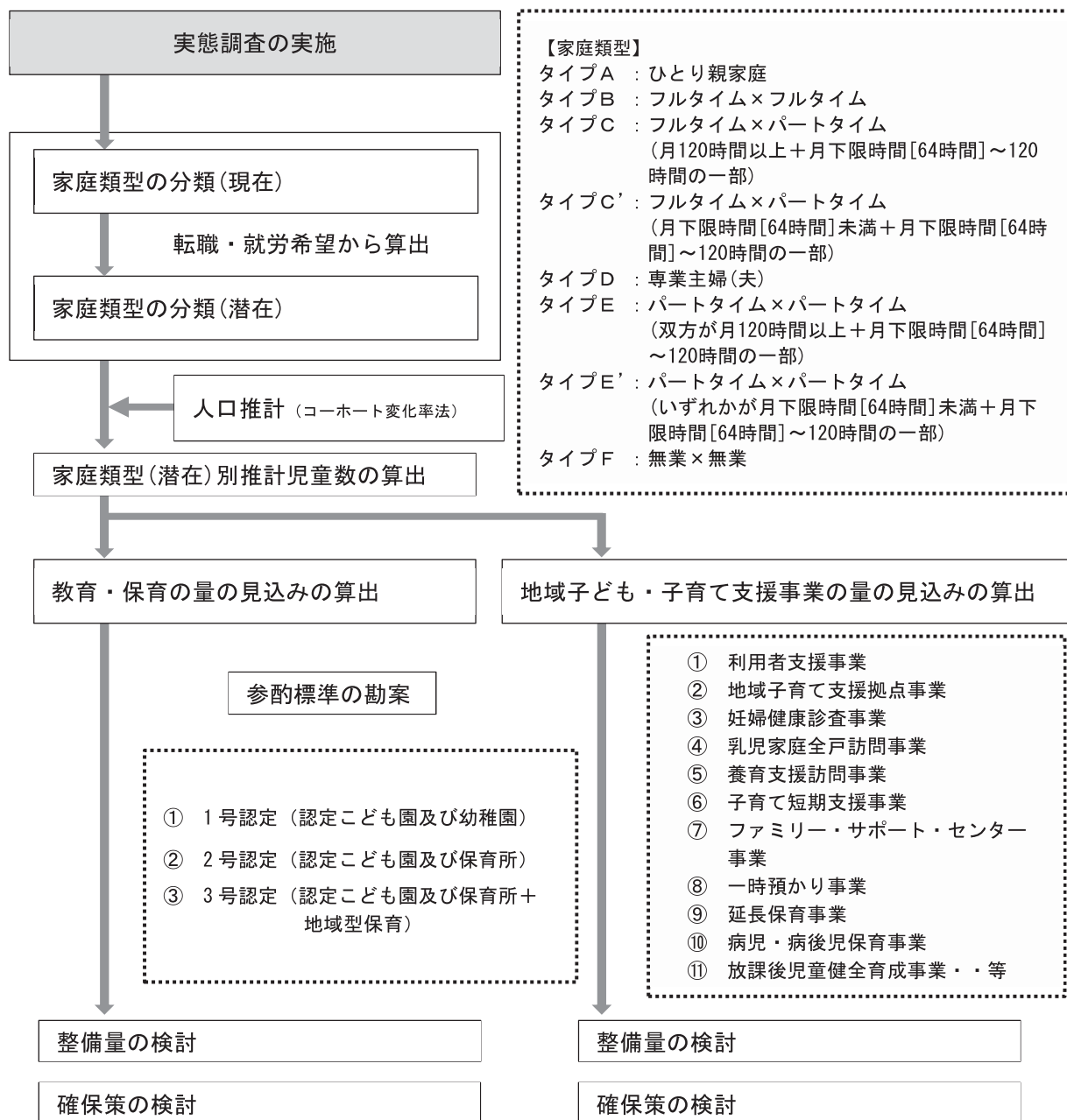
【現在の利用状況及び利用希望の把握】

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

（3）各種事業におけるニーズ量の推計手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、2019（平成31）年1月に就学前児童及び就学児の保護者を対象者とした実態調査を実施し、その結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し推計することを基本としつつ、本市の利用実績数値と比較するなどの検証を行い、利用実績と大きくかけ離れるものについては利用実績に基づき、対象となる子どもの数の推移の見込みや利用意向の推移を勘案して独自の算出方法により推計しました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー図



（4）量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」については、推計児童数に基づき算出することになるため、計画期間における将来人口推計が必要となります。

（ア）推計方法

人口推計を行うにあたり、主な方法として「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」の2種類があります。ここでいう「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。

今回の人口推計にあたっては、近い過去に特殊な人口変動（土地区画整理事業や大規模な災害等）はなく、計画期間である2020（令和2）年度から2024（令和6）年度においても、現時点では特殊な人口変動が起きるとは考えられないため、前回の第1期計画でも、採用した方法「コーホート変化率法※1」を採用するものとします。

推計人口は、住民基本台帳人口（外国人登録人口含む）の実績を用いて、コーホート変化率法で算出しました。コーホート変化率及び出生率は、直近の数値としています。

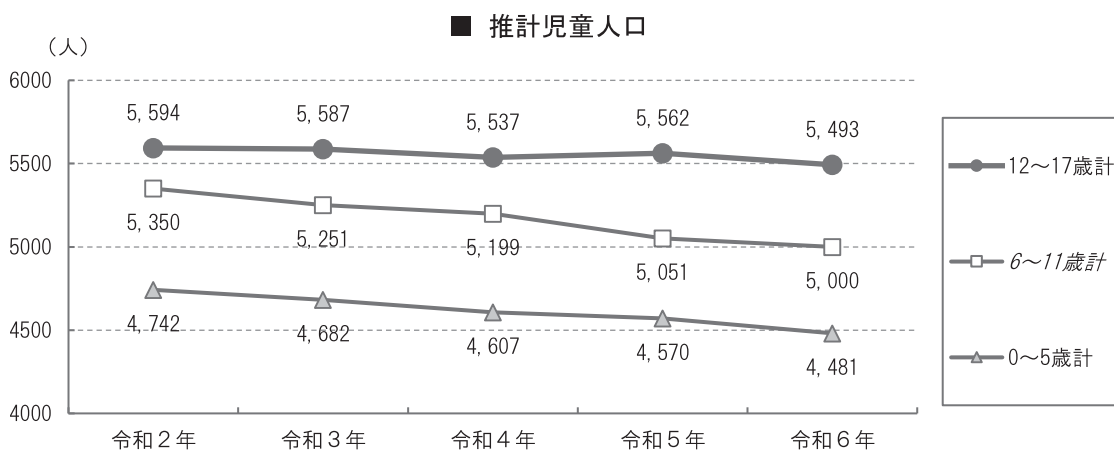
※コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。基準人口の増減を出生と死亡、転出入を含めた、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、推移を算出していきます。今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

（イ）推計児童人口

計画期間内における推計児童人口では、令和6年には、「0～5歳児」が▲261人、次いで「6～11歳児」▲350人、「12～17歳児」では、▲101人減少すると推計されます。
（※▲はマイナスの意味です。）

児童年齢	計画期間内における推計児童人口				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	752人	738人	728人	716人	710人
1歳児	756人	770人	756人	746人	734人
2歳児	814人	755人	768人	754人	744人
3歳児	773人	817人	758人	771人	757人
4歳児	821人	772人	816人	757人	770人
5歳児	826人	830人	781人	826人	766人
0～5歳合計	4,742人	4,682人	4,607人	4,570人	4,481人
6歳児(小1)	857人	816人	820人	771人	815人
7歳児(小2)	869人	864人	823人	827人	778人
8歳児(小3)	875人	871人	866人	825人	829人
9歳児(小4)	930人	878人	874人	869人	828人
10歳児(小5)	891人	937人	885人	880人	875人
11歳児(小6)	928人	885人	931人	879人	875人
6～11歳合計	5,350人	5,251人	5,199人	5,051人	5,000人
12歳	894人	923人	880人	926人	874人
13歳	924人	900人	929人	885人	931人
14歳	954人	931人	907人	936人	891人
15歳	910人	951人	928人	904人	933人
16歳	951人	921人	962人	939人	915人
17歳	961人	961人	931人	972人	949人
12～17歳合計	5,594人	5,587人	5,537人	5,562人	5,493人



3 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。」としています。

本市においては、幼稚園・保育所・認定こども園合わせて53の施設が存在しますが、年少人口が減少傾向にある中、区域を小中学校区単位等で設定した場合、将来児童が減少する区域では、定員割れを起こす施設が発生することが考えられ、逆に児童が増加する区域では、更に確保の方策の見直しが必要となるなど、区域によって定員や受入児童の格差が拡大する可能性があります。

以上のように、現状や既存の保育所運営、教育・保育の実態を考慮すると、別府市全域を1つの提供の区域として定員等の需要に対応するのが望ましいと判断し、『全市1区』を教育・保育提供区域の設定とします。

■ 教育・保育提供区域

	事業名	実施区域
教育・保育	教育施設（幼稚園・認定こども園）	1区域 (市全域)
	保育施設（保育所・認定こども園）	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	1区域 (市全域)
	② 地域子育て支援拠点事業	
	③ 妊婦健康診査事業	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ 子育て短期支援事業	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
	⑧ 一時預かり事業（幼稚園型以外・幼稚園型）	
	⑨ 延長保育事業	
	⑩ 病児・病後児保育事業	
	⑪ 放課後児童健全育成事業	
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

4 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策

（1）幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策

教育・保育の利用状況及び実態調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域で均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年における教育・保育の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）を算出するとともに、それに対応する「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）を定めます。

■量の見込みの考え方

実態調査による量の見込み総数が、利用実績数値による量の見込みの総数を下回るため、利用実績数値を基に対象となる就学前児童の数の推移及び年齢区分ごとの利用割合を考慮し算出しました。

なお、年度当初から年度末にかけて段階的に利用者が増加することから、第2期計画では各年10月1日時点で量の見込みを算出しました。

■量の見込みにおける保育利用率の設定

満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る満3歳未満の子ども利用定員数の割合（保育利用率）について、計画期間内における目標値を設定します。

■満3歳未満の保育利用率

<3歳未満児>	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童見込数	2,322人	2,263人	2,252人	2,216人	2,188人
利用見込数	1,456人	1,433人	1,443人	1,435人	1,431人
利用定員数	1,456人	1,433人	1,443人	1,435人	1,431人
保育利用率	62.7%	63.3%	64.1%	64.8%	65.4%

■年齢ごとの保育利用率

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	48.3%	48.8%	49.3%	49.9%	50.4%
1～2歳児	69.6%	70.4%	71.1%	71.9%	72.6%

■確保方策の考え方

- ① 保育の提供体制
- 既存の認可保育所の増改築や認定こども園への移行などの際に定員の見直しを行うことにより対応する。
 - 0歳児から2歳児までの保育を対象とする地域型保育事業の新設により対応する。
 - 幼稚園における預かり保育を継続して実施することにより、幼稚園の利用を希望する共働き家庭のニーズに対応する。
- ② 幼児教育の提供体制
- ・計画期間を通して利用定員が量の見込みを上回っており、定員の変更をおこなう必要はないものと考えます。

【令和元年度】

① 量の見込み（令和元年度は実績）と現状（令和元年度）の定員との比較

区域名	量の見込みと確保の方策	1号認定	2号認定			計 (1・2号) (3~5歳)	保育非該当 (3~5歳)	3号認定			保育非該当 (0~2歳)	合計 (0~5歳)	保育非該当 (0~5歳)			
			教育ニーズ	保育ニーズ	計			0歳児	1・2歳児	計						
	対象となる年齢ごとの人数（3月末時点）		2,507			2,507	2,507	737	1,586	2,323	2,323	4,830	4,830			
全市1区	量の見込み	量の見込み 計…A	509	652	1,238	1,890	2,399	108	352	1,093	1,445	878	3,844	986		
		利用割合	20.3%	26.0%	49.4%	75.4%	95.7%	4.3%	47.8%	68.9%	62.2%	37.8%	79.6%	20.4%		
		別府市内のニーズ	509	652	1,238	1,890	2,399		352	1,093	1,445		3,844			
		他市町村のニーズ				0	0				0		0			
	確保策	別府市内	特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	85	0	105	105	190		21	114	135		325
					幼稚園型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					保育所型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					地方裁量型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					小計	85	0	105	105	190		21	114	135		325
			幼稚園（公立）	239			0	239				0		239		
			幼稚園（私立）	65			0	65				0		65		
			保育園（公立）			135	135	135		26	79	105		240		
			保育園（私立）			1,017	1,017	1,017		242	794	1,036		2,053		
			小計 ①	389	0	1,257	1,257	1,646		289	987	1,276		2,922		
		確認を受けない幼稚園 ②	465			0	465				0		465			
		特定地域型保育事業 ③			0	0	0		0	0	0		0			
		一定基準の認可外保育施設 ④			0	0	0		0	0	0		0			
		企業主導型保育事業 ⑤			24	24	24		12	24	36		60			
		認定こども園+預かり保育 ⑥			80	80	80				0		80			
		幼稚園+預かり保育 ⑦			445	445	445				0		445			
幼稚園+放課後児童クラブ ⑧			146	146	146				0		146					
幼稚園の預かり事業 ⑨				0	0			5	5		5					
他市町村における確保策 ⑩				0	0				0		0					
確保策 計…B（①~⑩の計）	854	671	1,281	1,952	2,806		301	1,016	1,317		4,123					
量の見込みA（需要） - 確保策B（供給）	▲ 345	▲ 19	▲ 43	▲ 62	▲ 407		51	77	128		▲ 279					

- ※1 1号認定の幼保連携型認定こども園の定員は165だが、預かり保育の実施により2号認定の提供体制として⑥「認定こども園+預かり保育」に80を計上しているため、1号認定の提供体制としては85となっています。
- ※2 1号認定の特定教育・保育施設幼稚園（公立）の定員は575だが、預かり保育の実施により2号認定の提供体制として⑦「幼稚園+預かり保育」に190、⑧「幼稚園+放課後児童クラブ」に146を計上しているため、1号認定の提供体制としては239となっています。
- ※3 1号認定の特定教育・保育施設幼稚園（私立）の定員は100だが、預かり保育の実施により2号認定の提供体制として⑦「幼稚園+預かり保育」に35を計上しているため、1号認定の提供体制としては65となっています。
- ※4 確認を受けない幼稚園の定員は685だが、預かり保育の実施により2号認定の提供体制として⑦「幼稚園+預かり保育」に220を計上しているため、1号認定の提供体制としては465となっています。

【令和2年度】

① 量の見込みと現状（令和元年度）の定員との比較

区域名	量の見込みと確保の方策		1号認定	2号認定			計 (1・2号) (3～5歳)	保育非該当 (3～5歳)	3号認定			保育非該当 (0～2歳)	合計 (0～5歳)	保育非該当 (0～5歳)		
				教育ニーズ	保育ニーズ	計			0歳児	1・2歳児	計					
	対象となる年齢ごとの人数（3月末時点）			2,420			2,420	2,420	752	1,570	2,322	2,322	4,742	4,742		
全市1区	量の見込み	量の見込み 計…A		492	630	1,195	1,825	2,317	103	363	1,093	1,456	866	3,773	969	
		利用割合		20.3%	26.0%	49.4%	75.4%	95.7%	4.3%	48.3%	69.6%	62.7%	37.3%	79.6%	20.4%	
		別府市内のニーズ		492	630	1,195	1,825	2,317		363	1,093	1,456		3,773		
		他市町村のニーズ						0					0		0	
	確保策	別府市内	特定教育・ 保育施設	認定こども園	幼保連携型	85	0	105	105	190		21	114	135		325
					幼稚園型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					保育所型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					地方裁量型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					小計	85	0	105	105	190		21	114	135		325
			幼稚園（公立）	239			0	239				0			239	
			幼稚園（私立）	330			0	330				0			330	
			保育園（公立）			135	135	135		26	79	105			240	
			保育園（私立）			1,017	1,017	1,017		242	794	1,036			2,053	
			小計①	654	0	1,257	1,257	1,911		289	987	1,276			3,187	
		確認を受けない幼稚園②	200			0	200				0			200		
		特定地域型保育事業③			0	0	0			0	0	0		0		
		一定基準の認可外保育施設④			0	0	0			0	0	0		0		
		企業主導型保育事業⑤			24	24	24		12	24	36			60		
		認定こども園+預かり保育⑥			80		80	80				0		80		
		幼稚園+預かり保育⑦			445		445	445				0		445		
幼稚園+放課後児童クラブ⑧			146		146	146				0		146				
幼稚園の預かり事業⑨					0	0			5	5		5				
他市町村における確保策⑩					0	0				0		0				
確保策 計…B（①～⑩の計）		854	671	1,281	1,952	2,806		301	1,016	1,317		4,123				
量の見込みA（需要）－ 確保策B（供給）		▲ 362	▲ 41	▲ 86	▲ 127	▲ 489		62	77	139		▲ 350				

② 確保の方策

区域名	量の見込みと確保の方策		1号認定	2号認定			計 (1・2号) (3～5歳)	保育非該当 (3～5歳)	3号認定			保育非該当 (0～2歳)	合計 (0～5歳)	保育非該当 (0～5歳)		
				教育ニーズ	保育ニーズ	計			0歳児	1・2歳児	計					
	対象となる年齢ごとの人数（3月末時点）			2,420			2,420	2,420	752	1,570	2,322	2,322	4,742	4,742		
全市1区	量の見込み	量の見込み 計…A		492	630	1,195	1,825	2,317	103	363	1,093	1,456	866	3,773	969	
		利用割合		20.3%	26.0%	49.4%	75.4%	95.7%	4.3%	48.3%	69.6%	62.7%	37.3%	79.6%	20.4%	
		別府市内のニーズ		492	630	1,195	1,825	2,317		363	1,093	1,456		3,773		
		他市町村のニーズ						0					0		0	
	確保策	別府市内	特定教育・ 保育施設	認定こども園	幼保連携型 (確保策ア)	85	0	105	105	190		21	114	135		325
					幼稚園型	0	0	0	0	0		3	7	10		10
					保育所型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					地方裁量型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					小計	85	0	105	105	190		24	121	145		335
			幼稚園（公立）	239			0	239				0			239	
			幼稚園（私立）	330			0	330				0			330	
			保育園（公立）			135	135	135		26	79	105			240	
			保育園（私立）			1,017	1,017	1,017		242	794	1,036			2,053	
			(確保策イ)	0	0	▲ 86	▲ 86	▲ 86		59	70	129			43	
		小計①	654	0	1,171	1,171	1,825		351	1,064	1,415			3,240		
		確認を受けない幼稚園②	200			0	200				0			200		
		特定地域型保育事業③ (確保策ウ)			0	0	0			0	0	0		0		
		一定基準の認可外保育施設④			0	0	0			0	0	0		0		
		企業主導型保育事業⑤			24	24	24		12	24	36			60		
		認定こども園+預かり保育⑥			80		80	80				0		80		
幼稚園+預かり保育⑦			445		445	445				0		445				
幼稚園+放課後児童クラブ⑧			146		146	146				0		146				
幼稚園の預かり事業⑨					0	0			5	5		5				
他市町村における確保策⑩					0	0				0		0				
確保策 計…B（①～⑩の計）		854	671	1,195	1,866	2,720		363	1,093	1,456		4,176				
量の見込みA（需要）－ 確保策B（供給）		▲ 362	▲ 41	0	▲ 41	▲ 403		0	0	0		▲ 403				

第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第2期）

【令和3年度】

① 量の見込みと現状（令和元年度）の定員との比較

区域名	量の見込みと確保の方策		1号認定	2号認定			計 (1・2号) (3～5歳)	保育非該当 (3～5歳)	3号認定			保育非該当 (0～2歳)	合計 (0～5歳)	保育非該当 (0～5歳)		
				教育ニーズ	保育ニーズ	計			0歳児	1・2歳児	計					
	対象となる年齢ごとの人数（3月末時点）		2,419			2,419	2,419	738	1,525	2,263	2,263	4,682	4,682			
全市1区	量の見込み	量の見込み 計…A		492	630	1,195	1,825	2,317	102	360	1,073	1,433	830	3,750	932	
		利用割合		20.3%	26.0%	49.4%	75.4%	95.8%	4.2%	48.8%	70.4%	63.3%	36.7%	80.1%	19.9%	
		別府市内のニーズ		492	630	1,195	1,825	2,317		360	1,073	1,433		3,750		
		他市町村のニーズ						0						0		
	確保策	別府市内	特定教育・ 保育施設	認定こども園	幼保連携型	85	0	105	105	190		21	114	135		325
					幼稚園型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					保育所型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					地方裁量型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					小計	85	0	105	105	190		21	114	135		325
			幼稚園（公立）	239			0	239				0			239	
			幼稚園（私立）	330			0	330				0			330	
			保育園（公立）			135	135	135		26	79	105			240	
			保育園（私立）			1,017	1,017	1,017		242	794	1,036			2,053	
			小計①	654	0	1,257	1,257	1,911		289	987	1,276			3,187	
		確認を受けない幼稚園②	200			0	200				0			200		
		特定地域型保育事業③			0	0	0		0	0	0			0		
		一定基準の認可外保育施設④			0	0	0		0	0	0			0		
		企業主導型保育事業⑤			24	24	24		12	24	36			60		
		認定こども園+預かり保育⑥		80		80	80				0			80		
		幼稚園+預かり保育⑦		445		445	445				0			445		
幼稚園+放課後児童クラブ⑧		146		146	146				0			146				
幼稚園の預かり事業⑨				0	0			5	5			5				
他市町村における確保策⑩				0	0				0			0				
確保策 計…B（①～⑩の計）		854	671	1,281	1,952	2,806		301	1,016	1,317		4,123				
量の見込みA（需要）－確保策B（供給）		▲362	▲41	▲86	▲127	▲489		59	57	116		▲373				

② 確保の方策

区域名	量の見込みと確保の方策		1号認定	2号認定			計 (1・2号) (3～5歳)	保育非該当 (3～5歳)	3号認定			保育非該当 (0～2歳)	合計 (0～5歳)	保育非該当 (0～5歳)		
				教育ニーズ	保育ニーズ	計			0歳児	1・2歳児	計					
	対象となる年齢ごとの人数（3月末時点）		2,419			2,419	2,419	738	1,525	2,263	2,263	4,682	4,682			
全市1区	量の見込み	量の見込み 計…A		492	630	1,195	1,825	2,317	102	360	1,073	1,433	830	3,750	932	
		利用割合		20.3%	26.0%	49.4%	75.4%	95.8%	4.2%	48.8%	70.4%	63.3%	36.7%	80.1%	19.9%	
		別府市内のニーズ		492	630	1,195	1,825	2,317		360	1,073	1,433		3,750		
		他市町村のニーズ						0						0		
	確保策	別府市内	特定教育・ 保育施設	認定こども園	幼保連携型	85	0	105	105	190		21	114	135		325
					(確保策ア)	0	0	0	0	0		3	7	10		10
					幼稚園型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					保育所型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					地方裁量型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
			小計	85	0	105	105	190		24	121	145		335		
			幼稚園（公立）	239			0	239				0			239	
			幼稚園（私立）	330			0	330				0			330	
			保育園（公立）			135	135	135		26	79	105			240	
			保育園（私立）			1,017	1,017	1,017		242	794	1,036			2,053	
		(確保策イ)	0	0	▲86	▲86	▲86		53	41	94			8		
		小計①	654	0	1,171	1,171	1,825		345	1,035	1,380			3,205		
		確認を受けない幼稚園②	200			0	200				0			200		
		特定地域型保育事業③			0	0	0		0	0	0			0		
		(確保策ウ)			0	0	0		3	9	12			12		
		一定基準の認可外保育施設④			0	0	0		0	0	0			0		
企業主導型保育事業⑤			24	24	24		12	24	36			60				
認定こども園+預かり保育⑥		80		80	80				0			80				
幼稚園+預かり保育⑦		445		445	445				0			445				
幼稚園+放課後児童クラブ⑧		146		146	146				0			146				
幼稚園の預かり事業⑨				0	0			5	5			5				
他市町村における確保策⑩				0	0				0			0				
確保策 計…B（①～⑩の計）		854	671	1,195	1,866	2,720		360	1,073	1,433		4,153				
量の見込みA（需要）－確保策B（供給）		▲362	▲41	0	▲41	▲403		0	0	0		▲403				

【令和4年度】

① 量の見込みと現状（令和元年度）の定員との比較

区域名	量の見込みと確保の方策		1号認定	2号認定			計 (1・2号) (3～5歳)	保育非該当 (3～5歳)	3号認定			保育非該当 (0～2歳)	合計 (0～5歳)	保育非該当 (0～5歳)		
				教育ニーズ	保育ニーズ	計			0歳児	1・2歳児	計					
	対象となる年齢ごとの人数（3月末時点）			2,355			2,355	2,355	728	1,524	2,252	2,252	4,607	4,607		
全市1区	量の見込み	量の見込み 計…A		480	614	1,164	1,778	2,258	97	359	1,084	1,443	809	3,701	906	
		利用割合		20.4%	26.1%	49.4%	75.5%	95.9%	4.1%	49.3%	71.1%	64.1%	35.9%	80.3%	19.7%	
		別府市内のニーズ		480	614	1,164	1,778	2,258		359	1,084	1,443		3,701		
		他市町村のニーズ					0	0						0	0	
	確保策	別府市内	特定教育・ 保育施設	認定子ども園	幼保連携型	85	0	105	105	190		21	114	135		325
					幼稚園型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					保育所型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					地方裁量型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					小計	85	0	105	105	190		21	114	135		325
			幼稚園（公立）	239			0	239				0			239	
			幼稚園（私立）	330			0	330				0			330	
			保育園（公立）			135	135	135		26	79	105			240	
			保育園（私立）			1,017	1,017	1,017		242	794	1,036			2,053	
			小計①	654	0	1,257	1,257	1,911		289	987	1,276			3,187	
		確認を受けない幼稚園②	200			0	200				0			200		
		特定地域型保育事業③			0	0	0		0	0	0			0		
		一定基準の認可外保育施設④			0	0	0		0	0	0			0		
		企業主導型保育事業⑤			24	24	24		12	24	36			60		
		認定子ども園+預かり保育⑥		80		80	80				0			80		
		幼稚園+預かり保育⑦		445		445	445				0			445		
	幼稚園+放課後児童クラブ⑧		146		146	146				0			146			
	幼稚園の預かり事業⑨				0	0			5	5			5			
	他市町村における確保策⑩				0	0				0			0			
確保策 計…B（①～⑩の計）		854	671	1,281	1,952	2,806		301	1,016	1,317			4,123			
量の見込みA（需要）－確保策B（供給）		▲374	▲57	▲117	▲174	▲548		58	68	126			▲422			

② 確保の方策

区域名	量の見込みと確保の方策		1号認定	2号認定			計 (1・2号) (3～5歳)	保育非該当 (3～5歳)	3号認定			保育非該当 (0～2歳)	合計 (0～5歳)	保育非該当 (0～5歳)		
				教育ニーズ	保育ニーズ	計			0歳児	1・2歳児	計					
	対象となる年齢ごとの人数（3月末時点）			2,355			2,355	2,355	728	1,524	2,252	2,252	4,607	4,607		
全市1区	量の見込み	量の見込み 計…A		480	614	1,164	1,778	2,258	97	359	1,084	1,443	809	3,701	906	
		利用割合		20.4%	26.1%	49.4%	75.5%	95.9%	4.1%	49.3%	71.1%	64.1%	35.9%	80.3%	19.7%	
		別府市内のニーズ		480	614	1,164	1,778	2,258		359	1,084	1,443		3,701		
		他市町村のニーズ					0	0						0	0	
	確保策	別府市内	特定教育・ 保育施設	認定子ども園	幼保連携型 (確保策ア)	85	0	105	105	190		21	114	135		325
					幼稚園型	0	0	0	0	0		3	7	10		10
					保育所型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					地方裁量型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					小計	85	0	105	105	190		24	121	145		335
			幼稚園（公立）	239			0	239				0			239	
			幼稚園（私立）	330			0	330				0			330	
			保育園（公立）			135	135	135		26	79	105			240	
			保育園（私立） (確保策イ)			1,017	1,017	1,017		52	52	104			▲13	
			小計①	654	0	1,140	1,140	1,794		344	1,046	1,390			3,184	
		確認を受けない幼稚園②	200			0	200				0			200		
		特定地域型保育事業 (確保策ウ)			0	0	0		3	9	12			12		
		一定基準の認可外保育施設④			0	0	0		0	0	0			0		
		企業主導型保育事業⑤			24	24	24		12	24	36			60		
		認定子ども園+預かり保育⑥		80		80	80				0			80		
		幼稚園+預かり保育⑦		445		445	445				0			445		
	幼稚園+放課後児童クラブ⑧		146		146	146				0			146			
	幼稚園の預かり事業⑨				0	0			5	5			5			
	他市町村における確保策⑩				0	0				0			0			
確保策 計…B（①～⑩の計）		854	671	1,164	1,835	2,689		359	1,084	1,443			4,132			
量の見込みA（需要）－確保策B（供給）		▲374	▲57	0	▲57	▲431		0	0	0			▲431			

第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第2期）

【令和5年度】

① 量の見込みと現状（令和元年度）の定員との比較

区域名	量の見込みと確保の方策		1号認定	2号認定		計 (1・2号) (3～5歳)	保育非該当 (3～5歳)	3号認定			保育非該当 (0～2歳)	合計 (0～5歳)	保育非該当 (0～5歳)			
				教育ニーズ	保育ニーズ			計	0歳児	1・2歳児				計		
	対象となる年齢ごとの人数（3月末時点）		2,354			2,354	2,354	716	1,500	2,216	2,216	4,570	4,570			
全市1区	量の見込み	量の見込み 計…A		480	614	1,164	1,778	2,258	96	357	1,078	1,435	781	3,693	877	
		利用割合		20.4%	26.1%	49.4%	75.5%	95.9%	4.1%	49.9%	71.9%	64.8%	35.2%	80.8%	19.2%	
		別府市内のニーズ		480	614	1,164	1,778	2,258		357	1,078	1,435		3,693		
		他市町村のニーズ					0	0					0		0	
	確保策	別府市内	特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	85	0	105	105	190		21	114	135		325
					幼稚園型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					保育所型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					地方裁量型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					小計	85	0	105	105	190		21	114	135		325
			幼稚園（公立）	239			0	239				0			239	
			幼稚園（私立）	330			0	330				0			330	
			保育園（公立）			135	135	135		26	79	105			240	
			保育園（私立）			1,017	1,017	1,017		242	794	1,036			2,053	
			小計①	654	0	1,257	1,257	1,911		289	987	1,276			3,187	
		確認を受けない幼稚園②	200			0	200				0			200		
		特定地域型保育事業③			0	0	0		0	0	0			0		
		一定基準の認可外保育施設④			0	0	0		0	0	0			0		
		企業主導型保育事業⑤			24	24	24		12	24	36			60		
		認定こども園+預かり保育⑥			80		80	80						80		
		幼稚園+預かり保育⑦			445		445	445						445		
幼稚園+放課後児童クラブ⑧			146		146	146						146				
幼稚園の預かり事業⑨					0	0		5	5			5				
他市町村における確保策⑩					0	0						0				
確保策 計…B（①～⑩の計）	854	671	1,281	1,952	2,806		301	1,016	1,317			4,123				
量の見込みA（需要） - 確保策B（供給）		▲ 374	▲ 57	▲ 117	▲ 174	▲ 548		56	62	118		▲ 430				

② 確保の方策

区域名	量の見込みと確保の方策		1号認定	2号認定		計 (1・2号) (3～5歳)	保育非該当 (3～5歳)	3号認定			保育非該当 (0～2歳)	合計 (0～5歳)	保育非該当 (0～5歳)			
				教育ニーズ	保育ニーズ			計	0歳児	1・2歳児				計		
	対象となる年齢ごとの人数（3月末時点）		2,354			2,354	2,354	716	1,500	2,216	2,216	4,570	4,570			
全市1区	量の見込み	量の見込み 計…A		480	614	1,164	1,778	2,258	96	357	1,078	1,435	781	3,693	877	
		利用割合		20.4%	26.1%	49.4%	75.5%	95.9%	4.1%	49.9%	71.9%	64.8%	35.2%	80.8%	19.2%	
		別府市内のニーズ		480	614	1,164	1,778	2,258		357	1,078	1,435		3,693		
		他市町村のニーズ					0	0					0		0	
	確保策	別府市内	特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型 (確保策ア)	85	0	105	105	190		21	114	135		325
					幼稚園型	0	0	0	0	0		3	7	10		10
					保育所型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					地方裁量型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					小計	85	0	105	105	190		24	121	145		335
			幼稚園（公立）	239			0	239				0			239	
			幼稚園（私立）	330			0	330				0			330	
			保育園（公立）			135	135	135		26	79	105			240	
			保育園（私立） (確保策イ)	0		▲ 117	▲ 117	▲ 117		50	46	96			▲ 21	
			小計①	654	0	1,140	1,140	1,794		342	1,040	1,382			3,176	
		確認を受けない幼稚園②	200			0	200				0			200		
		特定地域型保育事業③ (確保策ウ)			0	0	0		3	9	12			12		
		一定基準の認可外保育施設④			0	0	0		0	0	0			0		
		企業主導型保育事業⑤			24	24	24		12	24	36			60		
		認定こども園+預かり保育⑥			80		80	80						80		
		幼稚園+預かり保育⑦			445		445	445						445		
幼稚園+放課後児童クラブ⑧			146		146	146						146				
幼稚園の預かり事業⑨					0	0		5	5			5				
他市町村における確保策⑩					0	0						0				
確保策 計…B（①～⑩の計）	854	671	1,164	1,835	2,689		357	1,078	1,435			4,124				
量の見込みA（需要） - 確保策B（供給）		▲ 374	▲ 57	0	▲ 57	▲ 431		0	0	0		▲ 431				

【令和6年度】

① 量の見込みと現状（令和元年度）の定員との比較

区域名	量の見込みと確保の方策		1号認定	2号認定			計 (1・2号) (3～5歳)	保育非該当 (3～5歳)	3号認定			保育非該当 (0～2歳)	合計 (0～5歳)	保育非該当 (0～5歳)		
				教育ニーズ	保育ニーズ	計			0歳児	1・2歳児	計					
	対象となる年齢ごとの人数（3月末時点）			2,293			2,293	2,293	710	1,478	2,188	2,188	4,481	4,481		
全市1区	量の見込み	量の見込み 計…A		468	599	1,134	1,733	2,201	92	358	1,073	1,431	757	3,632	849	
		利用割合		20.4%	26.1%	49.5%	75.6%	96.0%	4.0%	50.4%	72.6%	65.4%	34.6%	81.1%	18.9%	
		別府市内のニーズ		468	599	1,134	1,733	2,201		358	1,073	1,431		3,632		
		他市町村のニーズ						0						0		
	確保策	別府市内	特定教育・ 保育施設	認定こども園	幼保連携型	85	0	105	105	190		21	114	135		325
					幼稚園型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					保育所型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					地方裁量型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					小計	85	0	105	105	190		21	114	135		325
			幼稚園（公立）	239			0	239				0			239	
			幼稚園（私立）	330			0	330				0			330	
			保育園（公立）			135	135	135		26	79	105			240	
			保育園（私立）			1,017	1,017	1,017		242	794	1,036			2,053	
			小計①	654	0	1,257	1,257	1,911		289	987	1,276			3,187	
		確認を受けない幼稚園	②	200			0	200					0		200	
		特定地域型保育事業	③			0	0	0		0	0	0		0		
		一定基準の認可外保育施設	④			0	0	0		0	0	0		0		
		企業主導型保育事業	⑤			24	24	24		12	24	36		60		
		認定こども園+預かり保育	⑥		80		80	80				0		80		
		幼稚園+預かり保育	⑦		445		445	445				0		445		
		幼稚園+放課後児童クラブ	⑧		146		146	146				0		146		
		幼稚園の預かり事業	⑨				0	0			5	5		5		
		他市町村における確保策	⑩				0	0				0		0		
確保策 計…B（①～⑩の計）		854	671	1,281	1,952	2,806		301	1,016	1,317		4,123				
量の見込みA（需要） - 確保策B（供給）		▲ 386	▲ 72	▲ 147	▲ 219	▲ 605		57	57	114		▲ 491				

② 確保の方策

区域名	量の見込みと確保の方策		1号認定	2号認定			計 (1・2号) (3～5歳)	保育非該当 (3～5歳)	3号認定			保育非該当 (0～2歳)	合計 (0～5歳)	保育非該当 (0～5歳)		
				教育ニーズ	保育ニーズ	計			0歳児	1・2歳児	計					
	対象となる年齢ごとの人数（3月末時点）			2,293			2,293	2,293	710	1,478	2,188	2,188	4,481	4,481		
全市1区	量の見込み	量の見込み 計…A		468	599	1,134	1,733	2,201	92	358	1,073	1,431	757	3,632	849	
		利用割合		20.4%	26.1%	49.5%	75.6%	96.0%	4.0%	50.4%	72.6%	65.4%	34.6%	81.1%	18.9%	
		別府市内のニーズ		468	599	1,134	1,733	2,201		358	1,073	1,431		3,632		
		他市町村のニーズ						0						0		
	確保策	別府市内	特定教育・ 保育施設	認定こども園	幼保連携型 (確保策ア)	85	0	105	105	190		21	114	135		325
					幼稚園型	0	0	0	0	0		3	7	10		10
					保育所型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					地方裁量型	0	0	0	0	0		0	0	0		0
					小計	85	0	105	105	190		24	121	145		335
			幼稚園（公立）	239			0	239				0			239	
			幼稚園（私立）	330			0	330				0			330	
			保育園（公立）			135	135	135		26	79	105			240	
			保育園（私立） (確保策イ)	0		▲ 147	▲ 147	▲ 147		51	41	92			▲ 55	
			小計①	654	0	1,110	1,110	1,764		343	1,035	1,378			3,142	
		確認を受けない幼稚園	②	200			0	200					0		200	
		特定地域型保育事業 (確保策ウ)	③			0	0	0		0	0	0		0		
		一定基準の認可外保育施設	④			0	0	0		3	9	12		12		
		企業主導型保育事業	⑤			24	24	24		12	24	36		60		
		認定こども園+預かり保育	⑥		80		80	80				0		80		
		幼稚園+預かり保育	⑦		445		445	445				0		445		
		幼稚園+放課後児童クラブ	⑧		146		146	146				0		146		
		幼稚園の預かり事業	⑨				0	0			5	5		5		
		他市町村における確保策	⑩				0	0				0		0		
確保策 計…B（①～⑩の計）		854	671	1,134	1,805	2,659		358	1,073	1,431		4,090				
量の見込みA（需要） - 確保策B（供給）		▲ 386	▲ 72	0	▲ 72	▲ 458		0	0	0		▲ 458				

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

第2期計画における量の見込みについては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（平成26年1月）及び「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（平成31年4月）及び地域子ども・子育て支援事業の実績値に基づいて算出します。

算出の考え方としては、量の見込みは、ニーズ調査の結果から、国の手引きに基づき算出されたもの、または事業実績値に基づく市の独自推計によるものとします。
提供体制の確保の方策は、量の見込みに対応できるよう計画しました。

1 利用者支援事業

事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

事業類型は、子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを市の窓口等に配置する「特定型」、主に保健センターで保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行う「母子保健型」の3つがあります。

現 状

本事業は、子ども子育て支援法の施行に伴い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1類型として創設された事業です。

令和元年度においても未実施となっていますが、これまでの取り組みとしては、利用者支援事業の実施に当たり配置される職員に求められる要件を満たすために必要とされる研修を子育て支援センターの職員が受講することなどにより、準備を行ってきました。

量の見込の考え方

国の手引きには、「子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込となるよう留意すること」とあります。

【基本型】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設やその他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うことを踏まえて設定します。

【母子保健型】

保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊婦からの相談に応じ、情報提供を行うことを踏まえて設定します。

※特定型については、今後実施を検討します。

確保方策に対する考え方

別府市子ども・子育て支援事業計画では子育て支援に関係する多様な施設や事業等を組み合わせ、計画的に供給体制を整備していく仕組みとしていますが、個別の子育て家庭にとっては、自らのニーズを的確に把握し、多様な施設や事業等の中からどれを利用するのが適当なのか自ら判断することは、必ずしも容易なことではなく、本事業は、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結びつける上で重要な事業であり、早期に実施できるよう取り組みます。

【基本型】

公立の地域子育て支援センター3か所（南部子育て支援センターわらべ、北部子育て支援センターどれみ、西部子育て支援センターべるね）において、利用者支援事業の整備を推進することにより提供体制の確保を早期に実施できるよう取り組みます。

【母子保健型】

保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健事業との円滑な連携を行うことにより提供体制の確保を早期に実施できるよう取り組みます。

事業実施場所

別府市子育て支援センター及び別府市保健センター

平成30年度実績

0か所

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

◆基本型

【実施か所数／か所】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

◆母子保健型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

2 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

現 状

少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化等の社会的背景の中、男性の育児休業取得率もまだまだ低く、子育てで不安や悩みを抱えながらも「身近に相談できる相手がいない」、などの理由で、育児への負担や不安を感じる人がいます。

こうした背景から、子育て中の保護者が、子どもや子育てについてさまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないように、身近なところで子育てについて相談できる場所として、地域子育て支援拠点施設において、交流の場の提供、交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の開催等の事業を実施しています。

本市では現在、地域子育て支援センター6か所で実施しています。

量の見込の考え方

国の手引きに基づき算出された数値を量の見込みとします。

算出方法は、家庭類型別の利用意向率と利用意向回数により算出した数値をアンケート実施年度である平成30年度のニーズ量とし、本事業の対象となる3歳未満児の年度ごとの推移（減少）を勘案して算出しました。

対象となる子どもの数が減少するにもかかわらず、過去の利用実績を上回る量の見込みとなっていますが、実際利用に至っていない潜在的なニーズが含まれたニーズ量と考えており、今後の利用者支援事業の実施などによる利用家庭の割合が増加することも考慮しています。

【参考】令和2年度～6年度までの3歳未満児の推移（見込み）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	752人	738人	728人	716人	710人
1歳児	756人	770人	756人	746人	734人
2歳児	814人	755人	768人	754人	744人
計	2,322人	2,263人	2,252人	2,216人	2,188人

確保方策に対する考え方

現在、6か所の地域子育て支援センターで実施しており、継続して取り組むことで提供体制を確保します。また、市報やホームページ等での広報、講習会の実施や地域との連携により、子育て支援の強化を図ります。行政の保健師や栄養士・こども支援係・地域の民生委員・主任児童委員との関係を密接にし、子育ての悩みなどの解消に取り組めます。

また、保育所・一時預かり・ファミリー・サポート・センター等の情報提供等に努めています。施設が設置されていない地区での出張センターの開催にも取り組めます。

事業実施場所

地域子育て支援センター

平成30年度実績

地域子育て支援センター：6か所（延べ利用人数（大人の数）：23,116人日）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

【年間延べ利用／人日】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	26,472人日	25,800人日	25,668人日	25,260人日	24,936人日
確保方策	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	26,472人日	25,800人日	25,668人日	25,260人日	24,936人日

3 妊婦健康診査事業

事業内容

安心・安全に出産を迎えるために、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康状態を把握するため、その費用を助成します。

現 状

安全・安心な妊娠の継続、出産のために、妊娠が正常に経過していることを確認し、母児ともに健全な状態で妊娠・分娩を終了させることを目的に、合計14回の健康診査を受けることができます。遅い週数での妊娠届出により国の示す妊婦健診回数を満たすことができない妊婦がいたり、また、妊娠届出をせず妊婦健診を一度も受けないまま、もしくは妊娠届出をしても極端に妊婦健診の回数が少ないまま出産を迎える方もいます。

量の見込みの考え方

本事業はニーズ調査によらずに推計するものであり、妊婦健診受診人数実績に過去3年間の伸び率を考慮して算出しています。

確保方策に対する考え方

妊娠届出や妊婦健診の必要性についての広報を行い、母子健康手帳交付時の周知の徹底、妊婦健康診査受診が滞っている妊婦へ保健師からの働きかけができるように、産科医療機関の協力を得るなどすることにより、量の見込みに対する受診体制を確保します。

事業実施場所

全国

平成30年度実績

延べ受診件数：9,173回

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

【年間延べ受診／回】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8,622回	8,539回	8,104回	7,857回	7,617回
確保方策	◆健診回数：14回 ◆実施場所：県内医療機関（※県外でも対応可能だが、事前の相談が必要。） ◆実施時期：妊娠期間				

4 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他援助を行います。

現 状

乳児家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、母子保健サービスの情報提供及び養育環境等の把握、子育て支援に関する必要な助言を行っています。

訪問実施率は約95%（約98%対面数含）で、未訪問の理由は転出や訪問の同意を得られなかった、長期里帰り等が挙げられます。また、里帰り先での訪問を希望する場合、里帰り先の市町村に訪問依頼を行っています。

量の見込みの考え方

本事業は、ニーズ調査によらずに推計するものであり、量の見込みは、各年度の将来推計出生数を量の見込とし、全出生数の訪問率100%と設定します。

確保方策に対する考え方

母子健康手帳交付や転入手続き等の行政窓口や産科医療機関の協力を得て、本事業の周知を徹底するとともに、ペリネイタルビジット事業と連携することで、支援を要する妊産婦に対してより必要な支援が受けられるような体制の強化を図ることにより、量の見込みに対する訪問体制を確保します。また、訪問の同意を得られない方には、保健センターへの来所等にて母子の状況把握に努めていきます。

事業実施場所

別府市全域

平成30年度実績

家庭訪問乳児数：777人

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

【年間訪問乳児数／人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	730人	719人	708人	702人	695人
確保方策	◆実施機関： 別府市 ◆実施体制： 保健師・助産師				

5 ① 養育支援訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

現 状

母子保健事業や関係機関からの連絡・通告によって把握したケースについて、子育て支援課子ども支援係が行うケース受理会議等で、支援が特に必要と判断されたケースの児童及びその養育者を対象として、子育て支援相談員、保健師等が自宅を訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を行います。

量の見込みの考え方

本事業はニーズ調査によらずに推計するものであり、過去2年間における家庭訪問実績の平均値から量の見込みを推計します。

令和2年度以降も、児童人口は減少することが見込まれるが、家庭での育児力の低下等に起因する養育支援ニーズは相当量が見込まれるため、横ばいとします。

確保方策に対する考え方

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して積極的にアプローチを行います。適切な養育が行われるよう、対象家庭にきめ細かな専門的支援を行っていくため、関係機関との連携を図り情報収集に努めています。必要に応じて児童相談所や関係機関等と連携し対応します。特に乳児家庭に対しては、母子保健担当課との連携を強化し複数の観点から、短期・集中的な支援を行うことにより、量の見込みに対する訪問体制を確保します。

事業実施場所

別府市全域

平成30年度実績

家庭訪問対象者（実人数）：73人

家庭訪問延べ件数：134件

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

【年間訪問対象者／人、年間延べ訪問／件】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	67人 142件	67人 142件	67人 142件	67人 142件	67人 142件
確保方策	◆実施機関： 別府市 ◆実施体制： 子育て支援課職員・保健師・社会福祉法人職員・主任児童委員				

5 ② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化のため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、地域ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施します。

現 状

児童虐待防止のためには、妊娠期から子育て期に至るまで、地域で安心して子育てができるよう切れ目のない子育て支援の体制を構築していくことが必要です。

別府市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、医療・教育・福祉・地域等の関係機関と連携して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めています。

確保方策に対する考え方

要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関と連携し、支援の必要な子どもと家庭に対応します。

また、関係職員の専門性強化を図るため研修等へ積極的に参加します。

平成30年度実績

- ・ 要保護児童対策地域協議会運営のための会議の開催
（代表者会議：2回 実務者会議：12回 個別ケース検討会議：79回）
- ・ 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修の受講（3名）
- ・ 児童相談所実習研修の受講（3名）
- ・ 児童相談所職員（スーパーバイザー）による指導・助言（月1回）

6 子育て短期支援事業

事業内容

養育者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことを目的とする事業です。

現 状

利用理由としては、利用児童の兄弟姉妹の病気入院に伴う養育者の付添看護、養育者の入院、育児疲れ、仕事や出張など多岐にわたっています。

2019（令和元）年度からショートステイに加え、トワイライトステイ（夜間・休日預かり）を導入しました。

量の見込みの考え方

ニーズ調査から算出した量の見込みが、利用人数実績の令和元年度における対前年比から算出した推計を下回っており、現状の実績値で量の見込み分を確保できていることから、実績値から算出した推計を量の見込みとします。

令和2年度以降、児童人口は減少に転じる見込みであるが、家庭での育児力の低下等に起因する養育支援ニーズは相当量が見込まれるため、横ばいとします。

確保方策に対する考え方

現在、5か所の施設で実施しており、引き続き取り組むことで量の見込みの確保を図ります。また、孤立した育児によって虐待につながることをないよう、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により家庭での養育が一時的に困難となり支援が必要な家庭に対して、受入施設と行政が連携し、速やかに対応できる体制の充実を図るとともに、受け皿の確保を図ります。利用者に必要な支援を見極め、様々な子育て支援サービス（一時保育、ファミリー・サポート・センター）の中から適切な支援の利用を促します。

事業実施場所

別府市内児童福祉施設

平成30年度実績

ショートステイ利用人数（実人数）：95人

ショートステイ延べ利用人数：348人日

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

◆ショートステイ

【年間利用延べ人数／人日】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	396人日	396人日	396人日	396人日	396人日
確保方策	396人日	396人日	396人日	396人日	396人日
	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

◆トワイライトステイ

【年間利用延べ人数／人日】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
確保方策	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

7 ファミリー・サポート・センター事業

事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助を行います。

現 状

児童数の減少や核家族化、地域のつながりの希薄化等の社会的背景の中、就労形態は多様化するとともに保護者の育児疲れや緊急時の対応が求められています。

児童の預かりの援助を受けたい方と希望する援助を行う方との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもので、平成30年度は337件の援助活動を行いました。対象は概ね生後3か月～小6までで、利用料は月曜日から金曜日の7:00～19:00が600円/時間、それ以外の時間帯と土・日曜日、祝日は700円/時間となっています。

利用目的の主なものとして、保育所・幼稚園・放課後児童クラブなどの送迎や保護者の仕事・病気・求職活動・地域や学校行事の参加・冠婚葬祭・リフレッシュ等が挙げられます。そして、保護者には緊急時に対応出来るようにするため、事前の会員登録の必要性を伝える必要があります。また、おねがい会員が462人、まかせて会員が188人の会員を登録していますが、まかせて会員が少ない地域があるため、事業の周知に努め、少ない地域のまかせて会員の拡大を図っています。

量の見込みの考え方

本事業は、量の見込み（就学児の利用部分のみ）の推計にあたり、ニーズ調査結果に基づく推計が事業実績に基づく推計を大きく上回っており、現状の実績値では、まだ、量の見込みを確保できていないため、ニーズ調査結果に基づく推計を量の見込みとします。

確保方策に対する考え方

市報に特集記事を組むことにより広く事業を周知するとともに、定期的に発行する情報誌を商業施設や保育施設等に配置して周知を図ります。また、地区の自治会、主任児童委員や民生委員等の会議に参加しての広報活動を広く実施することにより、量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。

事業実施場所

別府市全域

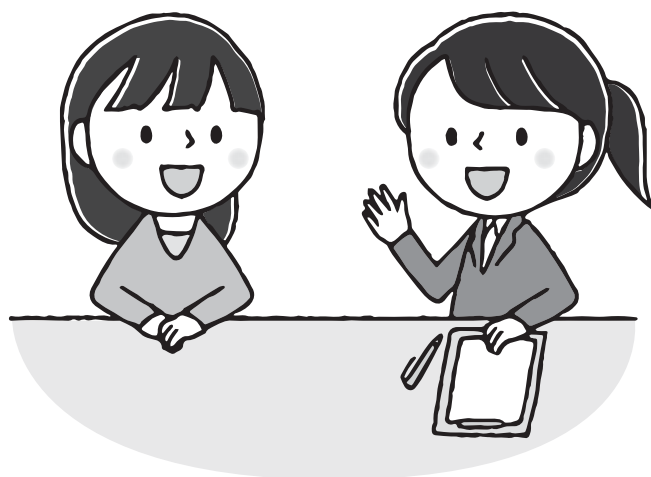
平成30年度実績

年間延べ利用人数：就学児36人日、未就学児301人日

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

【年間延べ利用／人日】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（就学児）	118人日	116人日	115人日	112人日	111人日
確保方策（就学児）	118人日	116人日	115人日	112人日	111人日
確保方策（未就学児）	301人日	297人日	292人日	290人日	284人日



8 ① 一時預かり事業（a：幼稚園型以外）

事業内容

保育所（園）や幼稚園等を利用していない家庭において、保護者の短期の勤務や、けがや病気等の緊急な理由により家庭で保育できなくなったときや育児疲れを解消したいときなどに、一時的に保育所（園）に預けられる事業です。

また、里帰り出産等により市内に住所を有する祖父母と一時的に同居する場合、出産のための入院時にもご利用できます。

現 状

少子化の影響から近年利用者数が減少傾向となっています。また、利用の理由をみると「リフレッシュ」の割合が高くなっており、その割合は約8割となっています。

事業内容としては、単に預かるのではなく保育所の通常保育に準じた保育を実施するとともに、前日迄に申込を受付けることにより対象児の聞き取りを行い、その児童に合った対応をするようにしています。

量の見込みの考え方

国の手引きに基づき算出された数値が実績値を大きく上回るため、算出の方法を修正して算出します。具体的には、下記の考え方により、平成30年度の利用実績を今後5年間の量の見込みとします。

- ① 主に本事業の対象となる3歳未満児の年度ごとの推移（減少）を勘案して算出する。（減少要因）
- ② ニーズ調査の結果を見ると、一時預かりを利用していない人の中に、利用方法が分からない等の理由によるものが一定程度あり、実際利用に至っていない潜在的なニーズがあると考えられ、今後の利用者支援事業の取り組みなどにより利用家庭の割合が増加することを考慮する。（増加要因）

【参考】令和2年度～6年度までの3歳未満児の推移（見込み）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	752人	738人	728人	716人	710人
1歳児	756人	770人	756人	746人	734人
2歳児	814人	755人	768人	754人	744人
計	2,322人	2,263人	2,252人	2,216人	2,188人

確保方策に対する考え方

量の見込みに適切に対応した実施に努めます。

なお、計画期間中の量の見込みは過去の受入実績の範囲内であることから量の見込みに対応できる提供体制は確保できているものと考えます。

また、安心・安全な預かり体制作りや、質の高い預かり保育が出来る様に努めていきます。

事業実施場所

別府市全域

平成30年度実績

施設数：4か所（延べ利用人数：2,351人日）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

【延べ利用人数／人日】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,351人日	2,351人日	2,351人日	2,351人日	2,351人日
確保方策	2,351人日	2,351人日	2,351人日	2,351人日	2,351人日
	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

8 ② 一時預かり事業（b：幼稚園型）**事業内容**

幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能部分において在籍園児を対象として、教育時間前後や長期休業期間中などに預かり保育を行います。

現 状

令和元年度は特定・教育保育施設の幼稚園では10園（公立幼稚園5園、私立幼稚園2園、私立認定こども園3園）、特定・教育保育施設ではない私立幼稚園4園で実施しています。

また、本市では公立幼稚園で預かり保育を実施していない校区では放課後児童クラブで幼稚園児を受け入れています。

量の見込みの考え方

国の手引きに基づき算出された数値を量の見込みとします。

算出方法は、家庭類型別の利用意向率と利用意向回数により算出した数値をアンケート実施年度である平成30年度のニーズ量とし、本事業の対象となる3歳から5歳以下の児童数の年度ごとの推移（減少）を勘案して算出しました。

確保方策に対する考え方

保護者のニーズに対応するため、公立幼稚園での預かり保育を継続するとともに、幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園・私立認定こども園に事業を委託して実施します。

また、放課後児童クラブでの幼稚園児の受け入れについても継続し、保護者の利用ニーズに対応します。

事業実施場所

別府市全域

平成30年度実績

施設数：8か所（私立認定こども園 3園、私立幼稚園 1園、公立幼稚園 4園）

延べ利用人数：39,803人日

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

【延べ利用人数／人日】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定による利用	8,230人日	8,226人日	8,008人日	8,005人日	7,798人日
	2号認定による利用	163,731人日	163,664人日	159,333人日	159,266人日	155,139人日
	計	171,961人日	171,890人日	167,341人日	167,271人日	162,937人日
確保方策	延べ人数	171,961人日	171,890人日	167,341人日	167,271人日	162,937人日
	施設数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
	備考	公立幼稚園5園、私立幼稚園（新制度移行園）4園、私立認定こども園3園に加えて、私立幼稚園（新制度未移行園）と放課後児童クラブで受け入れることにより受入体制が確保できる見込みです。				

9 延長保育事業

事業内容

就労形態の多様化等に伴い、保育所等において開所時間を超えて、在籍園児を保育します。

現 状

共働き家庭の増加、核家族化の進行、通勤時間の増加、女性就労の増加や就労態様の変化等による環境の厳しさに対応し、就労と育児の両立支援をするために実施しています。別府市においては、認可保育所・認定こども園において33園の全てが実施しています。認可保育所の実施時間は18:00～19:00までがほとんどです。4園が20:00までとなり、そのすべての受入に対応出来ていますが、長時間の利用の増により預かりに伴う子どもへの影響が懸念されます。

量の見込みの考え方

本事業の量の見込みは、過去の利用実績を基に認可保育所等の利用者数の推移の見込み（減少要因）及び女性の就業率の向上及び就業時間の長時間化（増加要因）等を考慮して、平成30年度の利用実績を今後5年間の量の見込みとします。

確保方策に対する考え方

認可保育所及び認定こども園において、引き続き延長保育に取り組むことにより、量の見込みの確保を図ります。

また、預かり時間内における安全確保に努めるため、保育士の配置の充実を図り、保育士の質の向上に努めると共に、各利用年齢に対応した環境整備を促進します。

事業実施場所

別府市全域

平成30年度実績

施設数：33か所（実利用人数：1,418人）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

【実利用人数／人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,418人	1,418人	1,418人	1,418人	1,418人
確保方策	1,418人	1,418人	1,418人	1,418人	1,418人
	33か所	33か所	33か所	33か所	33か所

10 病児保育事業

事業内容

児童が病気の回復期に至らないが、当面の急変が認められない場合、集団保育が困難な期間、医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行います。

現 状

子どもが病気の際、保護者が就労等で仕事を休めないとき、病児保育で受け入れることで保護者の就労支援につながっています。利用状況については、感染症流行期には、利用不承諾となり利用できない場合もあることから、流行期の対策を検討する必要があります。制度の利用拡大を図るため、病児保育制度を知らないと回答した割合が18.7%あり、これらの世帯への周知が必要です。

量の見込みの考え方

本事業は、量の見込みの推計にあたり、ニーズ調査結果に基づく推計が事業実績に基づく推計を大きく上回っており、これは平成30年度実績の対象が、病気の回復期に至らない病児保育であり、ニーズ調査結果には病後児対応を含めた利用希望を集計していることが要因の1つと考えられます。

本市では現在、病後児対応の事業は実施していないため、本事業の量の見込みは事業実績値に基づく推計を量の見込みとし、認可保育所等の利用者数の推移の見込み（減少要因）及び女性の就業率の向上及び就業時間の長時間化（増加要因）等を考慮して、平成30年度の利用実績を今後5年間の量の見込みとします。

確保方策に対する考え方

現在、1か所の病院施設内で事業を実施しており、継続して取り組むことで提供体制を確保します。また、市報やホームページ等での広報を実施し、病児保育制度を知らない世帯への周知活動を強化します。利用者に対しては、病気の時だけでなく日常から子どもを見守る目を養うことも必要なことから、保育所や子育て支援センター、健康推進課などと連携して、親子の関わり大切さを伝えるとともに、感染症予防に関する知識の啓発に取り組みます。

事業実施場所

別府市全域

平成30年度実績

施設数：1か所（延べ利用人数：1,225人）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,225人	1,225人	1,225人	1,225人	1,225人
確保方策	1,225人	1,225人	1,225人	1,225人	1,225人
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

11 放課後児童健全育成事業

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

現 状

放課後児童クラブの対象児童は、国の運営指針に沿って、仕事などで昼間保護者が家庭にいない小学校1～6年生を受け入れています。また、本市独自の取り組みとして、幼稚園の預かり保育を実施していない地域の幼稚園児も受け入れています。（2019（平成31）年4月時点で146人）

女性の就業率の上昇、核家族化や少子化などにより、放課後児童クラブの需要は年々高まっており、待機児童の発生や定員を超えて受け入れを行っている小学校区の受け入れ枠の拡大、放課後児童支援員の確保が課題となっています。

また、待機児童を発生させないよう多くのクラブで定員を一定程度超えた受け入れを行っており、定員内での受け入れとなるよう取り組む必要があります。

量の見込みの考え方

本事業は、量の見込みの推計にあたり、ニーズ調査結果に基づく推計が事業実績に基づく推計を大きく上回っており、これはニーズ調査結果においては、利用意向率の算出について、低学年、高学年とまとめて利用希望把握調査を行っているため、学年ごとに利用率が逡減していく放課後児童クラブの特性を加味していないことが要因の1つと考えられます。本事業の量の見込みは、学年ごとに利用率が逡減していく放課後児童クラブの特性を加味した事業実績値に基づく推計に、令和2年度から1か所増える予定であることから、これらの動向を踏まえた量の見込みとします。

確保方策に対する考え方

令和元年度は、36か所（令和2年度 37か所）で事業を実施しており、継続して取り組むことで提供体制を確保します。また、基準を超えて児童を受入れているクラブについて、関係機関と協議し、必要に応じて支援の単位の分割や施設整備等を行い、適正な規模での運営体制確保を図っていきます。

また、新たに整備等が必要になった場合は、教育委員会と連携し、各学校の状況を踏まえた上で、活用可能な学校施設等の情報共有を図り、できるだけ小学校内で実施することを目指します。

各クラブの運営主体ならびに支援員との連携を図り、適切な運営が図られるよう指導していきます。

事業実施場所

別府市全域

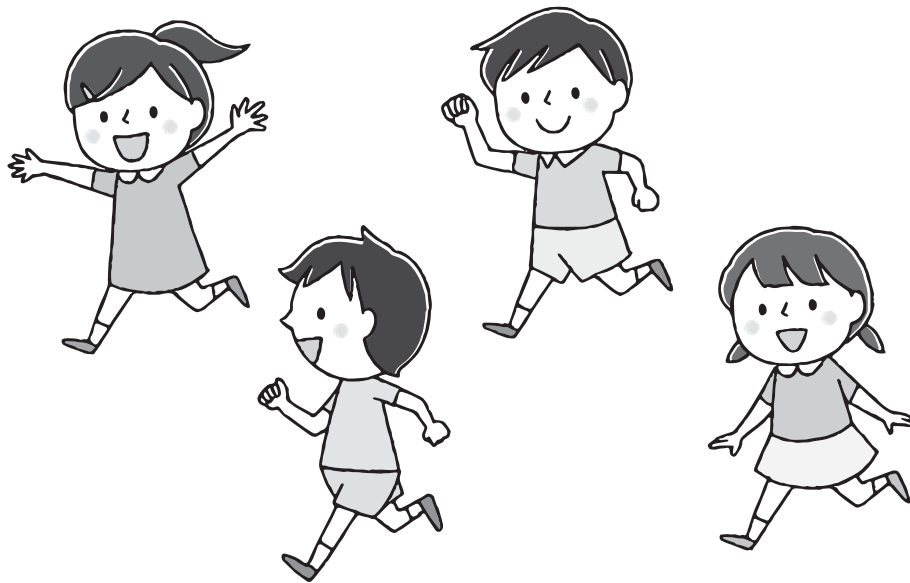
平成30年度実績

施設数：30か所（4月1日時点登録児童数：1,449人）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

【年間実利用／人】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	合計	1,644人	1,641人	1,627人	1,599人	1,582人
	幼稚園	139人	140人	132人	139人	129人
	1年生	466人	446人	448人	424人	446人
	2年生	392人	393人	374人	376人	353人
	3年生	309人	315人	316人	300人	302人
	4年生	196人	199人	203人	203人	194人
	5年生	89人	99人	100人	102人	102人
	6年生	53人	49人	54人	55人	56人
確保方策		1,644人	1,641人	1,627人	1,599人	1,582人
		37か所	37か所	37か所	37か所	37か所



12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、対象者に費用の一部を補助する事業です。

現 状

2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、3歳以上の小学校就学前の子どもの保育利用料が無償化されました。（ただし、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外のため保護者の負担になります。）

認可保育所・認定こども園の保育所機能部分に通っている場合、給食費は主食費に加え、副食費（おかずやおやつ代）が保護者の負担に変わりました。ただし、同一世帯に小学校就学前の子どもが3人以上いる場合は、3人目以降の副食費が免除されます。また、年収360万円未満相当世帯の子どもも副食費が免除されます。

また、幼稚園・認定こども園の幼稚園機能部分に通っている場合、同一世帯に小学校3年生までの子どもが3人以上いる場合は3人目以降の副食費が免除されます。また、年収360万円未満相当世帯の子どもも副食費が免除されます。

実費徴収に係る補足給付事業として、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う子どもの世帯が、年収360万円未満相当世帯の場合や同一世帯の小学校3年生までの子どもから3人目以降の子どもについては、申請により、月額4,500円を上限として、副食の費用が補助されます。

確保方策に対する考え方

国の制度に即して実施します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**事業内容**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

新規参入施設等への相談・助言等の巡回支援や健康面・発達面において特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

現 状

2019（平成31年）4月現在、本市では多様な事業者が特定教育・保育施設等の設置、運営に参入しています。事業については現在未実施です。

確保方策に対する考え方

今後も多様な事業者が特定教育・保育施設等の設置に参入できるよう、事業の実施にあたっては民間事業者の意向や国の動向を勘案しながら検討していきます。

6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

■ 教育・保育の一体的提供の現状

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

本市では、2015（平成27）年4月に私立の幼稚園1園（ひめやま幼稚園）、2018（平成30）年4月に私立の認可保育園2園（あおば保育園、朝日保育園）が幼保連携型認定こども園に移行しました。

また、2018（平成30）年4月に私立の幼稚園1園（真愛幼稚園）、2019（平成31）年4月に私立の幼稚園1園（わかば幼稚園）が特定教育・保育施設の幼稚園に移行しました。

今後も、幼稚園、保育所の特定教育・保育施設及び認定こども園への移行に関して、継続的に運営事業者の意向を確認しながら、認定こども園の普及に努めます。

■ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の確保策

1. 幼児期の教育・保育の一体的提供のため「認定こども園」への移行を推進します。
2. 幼児教育と保育の一体性を確保するため、地域ニーズに応じて幼児教育施設と保育施設の連携を図るとともに、小学校へのスムーズな接続が図られるよう努めます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

本市では、子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給を確保、保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案して給付方法を検討します。

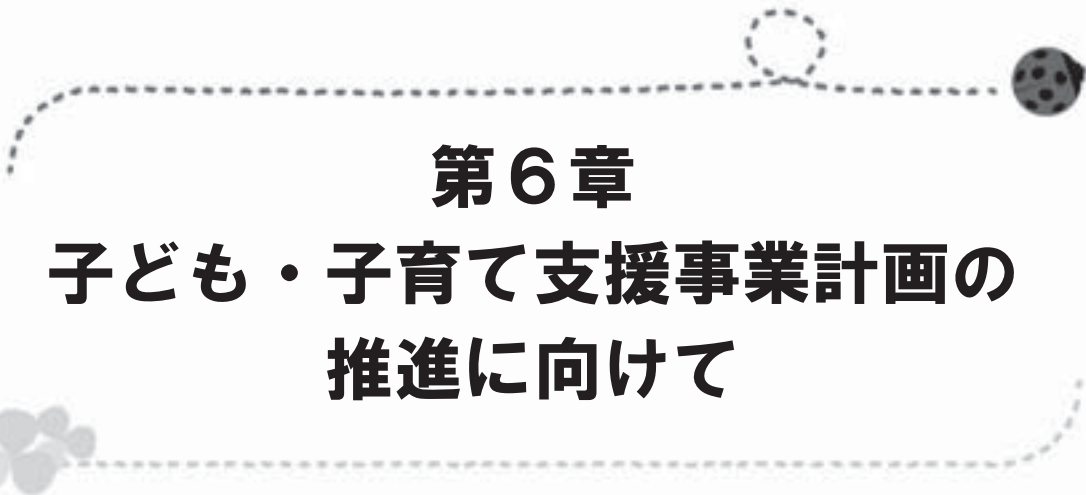
また、法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等の利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来す事の無いよう、法定代理受領（代理請求）を可能とし、原則毎月の給付を実施いたします。

なお、償還払いによる施設等利用費の給付回数については年4回を目安として実施いたします。

また、過誤請求・支払いの防止のため、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設において取りまとめるよう各施設に協力を要請します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入検査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることとされていることから、都道府県との情報共有に努め連携して取り組みます。





第6章
子ども・子育て支援事業計画の
推進に向けて

第6章 子ども・子育て支援事業計画の推進に向けて

1 市民それぞれの役割

本計画の諸施策を目標に向かって着実に推進していくためには、子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者が有するという基本的認識の下に、家庭をはじめとして保育所、幼稚園、学校、企業、地域が一体となってそれぞれの役割を担い、社会全体で次代を担う子どもやその家庭を支援していくことが不可欠です。

(1)家庭の役割

子育てにおいては、保護者が家庭の中のみならず地域の中で、男女共に保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画・連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要です。

(2)地域の役割

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(3)学校等の役割

教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

(4)企業の役割

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

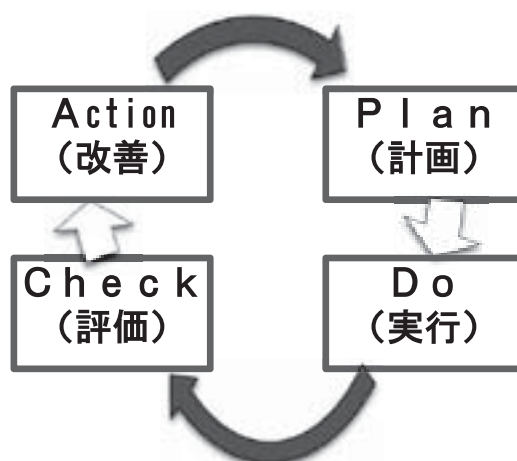
(5)行政の役割

市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携して実施します。また、国及び都道府県は、市町村の取り組みを重層的に支えます。

（資料：内閣府「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」より抜粋）

2 計画の実施状況と点検推進体制

本計画に基づく施策を推進するため、別府市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況（公立の教育・保育施設に係る施策も含む）について点検・評価します。本計画策定後には、P D C A サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、個別事業の進捗状況及び本計画全体の成果についても点検・評価します。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



3 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があり、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、本計画を市ホームページに掲載するとともに、本計画を策定した旨を市ホームページ等多様な媒体を活用し、広く市民に周知するとともに、計画のダイジェスト版を配布するなど必要な人に適切な情報が行きわたるよう、情報提供に努めます。

4 目標事業量の設定

本計画全体の進捗状況を評価するため、以下の通り目標事業量を設定します。

目標事業量一覧						
基本目標	通しN.○	事業内容	平成30年度(実績)	令和元年度(見込)	令和6年度(目標)	担当課
1	1	通常保育	33か所	33か所	33か所	子育て支援課
	2	延長保育	33か所	33か所	33か所	
	3	一時預かり事業	4か所	5か所	5か所	
	4	休日保育	2か所	2か所	2か所	
	5	病児保育	1か所	1か所	1か所	
	6	乳児保育	33か所	33か所	33か所	
	7	障がい児保育	33か所	33か所	33か所	
2	8	乳幼児健康診査の充実(1歳6か月児)	受診率98.8%	受診率98.8%	受診率99.0%	健康づくり推進課
	9	乳幼児健康診査の充実(3歳5か月児)	受診率96.7%	受診率96.7%	受診率99.0%	
	10	休日・夜間の診療体制の整備	休日：1か所 夜間：1か所	休日：1か所 夜間：1か所	休日：1か所 夜間：1か所	
3	11	男女共同参画フォーラムの開催	年1回	年1回	年1回	自治振興課
	12	公募編集委員による広報誌の発行	年1回	年2回	年2回	
	13	男女共同参画研修会の開催	年1回	年2回	年2回	
4	14	地域子育て支援拠点事業	6か所	6か所	6か所	子育て支援課
	15	ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所	
	16	放課後児童クラブ事業	30か所	36か所	37か所	
	17	放課後子供教室(子ども広場)	13か所 (一体型10か所) (連携型3か所)	13か所 (一体型10か所) (連携型3か所)	13か所 (一体型10か所) (連携型3か所)	社会教育課
	18	母親クラブ事業	2か所	2か所	2か所	子育て支援課
	19	児童館の設置	4か所	4か所	4か所	社会教育課
	20	三世代交流の推進	7か所	7か所	7か所	
5	21	交通安全指導員の配置	13校区 (36人)	13校区 (39人)	13校区 (39人)	防災危機管理課
	22	移動交通安全教室の実施	保・幼・小学校 31校園	保・幼・小学校 31校園	保・幼・小学校 53校園	
	23	移動交通安全教室の実施	幼・小学校 14校園	幼・小学校 14校園	幼・小学校 14校園	スポーツ健康課
	24	学校避難訓練	各学校(園) 年2回	各学校(園) 年2回	各学校(園) 年2回	
6	25	要保護児童対策地域協議会合同会議の開催	年2回	年2回	年2回	子育て支援課
	26	子育て支援相談員の配置	3人	3人	3人	
	27	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	5か所	5か所	5か所	
	28	母子・父子自立支援員の配置	2人	2人	2人	
	29	日中一時支援(長期休暇型)事業 (平成24年度から放課後等デイサービスを含む。)	20か所	20か所	20か所	障害福祉課
	30	こどもの発達相談会の実施	年12回	年22回	年22回	健康づくり推進課



資料編



資料編



1 別府市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	関係機関・団体名	役職	分野
山岸 治男	別府溝部学園短期大学	教授	学識経験者
阿部 真一	別府市議会	厚生環境 教育委員会委員	議会関係者
矢田 公裕	別府市医師会	会長	医療関係者
池辺 栄治	別府市子ども会育成会連合会	会長	子ども会関係者
宮崎 みき子	別府市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	民生委員・児童委員 関係者
首藤 淳子	別府市私立保育協議会	副会長	保育所関係者
伊藤 由美子	別府市私立幼稚園連絡協議会	代表	幼稚園関係者
新宅 俊文	別府市立小学校長会	会長	小学校関係者
利光 聡典	別府市総合教育センター	所長	総合教育関係者
松永 忠	社会福祉法人 別府光の園	統括施設長	児童館関係者
村田 広子	地域子育て支援センター にじのひろば	代表	地域子育て関係者
横川 明	別府市放課後児童クラブ連絡協 議会	会長	放課後児童健全育成 関係者
宮崎 トシ子	浜脇母親クラブ	事務局長	母親クラブ関係者
児玉 晃生	別府公共職業安定所	所長	関係行政機関職員
武野 真澄	大分県東部保健所地域保健課	課長補佐（総括）	関係行政機関職員
織田 富美子	別府隣保館保育園	保護者代表	保育園保護者
平松 亜弥子	認定こども園 ひめやま幼稚園	保護者代表	認定こども園保護者
大西 洋一	別府市認証保育園連絡会	会長	認可外保育施設 関係者
園 優佳	別府市公立幼稚園 PTA 連合会	会長	幼稚園保護者

2 別府市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、別府市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

3 本市の保育所・幼稚園・小学校・中学校の状況

■保育所

2019（平成31）年4月1日現在

		施設名	定員	標準時間 利用時間	延長保育	一時預かり	乳児保育	休日保育
私立	1	別府隣保館保育園	80	7:00~18:00	19:00	○	☆	
	2	さくらんぼ保育園	65	7:00~18:00	19:00		○	
	3	聖人保育園	60	7:00~18:00	19:00		○	
	4	亀川保育園	50	7:00~18:00	19:00		○	
	5	鉄輪保育園	250	7:00~18:00	19:00		☆	
	6	光の園子どもの広場	70	7:00~18:00	19:00		○	
	7	朝見保育園	70	7:00~18:00	19:00		○	
	8	こばと保育園	100	7:00~18:00	19:00		○	
	9	餅ヶ浜保育園	140	7:00~18:00	20:00		☆	○
	10	石垣保育園	80	7:00~18:00	19:00		○	
	11	青山保育所	90	7:00~18:00	19:00		○	
	12	南須賀保育園	80	7:00~18:00	19:00		○	
	13	弁天保育園	80	7:00~18:00	19:00		○	
	14	友愛保育園	60	7:00~18:00	19:00		○	
	15	ナーサリーみにふう	80	7:00~18:00	19:00	○	○	
	16	山の手保育園	80	7:00~18:00	19:00		☆	
	17	境川保育園	70	7:00~18:00	20:00		○	
	18	野口保育所	60	7:00~18:00	19:00		○	
	19	春木保育園	70	7:00~18:00	20:00		○	
	20	あけぼの保育園	50	7:00~18:00	19:00		○	
	21	ひらた保育園	60	7:00~18:00	19:00		☆	
	22	やまなみ保育園	50	7:00~18:00	19:00		☆	
	23	ナーサリープーアプー	54	7:30~18:30	-		☆	
	24	リトルメイト	20	7:30~18:30	-		○	
	25	くすのき保育園	30	7:00~18:00	-		○	
	26	別府あいむ保育園	24	7:30~18:30	20:00		☆	○
	27	やまびこ保育園	130	7:30~18:30	-		☆	
公立	1	中央保育所	90	7:00~18:00	19:00	○	○	
	2	内竈保育所	60	7:00~18:00	19:00	○	○	
	3	鶴見保育所	90	7:00~18:00	19:00	○	○	

☆印の園は、児童の状態により6ヶ月未満児の入所も可能。

■認定こども園

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	認定区分	教育定員	教育時間 利用時間	預かり保育	一時預かり	乳児保育	休日保育
			保育定員	保育標準時間 利用時間	延長保育			
私立	1 ひめやま幼稚園	1号	135	8:00～14:00	19:00			
		2・3号	60	8:00～19:00	-		○	
	2 あおば保育園	1号	15	8:30～15:30	18:00			
		2・3号	120	7:00～18:00	19:30		☆	
	3 朝日保育園	1号	15	8:30～15:30	18:00			
		2・3号	60	7:00～18:00	19:00		☆	

☆印の園は、児童の状態により6ヶ月未満児の入所も可能。

■公立幼稚園

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	定員	保育時間	預かり保育
1	境川幼稚園	60	登園～14:00	19:00
2	南幼稚園	25	登園～14:00	15:00
3	山の手幼稚園	45	登園～14:00	19:00
4	南立石幼稚園	45	登園～14:00	15:00
5	鶴見幼稚園	60	登園～14:00	19:00
6	亀川幼稚園	45	登園～14:00	15:00
7	上人幼稚園	35	登園～14:00	15:00
8	朝日幼稚園	60	登園～14:00	19:00
9	石垣幼稚園	45	登園～14:00	19:00
10	春木川幼稚園	35	登園～14:00	15:00
11	緑丘幼稚園	45	登園～14:00	15:00
12	大平山幼稚園	35	登園～14:00	15:00
13	東山幼稚園	15	登園～15:00	なし
14	べっぶ幼稚園	25	登園～14:00	15:00

■私立幼稚園

2019（平成31）年4月1日現在

施設名		定員	保育時間	預かり保育
1	別府大学附属幼稚園	140	9：00～13：30 (水曜日は11：30)	19：00
2	明星幼稚園	210	9：00～13：30	18：30
3	真愛幼稚園	25	9：00～14：00	18：00
4	カトリック海の星幼稚園	175	8：30～14：00	18：00
5	別府中央幼稚園	160	8：30～14：00	最大16：30
6	わかば幼稚園	75	8：00～14：00	18：00

■小学校

2019（令和1）年5月1日現在

学校名		クラス数	児童数
1	境川小学校	17	449
2	南立石小学校	16	348
3	亀川小学校	15	411
4	朝日小学校	21	607
5	石垣小学校	18	478
6	東山小学校	4	27
7	上人小学校	14	289
8	鶴見小学校	17	431
9	春木川小学校	14	312
10	緑丘小学校	14	287
11	大平山小学校	14	326
12	南小学校	14	268
13	別府中央小学校	12	255
14	山の手小学校	22	566

■中学校

2019（令和1）年5月1日現在

	学校名	クラス数	生徒数
1	山の手中学校	11	311
2	青山中学校	15	449
3	中部中学校	18	467
4	北部中学校	13	321
5	浜脇中学校	6	114
6	朝日中学校	16	425
7	東山中学校	3	15
8	鶴見台中学校	15	407

※東山小中学校を除く、市内小中学校には特別支援学級が設置されています。

4 本市の子育てサービスの状況

■一時預かり

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	利用日時、時間等
1	ナーサリーみにふう	実施保育所の開所日に準ずる 8:00~18:00
2	別府隣保館保育園	
3	中央保育所	
4	内竈保育所	
5	鶴見保育所	

■休日保育

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	利用日時、時間等
1	餅ヶ浜保育園	年末年始除く日曜、祝日 8:00~18:00
2	別府あいむ保育園	年末年始除く日曜、祝日 8:00~18:00

■病児保育

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	利用日時、時間等
1	病児保育室「クローバー」 （矢田こどもクリニック内）	日曜日・祝日・年末年始を除く 8:00～18:00（土曜日は13:00まで）

■延長保育

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	利用日時、時間等
1	全公私立保育所（園） ・認定こども園33施設	実施保育所の開所日に準ずる 保育時間終了～19:00まで （餅ヶ浜保育園、境川保育園、春木保育園、あいむ保育園は保育時間終了～20:00まで） （くすのき保育園は保育時間終了～18:00まで） （ナーサリーブープアプー、リトルメイト、やまびこ保育園は保育時間終了～18:30まで）

■児童館

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	利用日時、時間等
1	光の園児童館 親子の広場	9:00～18:00 〈休館日〉 火曜日・第3日曜日・年末年始・お盆
2	南部児童館	9:00～19:00 〈休館日〉 月曜日（祝日の翌日）・年末年始
3	北部児童館	9:00～19:00 〈休館日〉 月曜日（祝日の翌日）・年末年始
4	西部児童館	9:00～19:00 〈休館日〉 月曜日（祝日の翌日）・年末年始

■地域子育て支援拠点施設

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	利用日時、時間等
1	地域子育て支援センター「風のまち」	10:00～16:00 〈休館日〉 日曜日・祝日・年末年始
2	地域子育て支援センター 「すくすくルームふたば」	9:00～17:00 〈休館日〉 土・日曜日・祝日・お盆・年末年始
3	地域子育て支援センター「にじのひろば」	9:30～16:30 〈休館日〉 日曜日・祝日・年末年始
4	南部子育て支援センター「わらべ」	9:00～17:30 〈休館日〉 月曜日（祝日の翌日）・年末年始
5	北部子育て支援センター「どれみ」	9:00～17:30 〈休館日〉 日曜日・祝日・年末年始
6	西部子育て支援センター「べるね」	9:00～17:30 〈休館日〉 月曜日（祝日の翌日）・年末年始

■ファミリー・サポート・センター

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	所在地等
1	ファミリー・サポート・センター	<p>「子育ての手助けをしてほしい人」（おねがい会員）と「子育ての手助けをする人」（まかせて会員）が会員として登録し、会員同士で子育てを支え合う組織です。</p> <p>〈援助対象児童〉 概ね3か月～小学校6年生まで 〈利用時間〉 7:00～19:00</p>

■ショートステイ・トワイライトステイ

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	利用期間等
1	栄光園（児童養護施設）	<p>保護者の傷病や社会的事由で児童の養育が一時的に困難になった場合、経済的その他の理由により緊急一時的に母子等の保護を必要とする場合に一時的に養育・保護する事業です。</p> <p>〈利用期間〉 ショートステイ：1週間以内 トワイライトステイ：平日夜間（17：00～22：00） 休日（8：00～17：00）</p> <p>〈利用金額〉 所得や児童の年齢により異なる</p>
2	光の園子ども家庭支援センター	
3	別府平和園	
4	栄光園（乳児院）	
5	永生会母子ホーム（ショートステイのみ）	

■母親クラブ

2019（平成31）年4月1日現在

	施設名	事業内容
1	別府北部母親クラブ	<p>児童の健全な育成を図るため、母親が地域の方々と積極的に健全育成活動を図るものです。地域の児童福祉の向上のために活動しています。</p>
2	浜脇母親クラブ	

■放課後児童クラブ

2019（平成31）年4月1日現在

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の時間帯に遊び及び生活を通して児童の健全育成を図ります。

	クラブ名	小学校区		クラブ名	小学校区
1	サークルさくらんぼ	別府中央	19	朝日放課後児童クラブ	朝日
2	ポラリス児童クラブ		20	朝日第2放課後児童クラブ	
3	第2ポラリス児童クラブ		21	朝日第3放課後児童クラブ	
4	境川学童ちびっこクラブ	22	朝日第4放課後児童クラブ		
5	第2境川学童ちびっこクラブ	境川	23	光の園子どもクラブ	緑丘
6	第3境川学童ちびっこクラブ		24	光の園子どもクラブ2	
7	南子育て仲よしクラブ	南	25	光の園子どもクラブ3	
8	第2南子育て仲よしクラブ		26	南須賀児童クラブ	
9	山の手キッズ第1児童クラブ	山の手	27	南須賀第2児童クラブ	石垣
10	山の手キッズ第2児童クラブ		28	石垣児童クラブげんきっず	
11	光町にじ児童クラブ		29	石垣第2児童クラブげんきっず	
12	南立石放課後児童クラブ	南立石	30	春木川児童クラブ スプリングメイツ	春木川
13	南立学童あいくる		31	春木川第2児童クラブ スプリングメイツ	
14	鶴見児童健全育成クラブ	鶴見	32	上人第1児童クラブ	上人
15	鶴見っ子なかよし学童クラブ		33	上人第2児童クラブ	
16	別府大平山わかば学童保育所	大平山	34	かめがわ放課後児童クラブ	亀川
17	第2別府大平山わかば学童保育所		35	第2かめがわ放課後児童クラブ	
18	やまなみ児童クラブ		36	かめっこ児童クラブ	

■子ども広場

2019（平成31）年4月1日現在

地域住民等の参画を得て、全ての児童を対象に、平日の放課後に各小学校において「放課後学習ひろば」や、学校休業日に各公民館において様々な体験活動を行う「公民館子どもひろば」を実施します。

	地域学校協働活動本部	放課後学習ひろば	公民館子どもひろば対象校	公民館子どもひろば実施場所
1	中央公民館	境川小学校 別府中央小学校 山の手小学校	境川小学校 別府中央小学校 山の手小学校	中央公民館
2	北部地区公民館	亀川小学校 上人小学校	亀川小学校 上人小学校	北部地区公民館
3	西部地区公民館	南立石小学校 鶴見小学校	南立石小学校 鶴見小学校	西部地区公民館
4	中部地区公民館	石垣小学校 春木川小学校 緑丘小学校	石垣小学校 春木川小学校 緑丘小学校	中部地区公民館
5	南部地区公民館	南小学校	南小学校	南部地区公民館
6	朝日大平山公民館	朝日小学校 大平山小学校	朝日小学校 大平山小学校	朝日大平山公民館

■経済的支援 その①

2019（平成31）年4月1日現在

	名称	内容
1	児童手当	中学校修了までの児童を対象に手当が支給されます。
2	未熟児療育医療	療養のため指定養育医療機関に入院を必要とする未熟児に対して、医療費の助成を行っています。
3	小児慢性特定疾病医療	小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療が長期にわたり医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、医療費の助成を行っています。
4	子ども医療費	別府市に住所を有する就学前の児童の入院・通院・歯科・調剤及び小中学生の入院に対して、医療費の一部を助成します。 なお、令和2年10月から市町村民税非課税世帯の小中学生の通院に対する助成を拡大します。
5	自立支援医療	身体に障がいのある児童、または疾病を放置すれば将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童について、必要な医療費の助成を行っています。 （一部自己負担あり） （育成医療）対象：18歳未満で身障手帳の交付を受けている児童又はそれと同程度の障がいのある児童 （精神通院医療）対象：統合失調症・躁うつ病・てんかん等で通院による精神医療を継続的に必要とする方

■経済的支援 その②

2019（平成31）年4月1日現在

	名称	内容
6	大分にここにこ保育支援事業の実施	令和元年10月より、認可保育所に入所している4月1日時点の年齢が3歳未満で戸籍上の第2子以降の子どもの保育料が無料となりました。適用を受けるためには所定の申請書により申し込みが必要です。
7	幼児教育・保育の無償化	令和元年10月から幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する3歳児から5歳児クラスの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの利用料が無償化されました。（特例を除き、給食費や副食費は保護者負担） また、幼稚園（未移行）の保育料幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリーサポートセンターの利用料についても限度額の範囲内で無償化の対象となります。適用を受けるためには無償化の認定手続きなどが必要です。
8	障害児福祉手当	身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅の児童に支給される国の手当です。
9	特別児童扶養手当	身体または知的に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。
10	福祉手当・福祉タクシー手当	毎年度3月1日に別府市の住民基本台帳に1年以上記録されており、有効な手帳を所持する身体障がい児及び知的障がい児に対して支給される市の手当です。
11	重度心身障害者の医療助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定等の重度心身障がい児に対し医療費の一部を支給します。
12	補装具の交付・修理	日常生活を容易にするため、車椅子、装具などの補装具の購入借受け又は修理費の支給を行います。
13	日常生活用具の給付	在宅の重度心身障がい児の日常生活を便利にするために特殊寝台、入浴補助用具などの用具を給付します。
14	重度心身障がい者住宅改造助成	生活環境整備の促進を図るために、住宅設備をその障がい児に適するように改造する経費を助成します。
15	児童扶養手当	父母の離婚、父又は母の死亡などにより父又は母と生計が異なる児童や父又は母に一定以上の障がいのある児童の父若しくは母又は養育者に対し、所得に応じて支給されます。
16	ひとり親等家庭医療費助成	児童を監護するひとり親家庭の親及び児童や父又は母に一定以上の障害のある家庭の親及び児童、養育者が監護する父母のいない児童の医療費の一部負担分を助成します。 ※父母については一部自己負担が必要です。
17	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、無利子又は低利で各種資金の貸付けを行います。
18	就学の援助	児童扶養手当受給家庭等を対象に、給食費や教材費の援助、入学準備や修学旅行などへの援助を行います。
19	おおいた子育てほっとクーポン	満3歳未満の子どものいる家庭に対し、地域の子育て支援サービスを知ってもらい、気軽に利用していただくことを目的に、子育て支援サービスに使えるクーポンを配布しています。
20	放課後児童クラブ保護者負担金軽減事業	放課後児童クラブを利用する小学生の保護者で、生活保護受給世帯等を対象に保護者負担金軽減事業を行っています。



第2期

別府市子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020（令和2）年3月

発行元 別府市 福祉共生部 子育て支援課

住 所 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

T E L 0977-21-1111（代表）

